

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年3月まで

婚姻前の昭和43年4月及び同年5月の国民年金保険料については、父親が支払っていたと記憶している。

A市に転居した昭和43年11月からは、転居前の同年6月分から44年3月分までを、自分自身が集金人に対し、数か月分まとめて支払った記憶がある。

以上の経過から未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和43年4月及び同年5月については、申立人が持参した国民年金手帳の住所履歴から、申立人の両親と同じB市の住所であったことが確認できる。また、申立期間前の昭和42年10月から43年3月までの保険料については、B市で納付されていること及び申立人の母親については、申立期間を含めすべて納付済みとなっていることから、申立人の父親が、申立人の保険料を納付していたとする主張に不自然さは無い。

さらに、昭和43年6月から44年3月までの期間については、申立人は集金人にまとめて保険料を納付していたと主張しているところ、A市では、当時、集金人制度を採用していなかったものの、国民年金保険料を徴収するための納付組織が申立人の居住地であるA市内のC町及びD町に存在したことが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年8月から49年3月まで
② 昭和50年4月から51年3月まで

A市役所に行き、国民年金の加入手続を行った際に、市の担当者から過去の保険料をさかのぼって納めることができると言われ、保険料約4万円を一括で納付した。

社会保険庁の記録では、過去にさかのぼって納付した保険料のうち、加入資格を取得した昭和40年8月から49年3月までの期間及び50年4月から51年3月までの期間について、保険料が未納とされている。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、②昭和50年4月から51年3月までの期間については、
 - i) 申立人は、加入手続を行った当初から付加保険料を申し込んでおり、納付意識が高かったとみられること、
 - ii) 申立人は加入手続を行った際に、過去の保険料も含めて約4万円を一括して納付したとしているが、当該金額は、49年4月から申立人が加入手続を行った時期までの保険料の合計額を一括納付した場合の保険料の合計額と一致すること、
 - iii) 申立人が昭和49年度の過年度保険料と51年度の現年度保険料（付加保険料を含む）を一括納付していながら、その間の50年度の過年度保険料のみを納付しないのは不自然であること等から、納付していたものと考えられる。
- 2 一方、申立期間のうち、①昭和40年8月から49年3月までの期間については、時効により納付できないため、当該期間の納付は特例納付によることとなるが、
 - i) 申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された52年2月の

時点では特例納付を実施していなかったこと、ii) 仮に当該期間を附則 18 条による特例納付により保険料を納付する場合、必要な保険料の合計額は、計 8 万 2,800 円となるが、申立人が一括して納付したとする保険料の合計額は、申立期間②に対応する約 4 万円であったとしており、保険料の納付額が大きく異なること、iii) 申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと等から、国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、②昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から48年9月

昭和44年6月から結婚するまでは実家で保険料を納めていたが、結婚後の47年4月からは嫁ぎ先の義父が保険料を納めてくれていたはずである。私と同様に義父が保険料を納めていた夫には未納は無い。組合員勘定制度ができてからは、この制度を使い、私と夫の保険料を納めていたことは夫が義父からはっきり聞いている。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫の保険料を納付していたとする申立人の義父は、国民年金保険制度が発足した昭和36年4月以降、厚生年金保険の加入期間10か月を除く36年6か月、保険料はすべて現年度に納付され、46年4月以降、28年4か月、付加保険料を納付している夫の納付記録から、保険料の納付意識は極めて高いものと認められる。

また、申立人が組合員勘定制度を利用して保険料を納付していたことが確認できる当時の資料は既に廃棄されているが、昭和48年1月から当該制度による取引が開始されたことが確認でき、申立人の義父が納付手続をしていたとする申立内容に不自然さは無い。

さらに、申立人の被保険者名簿から、結婚した昭和47年4月以降は、嫁ぎ先で保険料を納付していたことが確認でき、申立期間を除く34年3か月、保険料はすべて現年度に納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から同年3月までの期間及び3年6月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年1月から同年3月まで
② 平成3年6月から4年3月まで

国民年金の加入は、会社を退職後に妻が手続を行い、夫婦二人分の保険料納付が困難な時は、夫の保険料だけは未納にならないように妻が納付してきた。平成19年6月に年金記録を調べたところ、申立期間が未納とされていることを初めて知ったが、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②を除き、厚生年金保険資格喪失後の昭和55年1月から平成19年4月まで、未納無く保険料を納付しており、夫の保険料だけは未納にならないように妻が納付してきたという主張に不自然さは見られない。

また、納付年月日が確認できる社会保険庁の記録から、昭和60年4月から平成10年3月までの保険料は、申立期間①及び②を除き、すべて現年度内に完納されていることが認められる。

さらに、申立期間①及び②の当時、申立人の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の①昭和 48 年 2 月及び同年 3 月並びに②53 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 2 月及び同年 3 月
② 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで

国民年金は 20 歳になった時に自分で加入手続をした。

その後、A 市に転居してからは、送られてくる納付書により市役所支所で保険料を納付していた。結婚後、保険料を納付しようとしないうちに納付するように説得したこともあったが、何事にもきちんとしなければ気が済まない私は、自分の分は自分できちんと保険料を納めていた。

平成 3 年 8 月の未納は、転職時のことで承知しているが、ほかに未納はないはずだ。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、いずれも短期間である上、申立人が納付し始めた昭和 42 年 5 月以降の国民年金保険料は、申立期間と申立人が支払っていないと認めている転職による 1 か月を除きすべて納付済みである上、20 歳になる直前の 42 年 5 月 26 日に国民年金手帳記号番号が払い出されており、申立人が主張するとおり、何事にもきちんとしなければ気が済まないという申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間①を含む、昭和 44 年 3 月から 49 年 2 月までの期間は任意加入期間であり、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から59年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年4月から59年2月まで
昭和54年3月に会社を退職して、同年4月から父の経営する会社の支店を任された。私は役場で国民年金の加入手続をし、保険料は会社負担であったが私が納付しに行っていた。当該期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は会社を退職後、父親が経営する会社の支店を任されることになり、A町に転入したが、当該会社は社会保険に加入していなかったため、父親は無理を言って申立人を自分の会社に呼び寄せた負い目から、申立人の国民年金保険料を会社が負担することに合意した。申立人が役場で国民年金加入手続を行い、保険料も納付しに行き、領収書を日報と一緒に毎月本社に送っていたとの申立ては、当時、本社の経理を担当していた実弟から「日報に国民年金保険料の領収書が貼ってあったのは事実であり確認しています。」との証言がある。

昭和59年3月に本社に異動することになり、本社ではほかの従業員の手前、申立人だけが国民年金保険料を会社で負担してもらうことができず、また、子供が3人おり生活が大変だったので、保険料を納付できず未納にしてしまったと具体的に記憶している。

A町にいた期間のみを申し立てており、その記憶は具体的かつ詳細なものであり、この記憶を裏付けられる証言もある反面、申立内容に明らかに反する証拠は存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は昭和54年4月から59年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月
② 平成3年8月及び同年9月

国民年金保険料は、すべて妻が郵便局で夫婦二人分を納めているので、納め忘れは無い。妻については納付済みとなっているので、自分の分が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、妻が夫婦二人分を納付していたと主張しているが、申立人の妻については、申立期間の国民年金保険料はすべて納付済みとされている。

また、申立人は、国民年金への加入手続を初めて行った昭和63年4月以降、船員保険と国民年金の切替手続を申立期間以外に6回行っているが、いずれも適切に手続を行っており、申立期間以外に未納期間は存在しない。

このことから、申立人の申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

一方、申立期間のうち①平成3年4月については、5年12月24日に追加された資格記録であることが確認できるが、その時点では、申立期間①の保険料は時効により納めることができない期間である。さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間当時は未加入期間であったため納付書の発行は無く、郵便局で納付することはできなかつたと考えられることから、この期間について納付が行われていたとは認め難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

平成3年8月及び同年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岩手国民年金 事案 42

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで
国民年金に加入した昭和 42 年 3 月からすべての期間を納付していたはずで、申立期間の 1 年間だけを納付していないことは考えられない。申立期間及びその前後の期間は A 市役所で納付したはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が厚生年金保険加入中の昭和 42 年 3 月に国民年金に任意加入しているが、役場職員だった義父から年金の有益性について説明を受けたことを加入の理由に挙げるなど合理的で、加入手続に至る経緯は自然である。

また、申立人は当時、自宅から徒歩で 30 分程度離れていた A 市役所に、毎月徒歩か自転車で行き、庁舎内に常設されていた B 銀行の出張所に納付したとするなど、保険料納付に関する記憶が鮮明で具体的である。

さらに、申立人は国民年金に任意加入して以降、昭和 61 年 4 月に第 3 号被保険者に種別変更するまで申立期間を除き未納が無く、60 歳以後も国民年金に任意加入し全期間納付するなど、年金制度に対する理解が深く、納付意識が高かったと考えられる。

加えて、社会保険事務所保管の被保険者台帳によると申立期間の前の昭和 45 年度から 51 年度まで 7 年間のうち、5 年度分は前納の記載があり、市町村保管の被保険者名簿によると 48 年には年度途中の保険料額の改定に伴う差額納付がされているなど、申立期間のみを納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岩手国民年金 事案 43

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

国民年金に加入した昭和 49 年 1 月からすべての期間を納付していたはずで、申立期間の 1 年間だけを納付していないことは考えられない。申立期間及びその前の期間は A 市役所で納付したはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が厚生年金保険加入中の昭和 49 年 1 月に国民年金に任意加入しているが、役場職員だった父から年金の有益性について説明を受けたことを加入理由に挙げるなど合理的で、加入手続に至る経緯は自然である。

また、申立人は当時、自宅から車で 5 分から 7 分程度離れている A 市役所に、毎月自家用車で行き、市役所の窓口で直接納付したとするなど、保険料納付に関する記憶が鮮明で具体的である。

さらに、申立人は国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き未納が無く、厚生年金保険からの切替えも適正に行っていることや任意加入の全期間を現年度納付していることなどから、年金制度に対する理解が深く、納付意識が高かったと考えられる。

加えて、申立人は翌年から国民年金に第 3 号被保険者が創設され、年金制度が変わることを夫が勤務した事業所からの連絡等で熟知しており、長期に渡り加入してきた国民年金の資格を喪失する理由が無く手続した記憶も無いと主張しており、事実、夫が勤務した事業所では、当時の制度改正については、国民年金の切替えを速やかに行うため、数度にわたり従業員に連絡をし

ていたことが確認されており、申立人の主張に不自然さは見受けられない。

なお、A市では国民年金被保険者名簿を保管しておらず、資格喪失処理の経緯は確認できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで
夫婦の国民年金保険料は、一緒に地区の納税組合に納付していた。妻の保険料には未納は無いが、私の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの保険料が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した期間について、申立期間の 3 か月を除き、保険料をすべて納付しており、申立人の妻は申立期間を含め保険料をすべて納付している。

また、申立人によれば、夫婦の保険料は地区の納税組合に納付していたとのことであるが、当時の地区の納税組合長から、申立人夫婦は納税組合の組合員であり、当時、納税組合では国民年金保険料の集金を行っており、その収納率は、報奨金を得るために 100 パーセントであったとの証言が得られた。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年10月

申立期間当時、義父が夫婦の国民年金保険料を一緒に前納により納付していたはずであり、夫の保険料には未納が無いのに私の保険料だけが、1か月分未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間の1か月を除き保険料をすべて納付しており、申立期間当時、同居していた申立人の夫及びその両親は、申立期間を含め保険料をすべて納付している。

また、申立人は、義父が、夫婦の保険料を一緒に前納していたと主張しており、A市町村の被保険者台帳の記録から、昭和43年10月から59年10月までの申立人夫婦の保険料がいずれも同一日に前納されていることが確認でき、申立人夫婦の保険料を納付していた義父の納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

昭和36年当時、地元自治会から勧誘を受け、私と妻及び両親の4人一緒に国民年金に加入した。国民年金保険料の徴収は、自治会の役員が行っており、保険料は1か月100円で、昭和36年度の1年分を一括納付したが、妻及び両親の保険料は納付済みとされているのに、私だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人、その妻及び両親の国民年金手帳記号番号の払出日は同一日で、国民年金手帳記号番号が連番で付されており、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間は保険料をすべて納付している。

また、妻及び両親は、申立期間を含め国民年金加入期間の保険料納付を自治会を通じて行っており、基本的に家族共に保険料を納付していたものと考えられ、申立期間について申立人のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、申立内容のとおり、当時、申立人の居住地区に納付組織（自治会）が存在していたことが確認できるほか、申立期間についての国民年金保険料月額は、100円であり、申立人が主張している保険料月額と一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から44年3月まで

私達夫婦は精肉店を営んでおり、昭和40年7月に国民年金に加入したもののしばらくの間、国民年金保険料の納付を怠っていた。

しかし、商店街の知人から国民年金の大切さを教わり、保険料を納付することが必要であると思った。このため、昭和45年春ごろにA町役場（現在は、B市）で私が申立期間を含めて夫婦の保険料4年分をまとめて納付したことから、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している国民年金保険料の納付状況は、知人との会話の中で年金の重要性に思い至ったこと、役場の窓口にて過去の分も納める様に指導されてまとめて納付したこと、その納付の方法等、明瞭^{めいりょう}であり、自営業も順調で保険料をまとめて納付することができ、かつ、納付した保険料の金額も当時の保険料額とおおむね一致している。

また、申立てでは昭和41年4月から45年3月までの国民年金保険料をまとめて納めたとの主張であるが、本来であれば41年3月から42年3月までの分は、時効によって納付することができない。しかし、B市職員からA町当時の保険料収納事務を聴取したところ、A町では2年の時効を越える過年度保険料の納付を受け付けていたとの証言が得られたため、申立人の主張は信憑性^{しんぴょうせい}が高いと認められる。

さらに、申立人が所持している国民年金手帳の昭和41年4月から44年3月までの検認欄は、検認印が無く切取線上に契印が押されて切り取られているが、このことについても、B市職員から、国民年金保険料の一年分

の納付があると収納印を押して台紙部分を切り取ったが、未納期間がある場合には切り取っていないこと、国民年金手帳に国民年金印紙を貼付したのは現年度保険料分のみで過年度保険料分については支払用紙を出して納付してもらったことなどが確認できた。

加えて、申立人は、申立期間以降の保険料については、すべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から44年3月まで

私達夫婦は精肉店を営んでおり、昭和40年7月に国民年金に加入したもののしばらくの間、国民年金保険料の納付を怠っていた。

しかし、商店街の知人から国民年金の大切さを教わり、保険料を納付することが必要であると思った。このため、昭和45年春ごろにA町役場（現在は、B市）で夫が申立期間を含めて夫婦の保険料4年分をまとめて納付したことから、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が記憶している国民年金保険料の納付状況は、知人との会話の中で年金の重要性に思い至ったこと、役場の窓口で過去の分も納めるよう指導されてまとめて納付したこと、その納付の方法等、明瞭^{めいりょう}であり、自営業も順調で保険料をまとめて納付することができ、かつ、納付した保険料の金額も当時の保険料額とおおむね一致している。

また、申立てでは昭和41年4月から45年3月までの国民年金保険料をまとめて納めたとの主張であるが、本来であれば41年3月から42年3月までの分は、時効によって納付することができない。しかし、B市職員からA町当時の保険料収納事務を聴取したところ、A町では2年の時効を越える過年度保険料の納付を受け付けていたとの証言が得られたため、申立人の主張は信憑性^{しんぴょうせい}が高いと認められる。

さらに、申立人が所持している国民年金手帳の昭和41年4月から44年3月までの検認欄は、検認印が無く切取線上に契印が押されて切り取られているが、このことについても、B市職員から国民年金保険料の一年分の

納付があると収納印を押して台紙部分を切り取ったが、未納期間がある場合には切り取っていないこと、国民年金手帳に国民年金印紙を貼付したのは現年度保険料分のみで過年度保険料分については支払用紙を出して納付してもらったことなどが確認できた。

加えて、申立人は、申立期間以降の保険料については、すべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から49年3月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、昭和48年5月から49年3月までの期間については、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。申立期間の国民年金保険料については、49年6月ごろA市役所の国民年金係の窓口で私と夫の国民年金の加入の手续をした際に、夫婦二人分の未納保険料納付書の交付を受け、後日、B市C郵便局に納付したので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所の国民年金係の窓口で国民年金の加入手続をした際に、同時に加入したその夫の分と併せて昭和48年度分の過年度納付書の交付を依頼し、後日送付された納付書によりB市C郵便局で保険料を納付したことを明瞭に記憶しており、その内容は具体的で、特段不合理な点は認められないことにもかかわらず、申立期間について夫の保険料のみ納付済みになっていることは不自然である。

また、申立人は、国民年金加入後は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

なお、昭和48年5月から同年8月まで分については、49年4月から6月までの二重納付したものを還付する際に充当処理されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から同年10月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、昭和58年7月から同年10月までの期間については、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。A市（現在は、B市）に在住時は同市内のC郵便局で納付しており、転居先のD市では同市E出張所で納付していたので未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、納付場所及び納付方法についての記憶は具体的であり、申立人が納付したと主張しているA市（現在は、B市）のC郵便局及びD市E出張所では、いずれも国民年金の保険料の収納事務を行っていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立人は、会社退職後、国民年金に加入し、結婚時の種別変更や夫の転勤の際の住所変更等を適正に行っていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

国民年金の納付記録を照会したところ、申立期間について未納とされていたが、A市からB市（現在は、C市D区）に転居し、昭和50年3月17日に同市E支所で国民年金の転居手続を行うとともに、申立期間にかかる納付書の交付を受け同支所で納付したことを覚えており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市からB市（現在は、C市D区）に転居し、昭和50年3月17日に同市E支所で国民年金の転居手続を行うとともに、申立期間にかかる納付書の交付を受け、同支所で納付したことを明瞭に記憶しており、その内容は具体的で、特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、その夫の被保険者資格の変更に伴う申立人の第3号被保険者と第1号被保険者の資格変更手続を6回にわたり適切に行っているほか、昭和48年11月から平成18年12月まで、申立期間の昭和50年1月から同年3月を除き、32年10月にわたり国民年金保険料を期限内に納付しており、納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

群馬国民年金 事案 41

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 2 月

昭和 60 年 2 月 27 日に A 社を退職し、同年 3 月 28 日に B 社に就職した。当時、両親から「年金の未加入期間を作ると、将来、年金額が下がるので、必ず手続をするよう」言われ、国民年金の加入手続を行った。納付方法、納付場所等の記憶は定かでないが、納付を前提に加入手続を行ったわけであるから、当然納付したものと理解している。

申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、B 社に就職した日（昭和 60 年 3 月 28 日）の直後である昭和 60 年 4 月 12 日に払い出されており、A 社と B 社との狭間の期間を埋めるために、国民年金の加入手続を行ったことが推認できることから、「納付を前提に加入手続を行った」とする申立人の主張は信憑^{びよう}性が高い。

また、申立期間について、同居している両親は、国民年金保険料を納付しており、申立人が保険料を納付していなかったことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月から同年 10 月まで

厚生年金保険から国民年金への切替を 4 回行っているが、切替後の国民年金保険料はすべて納付したと思っていた。申立期間の保険料を納付書により銀行で納付したかどうかまで明確には覚えていないが、納付したのは間違いないと思う。

申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は一つの期間で、しかも 3 か月と短期間である。

また、申立人は厚生年金保険から国民年金への切替を 4 回行っているが、いずれも適切に手続きし、申立期間を除いて、切替後の国民年金保険料はすべて納付済みである。

さらに、申立人は、申立期間において、社会保険の適用事業所となっていない会社に勤務し、かつ、申立人の妻は市町村職員であり、保険料を納付する資力に特段の問題は無かったと見受けられ、申立期間の保険料を納付したという申立てを否定する特段の理由も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年3月までの期間及び41年4月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から40年3月まで
② 昭和41年4月から45年3月まで

私は、昭和45年に理容店を開業し、経営が安定してきた7、8年後に特例納付制度を利用して、未納分の国民年金保険料を納付した。私の妻も、私と同行して保険料を納付しに行ったことを記憶しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、特例納付するよう勧めたとする申立人の妻は、保険料を完納している。

また、申立人が特例納付したとする時期は、第3回の特例納付が実施されていた時期であり、納付したと主張する金額も申立期間の保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立人が居住していた区では、特例納付の勧奨を積極的に行っていたこと、特例納付のための国庫金納付書に必要な事項を記載して、納付希望者に交付し、金融機関で納付するよう案内していたこと、庁舎内に国庫金の指定金融機関があったことなどが確認できる上、申立人の妻も特例納付をした際の状況について詳細に証言しているなど、申立人の申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで

私は、国民年金保険料は中断することなく継続して納付することが必要だと考えていたので、納付書が送付されてくれば保険料を納付しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間が 3 か月と短期間であり、申立期間直前の昭和 58 年 12 月までの国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間直前の昭和 58 年 7 月から同年 12 月までの過年度分の保険料を 59 年 8 月に納付しており、同年 11 月に所管の社会保険事務所から申立期間の過年度分の納付書が申立人に送付されたことが確認できる上、昭和 45 年度の申請免除期間の保険料を 52 年 2 月に追納していること及び 47 年 12 月から 58 年 6 月までは付加保険料も納付していることなどから、申立期間の保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで

私と夫は、結婚以来いつも国民年金保険料を一緒に納めていた。申立期間のころは、夫が自宅から徒歩 5 分の場所にある市役所内の銀行に行き、納付書により夫婦二人分の保険料を納付していた。夫の保険料については未納が無いのに、私の 3 か月分の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の夫は、申立人の申立期間を含め、保険料をすべて納付している。

さらに、納付日を確認できる昭和 46 年 4 月から 47 年 9 月までの保険料は、申立人及びその夫とも同一日に納付されているなど、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられる上、国庫金の指定金融機関が当時市役所内に開設されていたことが確認できるなど、申立人の申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から同年12月まで

私たち夫婦は、昭和49年4月に将来のことを考えて、一緒に市役所に行き、国民年金の加入手続した以降、夫婦二人分の国民年金保険料を銀行で納付してきたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間が3か月と短期間であり、国民年金に加入して以降は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人及びその妻は、国民年金手帳の記号番号が連番で払い出されている上、申立期間の後の期間において、重複納付による充当処理及び還付処理がそれぞれ同時期に行われていること、申立期間の前後を通じて住所や職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められず、申立期間の保険料は金融機関に行き昭和57年12月のボーナスで納付したことを明確に記憶していることなどから、申立期間の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年10月から同年12月まで

私たち夫婦は、昭和49年4月に将来のことを考えて、一緒に市役所に行き、国民年金の加入手続した以降、夫婦二人分の国民年金保険料を銀行で納付してきたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間が3か月と短期間であり、国民年金に加入して以降は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人及びその夫は、国民年金手帳の記号番号が連番で払い出されている上、申立期間の後の期間において、重複納付による充当処理及び還付処理がそれぞれ同時期に行われていること、申立期間の前後を通じて住所や職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められず、申立期間の保険料は金融機関に行き昭和57年12月のボーナスで納付したことを明確に記憶していることなどから、申立期間の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から38年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年11月から38年4月まで

父は、姉と私の国民年金の加入手続を行い、姉妹二人分の国民年金保険料を納付してくれていたため、私が結婚するまでの保険料は納付済みではなく、申立期間の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間については、申立期間を除き、国民年金保険料を納付している上、昭和50年12月から約10年間にわたり国民年金に任意加入し、付加保険料を含め保険料を納付している。

また、父親が国民年金の加入手続をしたとされる申立人とその姉の国民年金の手帳記号番号は連番で払い出されていることが確認できる上、申立人の国民年金の加入時期から申立期間までの保険料は納付済みとなっているほか姉は、申立人の申立期間を含め保険料がすべて納付済みとなっていることなどから、申立人の申立期間の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から同年3月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、昭和55年1月から同年3月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。毎月欠かさず近所の金融機関で納付していたはずであり、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、厚生年金保険と国民年金との切替手続も適切に行っていることから、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間の申立人の経済状況は保険料を納付するのに問題は無く、申立期間の保険料のみを納付しないとするのは不自然と考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から45年3月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、昭和43年4月から45年3月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。国民年金制度が始まった36年4月以降、すべて納付していたはずであり、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く約31年間、国民年金保険料をすべて納付しており、その妻も申立人と同じ期間を除き、保険料を完納している。

また、申立人とその妻は、昭和62年度以降のすべての期間について保険料を前納しており、納付意識は高かったものと認められ、かつ、当時、卸売業を営み経済的に問題は無かったことから、申立期間の保険料のみを納付しないとするのは不自然と考えられる。

さらに、申立期間は、申立人が居住していた自治体において国民年金保険料の納付方法を印紙検認方式から納付書方式に変更しており、切替時に行政側の事務処理誤りも見受けられることから、本申立てにおいて行政側に何らかの事務処理誤りがあった可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から45年3月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、昭和43年4月から45年3月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。国民年金制度が始まった36年4月以降、すべて納付していたはずであり、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く約36年間、国民年金保険料をすべて納付しており、その夫も申立人と同じ期間を除き、保険料を完納している。

また、申立人とその夫は、昭和62年度以降のすべての期間について保険料を前納しており、納付意識は高かったものと認められ、かつ、当時、卸売業を営み経済的に問題は無かったことから、申立期間の保険料のみを納付しないとすることは不自然と考えられる。

さらに、申立期間は、申立人が居住していた自治体において国民年金保険料の納付方法を印紙検認方式から納付書方式に変更しており、切替時に行政側の事務処理誤りも見受けられることから、本申立てにおいて行政側に何らかの事務処理誤りがあった可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年10月から同年12月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、昭和53年10月から同年12月までの期間について納付事実が確認できなかった旨の回答をもらった。当時は、A市役所B出張所において、現金で納付しており、この期間だけ納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の資格喪失をした昭和49年6月に国民年金に任意加入し、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、その納付方法も前納制度を活用するなど、納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人が国民年金手帳に貼付して保存している国民年金印紙売払代金納入通知書兼領収書によれば、申立人は、A市に転居してから納付方法を口座振替に変更するまでの昭和51年1月から54年6月までの国民年金保険料を、B出張所において現金で納付していたことが確認できることから、申立人の主張には信憑性がある。

さらに、申立期間の同領収書には「納付不要」印が押印されていることから、A市に意見を聴取したところ、市の事務処理に何らかの瑕疵があった可能性があるとしている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から同年 3 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について納付事実が確認できなかった旨の回答をもらった。

当時は集金に来てもらい、夫の分と共に国民年金手帳に印を押してもらっていたと思うが、途中からは納付書による納付に変更となり、郵便局で納付するようにもなった。自分の記憶では、夫婦二人分を一緒にきちんと納付していたはずであり、夫婦共に未納ということに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人はその夫と一緒に縫製工場を経営し、当時、経営状態も良かったので、国民年金保険料を納付するのに問題は無く、夫婦の保険料を納付していた申立人には昭和 43 年以降、申立期間を除いて未納は無いことから、申立人夫婦の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は 3 か月と短期間であるとともに、当時、A 区では徴収員による印紙検認方式から、昭和 46 年 4 月から納付書による納付方法に変わった時期であり、かつ、申立人も申立期間の国民年金保険料について、昭和 46 年 4 月以降に納付書によって納付した記憶があると証言していることから、過年度納付により納付したことが推察される。

さらに、申立人には年度途中に一部未納があれば作成される特殊台帳が作成されていないほか、申立人が保存していた国民年金手帳から基本的に夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から同年 3 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について納付事実が確認できなかった旨の回答をもらった。

当時は集金に来てもらい、妻の分と共に国民年金手帳に印を押してもらっていたと思うが、途中からは納付書による納付に変更となり、郵便局で納付するようにもなった。自分の記憶では、夫婦二人分を一緒にきちんと納付していたはずであり、夫婦共に未納ということに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人はその妻と一緒に縫製工場を経営し、当時、経営状態も良かったので、国民年金保険料を納付するのに問題は無く、夫婦の保険料をその妻に納付させていた申立人には昭和 43 年以降、申立期間を除いて未納は無いことから、申立人夫婦の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は 3 か月と短期間であるとともに、当時、A 区では徴収員による印紙検認方式から、昭和 46 年 4 月から納付書による納付方法に変わった時期であり、かつ、その妻が申立期間の国民年金保険料について、昭和 46 年 4 月以降に納付書によって納付した記憶があると証言していることから、過年度納付により納付したことが推察される。

さらに、申立人には年度途中に一部未納があれば作成される特殊台帳が作成されていないほか、申立人が保存していた国民年金手帳から基本的に夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和50年4月

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、昭和36年4月から40年3月までの期間(申立期間①)及び50年4月(申立期間②)の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。申立期間①は弟が納付していたはずであり、未納とされているのは納付できない。また、申立期間②も納付していたはずであるので調査していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①は、申立人の国民年金保険料を納付していたとする弟の納付記録や加入手続の形跡も無いことから、申立人の主張には不合理な点が見られる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年2月に払い出されていることが確認でき、これ以前に別の国民年金手帳記号番号は払い出された形跡も無いことから、申立期間の一部の保険料は時効により納付できないこととなる。

さらに、申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

2 一方、申立期間②は、申立人は、昭和40年4月以降、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、厚生年金保険と国民年金との切替手続も適切に行っていることから、納付意識は高かったものと認められる。

また、昭和40年4月の国民年金保険料の納付記録は、当初、未納とされていたが、マイクロフィルム(国民年金被保険者原票)及び国民年金手帳の

検認印により納付済みに訂正され、申立期間の納付記録もマイクロフィルムからこれと同様の事象であることがうかがえる。

さらに、申立期間は1か月と短期間であり、申立期間前後の期間について、保険料がすべて納付済みとなっていることから、申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然と考えられる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年10月から44年12月まで
② 昭和49年10月から51年6月まで
③ 昭和51年10月から52年6月まで
④ 昭和52年10月から同年12月まで

私と夫は、昭和53年に市役所で国民年金加入手続を行った時に、夫婦一緒に同じ期間で特例納付と過年度納付を行うこととし、送付された納付書で合計20万円ほど納付したにもかかわらず、特例納付した申立期間①について私の分だけが未納とされていることに納得できない。

また、申立期間②、③及び④は、現住所に転入した以降の期間であり納付していると思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和53年に市役所で国民年金加入手続を行った時に、夫婦一緒に同じ期間の国民年金保険料を特例納付及び過年度納付により納付することとし、それ以降の保険料も夫婦一緒に納付していたと説明しているところ、申立人とその夫が共に国民年金に加入していた期間の保険料納付記録は、申立期間①を除き、納付済み及び未納期間が一致しており、申立期間①の保険料について、夫の分だけを特例納付したとは考え難い。

また、申立人とその夫が国民年金加入手続を行った昭和53年は、53年改正法附則第4条に基づく特例納付の受付が始まった時期であり、申立人は申立期間について強制加入対象者であるため特例納付することが可能であり、申立人が特例納付及び過年度納付したとする夫婦併せた納付額は、実際の納付に必要な額とほぼ一致している。

さらに、申立人とその夫が特例納付したと主張する昭和53年以降は、夫

婦共に未納期間は無く、当時、夫は工場を営んでおり合計 20 万円ほどの保険料を納付するのに問題は無かったと考えられ、全体を通じて申立人の主張に不合理な点は見られず、①の期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、②昭和 49 年 10 月から 51 年 6 月までの期間、③ 51 年 10 月から 52 年 6 月までの期間及び④52 年 10 月から同年 12 月までの期間の合計 33 か月分の国民年金保険料については、夫婦共に未納となっている。

また、②の期間うちの 51 年 4 月から 6 月までの 3 か月及び③の 9 か月の期間の併せて 12 か月分の国民年金保険料については、上述 1 で過年度納付したうちの一部期間の保険料であるが、納付期限が過ぎてから納付されたために、夫婦共に還付されて未納となったものであることが確認できる。

さらに、②の期間のうち昭和 49 年 10 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料は、国民年金に加入した時点で過年度納付できる期限を過ぎている期間であり、上述 1 の特例納付を利用しない限り納付することはできない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、②、③及び④の申立期間については、申立人だけが保険料を納付していたとは考え難く、保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、①昭和 43 年 10 月から 44 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から43年3月までの期間及び44年1月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月から43年3月まで
② 昭和44年1月から45年3月まで

区役所から特例納付のダイレクトメールを受け取り、特例納付は受付期間が限定されていたことから、この機会を逃したら大変だと思い、手持ちの現金、預金及び準備していた家賃を集めて夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。夫の国民年金保険料は納付済みとされているので納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫が、区役所から送付されたダイレクトメールにより特例納付を知り、受付期間は限定されていたことから、この機会を逃したら大変だと思い、手持ちの現金、預金及び準備していた家賃を集めて国民年金保険料を納付したとする行動は合理的であり、真実性がうかがえる。

また、特例納付したとする国民年金保険料の総額は、申立期間の保険料を納付した場合の金額にほぼ一致している上、申立期間の申立人の経済状況は保険料を納付するのに問題は無かったことから、申立人の主張に不自然さは見られない。

さらに、申立人及びその夫は、昭和36年4月に夫婦一緒に国民年金に加入して以降、保険料の納付記録は厚生年金保険の加入期間を除き、すべて同一であること、及び申立人の夫は、申立期間の未納保険料を特例納付していることから、申立人は申立期間の保険料を夫と一緒に特例納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和43年7月から44年3月まで
③ 昭和45年10月から46年3月まで
④ 昭和48年10月から同年12月まで

昭和36年4月頃に区役所の集金人から国民年金手帳を受け取った記憶がある。国民年金保険料は、集金のたびに自宅にて印紙を手帳に貼り付ける方法で納付し、納付書方式になってからは、自宅近くの金融機関で納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、④昭和48年10月から同年12月までの期間については、前後の期間の国民年金保険料を納付している上、④の期間の前の48年4月から同年6月までの期間は特殊台帳により納付が確認できたため、記録が未納から納付済みに訂正されており、④の期間についても、記録管理に不備があった可能性が考えられる。

2 一方、申立期間のうち、①昭和36年4月から39年3月までの期間、②43年7月から44年3月までの期間及び③45年10月から46年3月までの期間については、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

④昭和 48 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

昭和35年ごろ、近所の組合長（自治会長）が国民年金制度の話をしてくれて、母と兄と私が加入手続をした。私は、組合長が国民年金保険料の集金に来てくれ、その後は市役所に納めに行ったことをはっきりと覚えているので、申立期間の保険料を未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況についての説明は、具体的かつ詳細である上、申立人が居住していた市では、昭和37年から保険料の集金を納付組織に委託する制度が存在していたこと、申立人、母及び兄の国民年金手帳の記号番号は連番で払い出されていることが確認でき、申立人の申立内容を裏付けるものとなっている。

また、母及び兄は、申立期間の保険料が納付済みであり、申立人の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から51年9月まで

私は、27歳で就職が決まったことを契機に、母親から国民年金に加入するよう勧められ、一緒に市役所に行った。その後、母親から20歳までさかのぼって国民年金保険料を一括納付したとの話を聞いていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間については、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間の保険料を納付したとする母親は、国民年金の加入期間について、保険料をすべて納付している。

また、申立人の母親がまとめて保険料を納付したとする時期は、特例納付が実施されている時期である上、当時、母親は長年勤めた会社を退職し、当該会社から退職金が支給されていたことも確認でき、保険料を納付する資力はあったものと考えられるほか、申立人の妻は、申立人の母親から申立人の保険料をすべて納付しているとの話を聞いていると証言しているなど、申立人の申立内容は基本的に信用できる。

さらに、申立人の納付記録を記載した年度別納付状況リストに、申立人が20歳未満の期間の保険料を特例納付したことを示す記載があるなど、不適切な年金記録管理の状況が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から46年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から46年7月まで

私は、昭和41年に上京し、母の勧めに従って、区役所の出張所で転入届と同時に国民健康保険及び国民年金の加入手続を行った。約3か月に一度、集金人に保険料を納付し、その後は出張所で納付していたので、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降は国民年金保険料をすべて納付している上、結婚後に会社を退職した後と60歳以降の期間には国民年金に任意加入し、長期間にわたって付加保険料を納付しているほか、申立人に国民年金の加入を勧めたとされる母親は、申立人の申立期間を含め、保険料を完納している。

また、申立人が国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとされる区の出張所は、申立期間当時から、加入手続及び保険料の収納業務を行っていたことが確認できる上、集金の際の国民年金印紙の貼付ちようふに関する申立人の説明は、詳細かつ具体的であり、保険料の納付の頻度や状況についても当時の事務処理のとおりであることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から47年9月まで
② 昭和57年1月から同年3月まで

昭和42年4月から47年9月までの期間の国民年金保険料については、特例納付の時に、未納期間の全期間を納付しているはずであり、また、57年1月から同年3月までの期間については、その都度、納付書をもって納めているはずである。これらの期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、②昭和57年1月から同年3月までの期間については、②の期間の直前及び直後のそれぞれ約10年間の国民年金保険料を納付している上、3か月と短期間であるなど、この期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

しかしながら、申立期間のうち、①昭和42年4月から47年9月までの期間については、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料の納付金額、納付時期及び納付方法等に関する申立人の記憶が不明確であり、この期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 96

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から48年3月までの期間及び48年10月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から49年3月まで
昭和50年ごろ、妻が国民年金保険料をさかのぼって納付できることを知り、私の仕事場に電話してきた。それまで私は、国民年金保険料が未納であったことを承知していたので、経済的にも余裕が出てきた時期だったこともあり、妻と相談の上、夫婦の分を納めることにした。納付した場所は、当時居住していた地区の郵便局で、夫婦の分を一緒に妻が納めた。領収書は保管していないが、間違いなく納付したので認めてほしい。また、妻と未納期間が異なることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の妻が、当時、国民年金保険料をさかのぼって納付できることを知り、申立人の仕事場に電話してきたという記憶は、鮮明かつ具体的で、真実性が感じられる。

また、申立人が国民年金に加入した昭和50年12月当時は、第2回特例納付が実施されていた時期であり、44年4月から48年3月までの保険料納付が可能であったとともに、48年10月から49年3月までの過年度の保険料納付が可能であり、申立人が納付したとする金額も、当時特例納付及び過年度納付した場合の金額とおおむね一致していることから、その内容に不合理な点はみられない。

さらに、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番となっており、夫婦の国民年金保険料納付年月日は、納付年月日が確認できる昭和59年度以降、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたことが分かる上、申立期間後の夫婦の国民年金保険料は、60歳に至るまですべて納付済みとなっており、納付意欲が極めて高いものと認められる。

- 2 たゞし、申立人の国民年金加入時（昭和 50 年 12 月）においては、第 2 回特例納付の可能な期間が、制度上、昭和 48 年 3 月までであるとともに、過年度納付が可能な期間が、同年 10 月以降であることから、48 年 4 月から同年 9 月までの期間については、時効により納付できない期間であり、保険料を納付していたと考えるのは不合理である。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から 48 年 3 月までの期間及び 48 年 10 月から 49 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 97

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から48年3月までの期間及び48年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から50年3月まで
昭和50年ごろ、私は国民年金保険料をさかのぼって納付できることを知り、夫の仕事場に電話した。それまで私は、国民年金保険料が未納であったことを承知していたので、経済的にも余裕が出てきた時期だったこともあり、夫と相談の上、夫婦の分を納めることにした。納付した場所は、当時居住していた地区の郵便局で、夫婦の分を一緒に私が納めた。領収書は保管していないが、間違いなく納付したので認めてほしい。また、夫と未納期間が異なることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が、当時、国民年金保険料をさかのぼって納付できることを知り、申立人の夫の仕事場に電話したという記憶は、鮮明かつ具体的で、真実性が感じられる。

また、申立人が国民年金に加入した昭和50年12月当時は、第2回特例納付が実施されていた時期であり、44年4月から48年3月までの保険料納付が可能であったとともに、48年10月から50年3月までの過年度の保険料納付が可能であり、申立人が納付したとする金額も、当時特例納付及び過年度納付した場合の金額とおおむね一致していることから、その内容に不合理な点はみられない。

さらに、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番となっており、夫婦の国民年金保険料納付年月日は、納付年月日が確認できる昭和59年度以降、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたことが分かる上、申立期間後の夫婦の国民年金保険料は、60歳に至るまですべて納付済みとなっており、納付意欲が極めて高いものと認められる。

- 2 たゞし、申立人の国民年金加入時（昭和 50 年 12 月）においては、第 2 回特例納付の可能な期間が、制度上、昭和 48 年 3 月までであるとともに、過年度納付が可能な期間が、同年 10 月以降であることから、48 年 4 月から同年 9 月までの期間については、時効により納付できない期間であり、保険料を納付していたと考えるのは不合理である。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から 48 年 3 月までの期間及び 48 年 10 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 98

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から45年3月まで
国民年金保険料納付記録について、社会保険庁に照会したところ、昭和40年4月から45年3月までの期間が未納となっていることが分かった。申立期間については、保険料をさかのぼって納められる時期があったので、夫と共に、さかのぼって納めた記憶がある。一緒に納めたはずなのに、夫の分だけ納付済みになっており、自分だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫が所持する国民年金手帳に記載された保険料収納記録によると、夫婦共に、昭和45年度の国民年金保険料については現年度納付を行ったことが確認できるが、申立人の夫の被保険者台帳では、45年度の保険料は特例納付した旨の記載があり、行政側の記録管理が適正に行われていなかったと考えざるを得ない。

また、申立人の夫は、昭和40年4月以降、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立人の申立期間である40年4月から45年3月までの国民年金保険料は、特例納付及び過年度納付の制度を利用して納付しているが、この点について、申立人の夫は、「自分の保険料だけ納付して、妻の分を納付しないようなことはしない。」と証言している。

さらに、申立人は、申立期間以降の国民年金保険の加入期間である37年4か月について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で付されている上、国民年金手帳の記録から納付日を確認できる昭和45年度から46年12月までの国民年金保険料は、いずれも夫婦が同一日に納付しているなど、基本的に夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたものと認められ、かつ、当時、特例納付を行ったとする

申立人の夫は経済的に問題が無かったことから、申立人の申立期間の国民年金保険料のみを納付してないと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 99

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年1月から同年3月まで
社会保険事務所で国民年金保険料の納付記録を調べてもらったところ、申立期間の保険料について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間の国民年金保険料の納付書が、いつごろかは憶えていないが、郵送で送られてきて、昭和53年の夏ごろにA市農協B支店で納付した。

A市農協B支店に当時の書類が残っていないか確認に行ったが、書類は既に廃棄済みで確認できなかった。

納付書金額がいくらだったかは憶えていないが、納付に行った際の状況は今でも記憶しており、自分で納付したのは間違いないので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間は、3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金に加入すべき期間はすべて加入するとともに保険料を納付しており、納付意欲の高さがうかがえる。

しかし、申立期間のうち、昭和53年1月については、平成9年2月7日に記録追加処理がされたことにより、初めて国民年金被保険者期間になったものであり、申立期間当時、納付書が送付され、国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

2 申立期間のうち、昭和53年2月及び同年3月については、社会保険庁の特殊台帳では、53年6月ごろ、資格取得年月日を53年4月27日から同年2月1日に訂正されたことが確認でき、当時、社会保険事務所から過年度納付書が送付されたと推測できるが、この時期は、申立人が申立期間の保険料を53年の夏ごろに納付したとしている時期とほぼ一致し、かつ、申立

人は、保険料を納付した際の状況を鮮明に記憶していることから、申立人の主張には信憑性^{びよう}が認められる。

さらに、昭和 49 年 8 月の納付記録については、平成 19 年 9 月 5 日に相模原市に保管されていた国民年金保険料検認（納付）確認票により、保険料の納付が確認できたため、記録の訂正が行われており、行政側の記録管理が適正に行われていなかったことが認められる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月及び同年 3 月

私は、会社を退職後、自分で A 市内にある A 市役所 B 支所で国民年金加入手続きを行い、すべての期間の国民年金保険料を納付したと記憶している。もし、4 月以降に手続きを行っていたとしても納付書が送付されていれば納付しているはずである。昭和 62 年 2 月及び同年 3 月の保険料について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立内容のとおり、会社を退職後、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを適切に行っていることが確認でき、昭和 62 年 6 月に同年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を一括で納付しているにもかかわらず、その時点で納付が可能であった申立期間の保険料を納付していないと考えるのは不自然である。

また、申立人は「納付書が送付されれば、保険料を納付しているはずである」と主張しているところ、社会保険庁の記録によると、納付書が昭和 62 年 6 月に作成されており、申立期間の保険料の納付書が送付されていると推認されることから、申立人が、当時、申立期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月

私は、会社を退職した直後の平成9年3月にA市役所B支所で、私と子供の国民年金被保険者資格取得手続と妻の種別変更手続を行い、同時に3人分の国民年金保険料を納付したはずなので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した直後の平成9年3月に、自身と子供の国民年金被保険者資格取得手続と妻の種別変更手続を行ったとしており、事実、申立人が手続を行ったとするA市に保管されていた国民年金被保険者名簿により、申立人が同月に、当該手続を行っていることが確認できる。

また、申立人は、前述の手続を行った当日、自身と妻子の申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、A市役所B支所では保険料の即日納付の希望がある場合、窓口での納付が可能であることが確認でき、申立人自ら手続を行ったにもかかわらず、その月の保険料を納付していないと考えるのは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料をすべて納付しており、かつ、加入期間途中から口座振替での納付に変更するなど、納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年3月
② 平成9年9月

平成9年3月の国民年金保険料については、A市役所B支所で夫と子が会社を退職した直後の同月に、夫が、夫と子の国民年金被保険者資格取得手続と私の種別変更手続を行い、同時に、国民年金保険料を納付したはずであり、同年9月の保険料については私が集金人か銀行で納付したはずなので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、申立人の夫が会社を退職した直後の平成9年3月に、申立人の夫が、自身と子供の国民年金被保険者資格取得手続と申立人の種別変更手続を行ったとしており、事実、夫が手続を行ったとするA市に保管されていた国民年金被保険者名簿により、夫が同月に当該手続を行っていることが確認できる。

また、申立人の夫は、前述の手続を行った当日、申立人と自身及び子供の申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、A市役所B支所では保険料の即日納付の希望がある場合、窓口での納付が可能であることが確認でき、申立人の夫が手続を行ったその月の保険料を納付していないとは考え難い。

さらに、申立期間②については、1か月と短期間であり、前後の期間の保険料が納付済となっているのに、申立期間の保険料のみが未納となっているのは不自然である。

加えて、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料をすべて納付しており、かつ、加入期間途中から口座振替での納付に変更し、任意加入も行っているなど、納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年3月
② 平成9年9月

平成9年3月の国民年金保険料については、父と私が会社を退職した直後の同月に、父が、A市役所B支所で、私と父の国民年金被保険者資格取得手続と母の種別変更手続を行い、同時に、国民年金保険料を納付したはずであり、9年9月の保険料については、母が集金人が銀行で納付したはずなので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、申立人と申立人の父親が会社を退職した直後の平成9年3月に、申立人の父親が、申立人及び申立人の父親の国民年金被保険者資格取得手続と申立人の母親の種別変更手続を行ったとしており、事実、申立人の父親が手続を行ったとするA市に保管されていた国民年金被保険者名簿により、父親が同月に当該手続を行っていることが確認できる。

また、申立人の父親は前述の手続を行った当日、申立人及び申立人の両親の申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、A市役所B支所では保険料の即日納付の希望がある場合、窓口での納付が可能であることが確認でき、申立人の父親が手続を行ったその月の保険料を納付していないとは考え難い。

さらに、申立期間②については、1か月と短期間であり、前後の期間の保険料が納付済みとなっているのに、申立期間の保険料のみが未納となっているのは不自然である。

加えて、申立人は国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料をすべて納付しており、かつ、加入期間途中から口座振替での納付に変更するなど、納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 104

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 56 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 56 年 9 月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和 56 年の中ごろ、妻の分と一緒に、A 社会保険事務所で一括納付したので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

夫婦二人分の国民年金保険料を納付するための資金を妻の母親に送金してもらう際、20 万円と 5 万円に分けて現金書留で送ってもらったという申立人の主張は、当時、現金書留で送付できる限度額が 20 万円であったことと符合することから、信憑性^{びよう}が高いと認められる。

また、送付された 25 万円から約 23 万円を国民年金保険料に充当し、残金で子供の洋服を買ったという主張は具体的である上、当該金額は、申立期間に係る夫婦二人分の保険料額とおおむね一致しており、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人及びその妻は、国民年金に加入して以来、申立期間前まで国民年金保険料をすべて納付しており、加えて、申立期間後は、免除申請手続きを行っていることから、納付意識及び年金制度に対する関心が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 105

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 56 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 56 年 9 月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和 56 年の中ごろ、夫の分と一緒に、A 社会保険事務所で一括納付したので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

夫婦二人分の国民年金保険料を納付するための資金を母親に送金してもらう際、20 万円と 5 万円に分けて現金書留で送ってもらったという申立人の主張は、当時、現金書留で送付できる限度額が 20 万円であったことと符合することから、信憑性^{びよう}が高いと認められる。

また、送付された 25 万円から約 23 万円を国民年金保険料に充当し、残金で子供の洋服を買ったという主張は具体的である上、当該金額は、申立期間に係る夫婦二人分の保険料額とおおむね一致しており、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人及びその夫は、国民年金に加入して以来、申立期間前まで国民年金保険料をすべて納付しており、加えて、申立期間後は、免除申請手続きを行っていることから、納付意識及び年金制度に対する関心が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月から7年3月まで
平成8年2月に転居し、母親が市役所で国民年金の説明を受け、国民年金の加入手続を行い、両親の分と併せてさかのぼって納付可能な2年前の保険料から納付した。申立期間について、両親の分が納付済みとなっているのに自分の分だけが未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成8年2月に母親が国民年金の加入手続を行い、両親の分と同じように6年2月にさかのぼって保険料を納めてくれた。」と主張している。当時、申立人と同居していた両親は、8年2月に市役所で年金の受給資格を満たすために過年度納付を行うよう説明を受け、6年2月にさかのぼって過年度納付を行い、その後は、申立期間を含め国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、申立人の両親は納付意欲が高かったものと認められ、申立人の母親が、息子である申立人について、さかのぼって過年度納付を行おうと考えて国民年金の加入手続を行っていながら、過年度納付が可能な6年2月からではなく、7年4月から保険料を納め始めたと考えるのは不自然である。

また、申立人及びその両親の納付年月日が確認できる期間（平成10年4月から同年7月までの期間、12年3月から同年9月までの期間及び13年6月から14年4月までの期間）については、申立人及びその両親の納付日はおおむね一致しており、申立人が主張するとおり、母親が3人分の保険料を一緒に納付していたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年1月及び13年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年1月
② 平成13年5月

平成8年から13年まで義兄が経営する会社に勤めていたが、経営上の都合で60歳以降に何回か厚生年金保険の加入をやめ、国民年金に任意加入している。厚生年金保険と国民年金の切替手続はその都度適切に行い、国民年金保険料を納めていたため、申立期間が未加入となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、平成8年2月に市役所で年金の受給資格を満たすために過年度納付を行うよう説明を受け、6年2月にさかのぼって過年度納付を行い、その後は、申立人は申立期間を除き、申立人の妻は申立期間を含め、それぞれ国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、夫婦共に納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人及びその息子は、平成8年2月から申立人の義兄の経営する会社に勤め、会社が厚生年金保険適用事業所の全喪及び新規適用の届出を行ったことに伴い、厚生年金保険と国民年金の切替手続を行っており、これに伴い申立人の妻は、国民年金第3号被保険者と第1号被保険者の種別変更手続を行っている。申立人は、これらの手続及び国民年金保険料の納付は、申立人の妻が3人分を一緒に行ったと説明しており、事実、申立人の妻及び息子については、空白期間が発生することなく適切に手続が行われ、国民年金保険料も納付されていることから、申立人について申立期間に係る切替手続が行われず、保険料も納付されなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間においては60歳を過ぎているため、国民年金には任意加入することとなり、申立人の妻が、「兄である社長から、国民年金に任意加入する場合、申請日からさかのぼって加入できないこと

を聞いていて、切替手続が遅れないよう気を付けていた。」と説明していることは、具体的で信憑性があると認められる。

加えて、申立人が所持している年金手帳の「国民年金の記録」欄の申立期間に係る「被保険者となった日」は、申立期間①に関しては平成 10 年 1 月 16 日が同年 2 月 12 日に、申立期間②に関しては 13 年 5 月 15 日が同年 6 月 27 日に訂正されており、行政側の記録管理に不自然な点が見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 65

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月及び同年3月並びに38年4月から39年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年2月及び同年3月
② 昭和38年4月から39年3月まで

申立期間については、未納になっていることは気にしていたので、将来の年金額を増やすため、昭和50年ごろに特例納付した記憶があることから保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和35年10月の制度開始時から国民年金に加入しており、申立期間以外の納付状況を見ると、任意加入や高齢者任意加入をしているなど年金に対する納付意欲が高かったと認められる。

また、特例納付を行ったとする昭和50年当時、申立人は厚生年金保険に加入しており、申立期間のほかに年金を納付する機会が無い時期であることから、別の期間の国民年金保険料の納付と記憶を混同しているとは見受けられず、納付に至る経緯等にも不自然さはみられない。

さらに、特例納付を行ったとする金額は、1万円から2万円程度、納付時期が昭和50年ごろと主張しており、これらの納付時期や納付金額は、当時の制度とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から43年3月まで

私は、昭和41年に、義父に国民年金なんか掛けても無駄だと叱られたが、夫が100円程度なら掛けようと言ってくれたので、国民年金の加入を行った。その後、自宅に集金に来た女性に、夫婦二人分の国民年金保険料として1か月当たり200円ずつ現金を渡した記憶がある。

義父に叱られた記憶があり、国民年金保険料を納付したことは確かなので、未納とされている期間があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、国民年金の加入を行ったとする昭和41年度当初から60歳到達時に国民年金の資格を喪失するまでの間、申立期間を除き未納期間が無く、51年10月からは付加保険料も納付しており、年金に対する納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人が加入を行った際に、義父の反対を受けながらも、申立人の夫と相談の上、国民年金に加入したとの経緯からみて、加入当初の昭和41年4月から同年6月までの3か月分だけ納付し、直後の申立期間を納付していないのは不自然である。

さらに、申立人が居住していたA市においては、集金による保険料納付が行われており、昭和41年当時の保険料額も100円であったことなど、申立内容に不合理な点は見受けられない。

加えて、申立期間直前の昭和41年4月から同年6月までの3か月分の社会保険事務所の納付記録は納付済みとなっているが、A市B区役所の被保険者名簿の納付記録は未納（納付記録欄が空欄）となっており、申立人は現年度保険料を集金人に支払っていたとしていることから、A市における申立人の記録管

理に関し、不適切な事務処理があったことがわかる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 67

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から51年3月まで

国民年金保険料を毎年前期と後期に分けて、ボーナスの時期に納付してきた。申立期間だけ納付していないということは無いと確信しているので、申立期間の国民年金保険料について納付があったことを認めていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和50年11月ごろ、A県B町からC県D市に転居した。その後、ボーナス支給後の同年12月10日以降にC県D市のE金融機関でA県B町の納付書を使用し、当該年度の3期分、4期分（昭和50年10月から51年3月までの分）をまとめて支払った。」としており、保険料の支払時期や方法などについて明確な記憶がある。

申立ての時期である昭和50年当時、A県B町においては、年度当初に当該年度の納付書1年分（3か月分4枚）を送付する取扱いを行っていたことが確認でき、また、E金融機関では、A県B町の公金を取り扱うことが可能であったことから、申立内容の全体を通じて、申立人の主張に不自然さは見られない。

さらに、申立期間を除き、昭和46年度から58歳になるまでの約36年間、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識は高かったものと思われる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 68

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月から同年 12 月まで

申立期間の国民年金保険料については、夫の国民年金保険料とともに納付書で納めていた記憶があるので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1 回で 6 か月間のみと短期間である上、申立人は、国民年金加入期間中、申立期間及び申請免除期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の昭和 61 年 7 月から平成元年 6 月までの国民年金保険料は、申立期間及び申請免除期間を除き過年度納付されているが、平成元年 7 月及び同年 8 月の保険料については現年度納付されており、この納付時点においては申立期間の保険料は未納保険料納付の時効にかからず納付可能であり、申立期間を未納としたまま、平成元年 7 月及び同年 8 月の保険料を現年度納付するのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から同年9月まで

平成3年5月ごろ、年金の受給資格について、A役場の国民年金課へ相談に行ったところ、厚生年金保険と合算して受給資格期間を満たすことが判明したため、60歳まで国民年金保険料を納付し続けた。

当時、経済的にも余裕があり、国民年金保険料を滞納することは考えられず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である。また、申立人が納付したとする国民年金保険料は申立期間当時の保険料におおむね一致しており、申立期間後は未納が無い上、平成5年4月からは口座振替を行っていたことから、申立人は、3年ごろに年金相談に行った後は、国民年金保険料の納付意識は高かったと考えられる。

さらに、申立人は平成3年5月ごろにA役場において、国民年金に加入し続ければ受給資格が得られることがわかったため、当時、未納となっていた元年7月から2年3月までの保険料を3年7月に、2年10月から同年12月までの保険料については4年10月に納付していることを考慮すると、その間の申立期間のみ未納とするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

石川国民年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から42年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、夫婦で自営業を始め、同事業を軌道に乗せるまでの時期に経済的な余裕が無く、未納となっていたものである。

しかし、昭和50年に離婚した後知人と飲食店を共同経営していたが、店舗を売却して店を移転した際にまとまった額のお金が手元に入ったので、市役所に出向いて未納分の保険料を一括納付したことを記憶している。申立期間について未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、知人と共同経営していた飲食店を昭和50年代半ばごろに移転した際に、まとまった額のお金が手元に入り、それを元に申立期間の国民年金保険料を納付したと説明しているが、当該飲食店は申立人の説明のとおり、54年5月から55年5月までの間に移転した形跡がみられ、申立人の取引金融機関の普通預金口座の出入金記録に、54年10月に申立人の説明のとおり金額の入金がみられる。

申立人は、まとまった額のお金が手元に入ったので、市役所に出向いて、未納であることが気に掛かっていた申立期間の国民年金保険料について、さかのぼって納付し、納付した金額は10万円より多い額ではなかったと記憶していると説明しているが、1) 申立人が納付したとみられる時期は、申立期間の保険料については本来時効を過ぎているため過年度納付はできない時期であるものの、特例納付が可能な時期である、2) 特例納付をする場合の、申立期間に係る納付すべき保険料額は、申立人の記憶する納付額とおおむね合致する、3) 当時、当該市役所では特例納付に係る納付書の発行を行っており、また、市役所構内に金融機関の出張所が当時から存在していたことから、申立人には

特例納付したとの意識は無いものの、申立てに係る納付は特例納付としてなされたものと推認される。

さらに、申立人は、申立期間より後の国民年金加入期間について、30年弱の長きにわたり国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立期間の保険料の未納がずっと気になっており、まとまった額のお金が手元に入ったので早速納付したと述べるなど、国民年金保険料の納付意識の高さがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岐阜国民年金 事案 64

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から同年12月まで

私は、保険料を定期的に納付していた。国民年金手帳の昭和44年10月から同年12月までの国民年金印紙検認記録に、検認印の上に「×」印があるが、未納であるとの説明は当時聞いておらず、現在まで納付しているものと信じていた。未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が所持する、申立期間当時の国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄を見ると、申立期間については、納付期限内である昭和44年12月15日付けの検認印が押印されているが、その検認印の上には「×」と記されている。また、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳においても、申立期間の納付記録に、「納」の押印があるものの二重線で抹消してあり、進達記録欄も訂正されている。

2 申立期間前後の国民年金保険料は、申立期間とは別の日に納付されていることから、ほかの期間について保険料を納付した際に、市役所が検認印の押印を誤ったとは考え難く、また、申立人の夫は申立期間当時、厚生年金保険に加入していたことから、家族の中で申立人以外の保険料を納付した際に、検認印の押印を誤ったという可能性も無い。

さらに、市役所から社会保険事務所へ納付記録の進達が行われていたことを踏まえると、市役所は、実際に申立期間の国民年金保険料を収納していたと考えられ、市役所から検認報告された後、社会保険事務所で納付記録の訂正がなされたものと推定できる。

- 3 しかし、社会保険事務所が当該記録訂正を行う合理的理由（国民年金被保険者に該当しない、保険料納付の時効経過後の納付である等）は見当たらない上、国民年金被保険者台帳及び還付整理簿を確認しても、納付記録を抹消した申立期間の国民年金保険料が還付された事実はないことから、申立期間は納付済期間とみるのが妥当である。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から47年3月まで

私は、昭和47年当時、国民年金には加入していなかったがその年の4月発行の「市政だより」を見て国民年金保険料についてさかのぼって特例納付できることを知った。特例納付期限まであまり余裕はなかったが、前もって市役所支所窓口にて相談した上で、47年6月29日に国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳の交付を受けた。

同時にその日のうちに、支所向かいの建物の1階で昭和37年1月分から47年6月分までの保険料を夫の分(43年4月分から47年3月分まで)と共に納付した。

夫婦で共に支所に出向き、加入手続を行い8万円程度を納付した記憶があるにもかかわらず、自身の分についてのみ昭和37年1月分から47年3月分までの納付記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の昭和47年4月から同年6月までの現年度納付保険料は47年6月29日に納付されたことが、申立人保有の国民年金手帳から確認できる。申立人はこの納付と同時に特例納付を行ったと申し立てているが、この期日は第1回特例納付の期限の1日前であり、申立人の主張に不自然な点はない。また、夫の特例納付の記録は存在するが、その納付日が申立人の主張する47年6月29日ごろであったことが、夫の国民年金手帳の押印から推認できる。さらに、納付の状況については、夫婦共に納付したが持ち合わせのお金が足りなかったため、夫の47年4月から同年6月までの分については同年9月に納付となったこと等を鮮明に覚えており、夫の納付記録とも一致する。

加えて、申立人が納付したと主張する金額は、夫婦二人分の納付すべき保険料額とほぼ一致するとともに、当時、A市では特例納付の収納事務を行っていたことが確認でき、申立人の主張とも合致している。

その上、申立人は、今回の特例納付を行ったと申し立てている期間を除いて、保険料を完納していることから納付意欲の高さをうかがうことができる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 7 月から平成元年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月から平成元年 4 月まで

昭和 62 年夏ごろに友人から失業保険申請を勧められ、職安で手続きして、以後、何回目かの申請に行った際に、たまたま担当の係の方から国民年金の必要性を示唆され、帰りに区役所に立ち寄り未納分と前納分を納付した。

そして、平成元年 3 月末ごろに他県で就職するため、転出届をもらいに市役所に行った際に未納分も完納した。

その後、平成 12 年 7 月ごろ、年金証書の被保険者期間に算入されていない領収書 2 通を発見し、社会保険事務所に持って行ったところ、預からせてほしいと言われ預けたが何の連絡も無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 7 月に会社を退職後、職安で失業保険の受給申請を行い、何回目かの申請の際に、担当者から国民年金の必要性を示唆され、帰りに市役所で加入手続と 1 回目の納付（現年度）を行ったとしている。この点について、支払の原資となった失業保険金の半分であるという記憶と当時の国民年金保険料の月額などの状況と符合していると認められる。

また、2 回目の国民年金保険料の納付については、他県の会社に就職するに当たり、同社の総務部長から住民票を移すよう指示され、市役所で転出届を行った際に、窓口で市民税及び国民健康保険の未納は無いか確認され、国民年金保険料を前回納付以後、納付していないことを思い出し、転出までの分をまとめて納付したとしている。その際の納付についても、具体的な納付額の記憶は、納付期間及び月額保険料から見て合理的な内容と認められる。

さらに、申立人は、これら 2 回の納付に係る領収書を発見し、平成 12 年 7

月ごろに社会保険事務所に領収書を預けたとしているが、担当者が窓口で領収書を提示直後に、「納付記録が漏れているから預かりたい」と回答している点から、領収書に何らかの不審点があったものと推認される。その当時、申立人は、手帳を一切受け取っていないと記憶しており、当然、国民年金手帳記号番号の存在自体も疑われることから、このようなやり取りがあることにも相当性が認められる。

申立人の申立内容は、当時の具体的な状況や制度に照らして、不自然な点が認められず、具体的で詳細な申立内容においても破たんは無いと認められる。これらの状況に照らして、申立人の納付を巡っては、何らかの事務的な過誤が介在したと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、夫と共に国民年金の加入手続きを行い、加入後は夫の分と併せて郵便局で国民年金保険料を納付してきた。

しかし、社会保険事務所の記録では、夫の国民年金保険料はすべて納付済みとなっているのに、私の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間である約26年間、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されており、納付日を確認できる申立期間に直近の期間である昭和47年度以降の国民年金保険料は、すべて夫婦が同一日に納付しており、基本的に夫婦一緒に納付していたものと認められる。

さらに、申立人の夫は、昭和36年4月以降、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間については、夫の国民年金手帳記号番号の払出日が44年6月であることから、特例納付したものと推認できる。

加えて、申立人の年金記録では、国民年金手帳記号番号の払出日からみて、特例納付でなければ納付できない2年以上さかのぼった期間の国民年金保険料が納付済みとなっており、夫婦で特例納付を行ったにもかかわらず、申立人のみ申立期間を未納としたまま、特例納付を行うということは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年4月から同年6月まで

私は、昭和 56 年4月に婚姻し、喫茶店を営んでいたが、店の経営状況が思わしくない上、体調を崩し入院するなど精神的にも疲れ、一時期A市役所で国民年金保険料の免除の申請を行った。

その後、私は、体調も良くなり、免除を申請した期間の国民年金保険料が気になったので、昭和 58 年6月か7月ごろ、申請免除期間に係る国民年金保険料をすべて納付した。その際、私は窓口の女性に「これで終わりですね。」と何度も確認したにも関わらず、社会保険事務所の記録において、申立期間が免除期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申請免除をした期間の国民年金保険料を納付するためにA市役所へ手続に行った際、窓口で支払ったとする申立人及びその夫の国民年金保険料額は数万円程度であったと主張しているが、この金額は申立期間の現年度保険料とほぼ一致している。

さらに、A市が保管する国民年金被保険者名簿によれば、「納付書発行（7-3）58.6.22」の記載があることから、申立人が、昭和 58 年6月にA市役所で国民年金保険料の免除期間について納付手続を行っていることが推認され、その際、窓口で同年4月から同年6月までの現年度保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 11 月及び同年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 11 月及び同年 12 月

私は、昭和 51 年 11 月、A市B出張所で国民年金加入手続及び付加保険料の納付手続を行った。

国民年金保険料納付に係る口座振替手続が完了するまで、昭和 51 年 11 月及び同年 12 月の国民年金保険料については、同出張所窓口で現金で納付し、52 年 1 月からの国民年金保険料については口座振替により納付した。

社会保険事務所の記録において、私の申立期間に係る国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の資格記録欄において、任意加入日が昭和 51 年 11 月 19 日になっていることが確認できるが、訂正が行われた事情は見当たらないため、申立人は同日に任意加入したものとみられる。

また、申立期間は2か月間と短期間であり、A市における加入手続の後、口座振替手続が完了するまで、申立期間に係る国民年金保険料の納付書が発行されていたと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、A市の国民年金被保険者名簿において、申立期間の始期に任意加入手続と同時に付加保険料の納付手続を行っていることが確認できることから、納付意識の高さがうかがわれる。加えて、申立人が任意加入手続を行っているにもかかわらず、申立期間に係る国民年金保険料を納付していないことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年8月、同年9月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から43年9月まで
② 昭和43年12月

私は、毎月末、集金に来た地区の婦人会の人に夫婦二人分の国民年金保険料を納め、領収書をもらっていたと思う。

国民年金保険料は、すべて納めていると思っていたが、社会保険事務所の私の納付記録に未納期間があり、妻だけが納付済みとされていることに納得がいかない。

平成19年9月に、未納とされていた昭和42年10月及び同年11月の国民年金保険料については領収書があり、社会保険事務所において記録を訂正してもらっているので、申立期間について調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち昭和42年4月から43年7月までの期間については、申立人は、毎月、地区の集金人に申立人及びその妻の国民年金保険料を納付したとしているが、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、一緒に納めたとする申立人の妻も当該期間については未納となっており、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付状況について記憶が曖昧である。

一方、申立期間①のうち昭和43年8月、同年9月及び申立期間②の同年12月については、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号が連番で払い出され、資格取得日も夫婦同日であり、申立人が一緒に納付していたと主張している申立人の妻の当該期間に係る国民年金保険料については納付済みとなっているのにもかかわらず、申立人のみ未納となっていることは不自然である。

また、申立期間①及び②の間の期間である昭和43年10月及び同年11月の2か

月間については、当初、国民年金保険料が未納とされていたが、申立人が領収証を持っていたことにより平成 19 年 9 月に記録の訂正が行われる等、記録管理に不適切な取扱いがあったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 8 月、同年 9 月及び同年 12 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良国民年金 事案 80

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、国民年金保険料免除の申請が承認されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月まで
② 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで

昭和 39 年 3 月に結婚し、その後は妻と全く同じ納付記録のほずである。妻に役所への手続を任せたことはなく、役所に行くのは常に私だった。申立期間の納付記録が妻と違っていることは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、昭和 41 年度以降の申立人と妻の納付記録が、申立期間を除き、すべて一致しているとともに、申立人の妻の当該期間の国民年金保険料が免除されていることから、申立人についても、当該期間の国民年金保険料免除の申請が承認されていたものと認められる。

しかしながら、申立期間②のうち、昭和 45 年 7 月から 46 年 3 月までの期間については、妻は追納を行っているが、申立人は、当該期間について、申請免除ではなく、未納として記録されていたことから、追納を行っていたものとは考えにくく、当該期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

また、申立期間①については、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出日が異なっているなど、夫婦一緒に国民年金保険料の納付及び免除申請を行っていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については免除申請が承認されていたものと認められる。

和歌山国民年金 事案 64

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から47年3月まで

社会保険庁の記録では、昭和42年8月から45年3月までが未納、45年4月から47年3月までは申請免除とされている。しかし、私は、42年から44年まではA寮、45年から47年までB寮に住み、国民年金保険料を近所に住む集金人宅に出向いて支払い続けており、免除申請した記憶も無いことから、記録が誤っているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA寮とB寮に住んでいた当時の元住人（申立人の友人）から、申立人がA寮入居後すぐに国民年金保険料を近所に住む集金人宅に出向いて支払っていたとする証言があり、この証言は申立内容と符合するとともに、A寮への住民票異動年月日が昭和43年3月15日であり、国民年金手帳記号番号払出日が同年4月22日であることから、43年4月の国民年金保険料から支払っていたものと推認される。

また、当該元住人から、申立人が、A寮入居以降、仕事が常にあり、経済的に困っていた状況を見たことがないとする証言があり、申立人からも、病気や怪我等により長期間仕事を休業するようなことはなかったとしていることから、申立人が2年間も申請免除を受けるような事情が見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間及び60歳になる直前の1か月を除き、国民年金の加入期間約35年間、国民年金保険料をすべて納付し申立人の納付意識が高いことがうかがわれ、申立人の経済状況を考慮すると、申立人が昭和43年4月以降、国民年金保険料を継続して支払っていたと考えるのが自然である。

しかしながら、申立期間のうち、昭和42年8月から43年3月までの期間に

については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から45年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から45年5月まで

20歳になった当時、母親から、市町村役場から封書に入った国民年金手帳が届いたとして手渡され、将来のため自分で国民年金保険料を支払うよう言われた。

当時、既に実家の近所で現在の夫と同居しており、以後毎月集金人に夫の分と一緒に国民年金保険料を納めており、昭和45年5月までの間の国民年金保険料が未納となっていることには納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市町村役場から国民年金手帳が届いた際の母親とのやり取りや、手帳の色が黒っぽい赤色であったこと、手帳に記載された名前が旧姓であったこと、国民年金手帳記号番号が現在の番号とは全く違っていったことなどを具体的に記憶している。

また、当時既に同居していた夫は、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付していることが確認でき、申立人も申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付していることなどから、結婚当初から夫の分と併せて納付していたとする主張に不自然さはなく、当時、20歳になった者に対して、市町村が国民年金手帳を郵送する事例は他府県でも見られることから、市町村役場から国民年金手帳が届いたとする主張にも不合理な点は見られない。

さらに、市町村役場では、国民年金保険料の収納、国民年金手帳への印紙貼付、検認印の押印の事務はすべて集金人が行っていたとしているが、申立人の所有する国民年金手帳の検認印を確認したところ、検認日が1月1日である例があるなど不適切な事務処理がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から44年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から44年4月まで

昭和42年11月に夫の転勤で転居し、翌43年2月ごろ新住所地の市役所で国民年金の加入手続をした。その際、市役所の窓口で、手持ちの生活費の中から保険料を納付した。新住所地の市役所では、43年の加入時と翌44年になってからの2回納付しており、申立期間が未加入のままとなっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人は昭和44年5月22日に資格取得し、任意加入している。

しかし、申立人の国民年金被保険者台帳には、昭和43年3月6日に、申立人が35年10月の資格取得時に居住していた町を管轄する社会保険事務所から、申立期間に係る新住所地を管轄する社会保険事務所に被保険者台帳を移管したと記録されている。

国民年金被保険者台帳の社会保険事務所間の移管は、管轄の異なる市町村において、新たに資格取得届が提出されるか、国民年金保険料が納付された時に行われるものであることから、申立てのとおり、昭和43年2月ごろに申立人が市役所の窓口で資格取得の手続、保険料納付を行った可能性がある。

また、申立人の被保険者台帳が新住所地を管轄する社会保険事務所に移管されてから1年以上経過した昭和44年5月22日の時点で任意加入したとの記録は不自然である。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳は昭和 43 年度の保険料欄に手書きのチェックマークが記載されたままとなっているなど、市役所及び社会保険事務所において申立人に係る被保険者台帳の移管前後の事務処理に不適切な点が見受けられ、その後、申立人が昭和 44 年 5 月に保険料を納付した際に、誤って新たに任意加入の事務処理がなされたと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から40年3月まで

昭和38年11月、自営業をしていた父が体調を崩したため、会社を退職し、父の事業を引き継いだ。そのころ、自治会の幹事に国民年金の加入を勧められ、将来のために加入した。

国民年金保険料と町内会費は一括して自治会の幹事に納付してきたのに、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間は一つの期間のみであり、申立人及びその妻の国民年金保険料は、申立期間以後60歳に達するまで、すべて納付済みとされている。

また、申立期間当時、自治会の幹事に国民年金保険料と町内会費とを一括して納付した際に仮領収を受け取っていたなど、申立人の国民年金の加入手続、納付手続等の記憶は具体的かつ詳細であり、保険料額も申立期間当時の額と一致している。

さらに、当時の自治会の関係者から、当時、自治会を構成する各班の幹事が町内会費と国民年金保険料を徴収し、自治会長が一括して市役所に納付していたとの証言が得られており、加えて、申立ての自治会幹事(死亡)の親族から、当時、申立人及びその妻が申立ての自治会に所属していたとの証言も得られている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から40年3月まで

昭和38年11月、自営業をしていた義父が体調を崩したため、会社を退職した夫が義父の事業を引き継いだ。そのころ、自治会の幹事に国民年金の加入を勧められたため、夫婦一緒に加入した。

国民年金保険料と町内会費は一括して自治会の幹事に納付してきたのに、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間は一つの期間のみであり、申立人及びその夫の国民年金保険料は、申立期間以後60歳に達するまで、すべて納付済みとされている。

また、申立期間当時、自治会の幹事に国民年金保険料と町内会費とを一括して納付した際に仮領収を受け取っていたなど、申立人の国民年金の加入手続、納付手続等の記憶は具体的かつ詳細であり、保険料額も申立期間当時の額と一致している。

さらに、当時の自治会の関係者から、当時、自治会を構成する各班の幹事が町内会費と国民年金保険料を徴収し、自治会長が一括して市役所に納付していたとの証言が得られており、加えて、申立ての自治会幹事(死亡)の親族から、当時、申立人及びその夫が申立ての自治会に所属していたとの証言も得られている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岡山国民年金 事案 45

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 9 月まで

昭和 36 年の国民年金制度の発足時に婦人会役員の加入勧奨により国民年金に加入し、自営業の事業所が厚生年金保険の適用事業所になるまでの申立期間について、婦人会の集金により国民年金保険料を納付していたのに、未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が当時居住していた地区では、申立てのとおり納付組織が存在し、集金が行われていたことが確認でき、申立人は、当時の集金の方式を具体的かつ詳細に記憶しているほか、記憶している保険料額も当時のものと一致する。

また、当時の婦人会の集金人であったとされる地区の者が申立人から国民年金保険料を集金していたとする証言がある。

さらに、申立期間に係る国民年金加入手続について、申立人は、役場で手続をした記憶は無いとしているものの、当該証言者（昭和 37 年 4 月国民年金資格取得、保険料完納）によれば、自分も役場で加入手続をした覚えは無く、当時は国民年金手帳をもらっていなかったと述べているほか、当該市町村では、国民年金の加入促進の観点から役場が本人に代わって手続を行っていた実態があったとの元市町村職員の証言があることを踏まえると、申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岡山国民年金 事案 46

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 10 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月から平成元年 3 月まで

平成元年 12 月末、サラリーマンだった父親が独立するに当たって、国民年金の加入手続を行った際に、未加入だった私についても 20 歳にさかのぼって納められるように手続したと聞いている。父親は請求のあったものはきちんと納付する性格であり、申立期間が未納となっているのは納得できないので、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、加入後、数回にわたって第 3 号被保険者と第 1 号被保険者の変更手続を適時、適切に行っている。また、申立人の国民年金の加入手続及び結婚までの保険料納付を行ったとされる父親は、国民年金保険料をすべて納付済みであるとともに、その大半は前納によって納付していることから、国民年金に対する加入及び納付意識の高かったことが認められる。

さらに、申立人の父親は、申立人の主張どおり、平成元年 12 月に自身の厚生年金保険の資格喪失に伴う国民年金の加入手続を遅滞なく行っており、申立人の国民年金についても、その手帳記号番号が払い出された時期（平成 2 年 1 月）から父親が同時期に加入手続を行ったことがうかがえる。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間については過年度納付が可能であり、申立人の父親は、当時管轄の社会保険事務所に出向いたことを記憶していることから、申立人の保険料をさかのぼって納付したものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岡山国民年金 事案 47

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 3 月から 44 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月から 44 年 2 月まで

私が当時在籍していた全寮制の看護学校では、学生が 20 歳になると学校が全員を国民年金に加入させており、3 年課程を卒業するまで保険料は寮の事務員が毎月集金していたのに、社会保険庁の記録では、私が 2 年生の時の昭和 43 年 3 月 1 日に資格喪失したとされ、申立期間が未加入となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時に申立人が住所を有していた A 市の「国民年金被保険者名簿」によると、申立期間の国民年金保険料については納付済みとなっている。

また、申立人の同級生は、同校の学生寮の事務員が寮生の国民年金保険料の徴収を取りまとめていたことを証言しているほか、確認できた同級生の一人の年金記録を見ると、20 歳から卒業する昭和 44 年 2 月までの国民年金保険料が完納となっており、申立内容を裏付けるものとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案82

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月から61年3月まで

申立期間当時、私は、会社を辞めて専業主婦をしており、国民年金保険料については、夫の分と併せて市役所内の銀行員に納付していた。毎月の納付金額は、1人につき6,000円程度から6,000円台だったと記憶している。

夫の国民年金保険料は納付済みとされているにもかかわらず、私の分だけが未納とされており納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料はすべて納付している上、申立人が併せて国民年金保険料を納付していたとする夫についても、申立期間のうち、厚生年金保険被保険者となる昭和60年9月までの国民年金加入期間における国民年金保険料はすべて納付済みである。

また、申立人が主張する納付金額は、当時の国民年金保険料額とおおむね一致しているとともに、納付場所についても、確認できた申立期間当時の状況と一致し、申立人の主張を裏付けるものとなっている。

さらに、申立人は、申立期間直前まで勤めていた会社では、社会保険等の事務を担当していたと述べていることから、年金制度についての知識は高かったと推察でき、夫の国民年金保険料を納付するために市役所に出向いていたにもかかわらず、自分自身の国民年金の加入手続及び保険料納付を行わなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月

昭和44年に結婚後、国民年金の加入手続及び保険料の納付については、妻にすべて任せていたが、妻が夫婦の保険料を納付していたはずである。

妻の保険料はすべて納付済みとなっているにもかかわらず、私に1か月間だけ未納期間があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の妻については、申立期間を含む国民年金加入期間について、すべて国民年金保険料を納付している。

さらに、申立人の妻は、申立期間当時の申立人の国民年金の加入手続について、昭和52年3月1日に区役所で手続をした状況を明確に記憶しており、納付したとする金額についても申立期間当時の保険料額と一致するなど、国民年金の加入手続及び保険料の納付に係る説明は詳細かつ具体的であり、基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月
私名義の預金通帳に、昭和 60 年 4 月 25 日付けで夫婦二人分の国民年金保険料が引き落とされた記録がある。
申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人名義の預金通帳において、昭和 60 年 4 月 25 日付けで申立期間の国民年金保険料月額と一致する金額 6,740 円が「ネンホケン」として 2 件引き落とされている記録が確認できる。

また、申立期間当時、申立人が居住していた町における国民年金保険料の口座振替日は当月末であったことが確認できるとともに、申立人夫婦以外に、申立人の預金通帳から国民年金保険料を引き落とされる者の存在はうかがえず、申立内容は信用できる。

さらに、申立人夫婦の国民年金保険料の口座振替が行われていた昭和 59 年 4 月分の国民年金保険料について、60 年 6 月に未納から納付に記録訂正が行われており、申立期間の納付記録についても事務処理に過誤があった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月
夫の預金通帳に、昭和 60 年 4 月 25 日付けで夫婦二人分の国民年金保険料が引き落とされた記録がある。
申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫名義の預金通帳において、昭和 60 年 4 月 25 日付けで申立期間の国民年金保険料月額と一致する金額 6,740 円が「ネンホケン」として 2 件引き落とされている記録が確認できる。

また、申立期間当時、申立人が居住していた町における国民年金保険料の口座振替日は当月末であったことが確認できるとともに、申立人夫婦以外に、申立人の夫の預金通帳から国民年金保険料を引き落とされる者の存在はうかがえず、申立内容は信用できる。

さらに、申立人夫婦の国民年金保険料の口座振替が行われていた昭和 59 年 4 月分の国民年金保険料について、60 年 6 月に未納から納付に記録訂正が行われており、申立期間の納付記録についても事務処理に過誤があった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から46年3月まで
昭和46年3月ごろ、国民年金保険料の納付催告葉書が自宅（親元）に届き、金額ははっきり覚えていないが、社会保険事務所の窓口で女性職員に未納分の保険料を全額納付した。
国民年金手帳は紛失したが、その後納付催告が無いので、国民年金保険料の未納は無いと思っていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年11月に結婚した際、A町にある自宅（親元）からB市に転居しているが、転居後の46年12月に発行された申立人の国民年金手帳及び同市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金被保険者資格は、44年11月に取得されており、「昭和44年12月に会社を退職した際、国民年金に加入した。結婚前の46年3月ごろ、自宅（親元）に保険料の納付催告葉書が届き、社会保険事務所に行って納付した。」とする申立内容に特段の不自然さは無い。

また、申立人が国民年金保険料を納付したとする社会保険事務所の窓口の所在、担当職員の姓名等は、確認できた当時の状況に合致しているとともに、納付した際の窓口担当者との会話などについて克明に記憶しているなど、申立内容は詳細かつ具体的であり基本的に信用できる。

さらに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 73

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から同 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 48 年 9 月まで
昭和 50 年 12 月に夫婦そろって国民年金への加入手続を行った際、夫は、過年度納付や特例納付により、夫婦二人分の未納分について、国民年金保険料を納付しているはずである。
加入当時は、経済的にも余裕のある時期であり、また、夫は、年金制度をよく理解し、性格上も自分の分だけを払うような人ではなかった。
納付方法等については、亡夫に任せていたので分からないが、夫分の保険料と一緒に納付されていたはずであるので、私の分のみが未納とされている社会保険庁の記録には納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、60 歳に達する前月までの国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の夫も、国民年金加入期間について、時効により過年度納付ができなかった 48 年 4 月から同年 9 月までの 6 か月間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、37 年 4 月から 48 年 3 月までの期間について、第 2 回特例納付により保険料を納付していることが社会保険庁の記録から確認できる。

さらに、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 12 月に連番で払い出されているとともに、48 年 10 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を、51 年 1 月に過年度納付しており、基本的に夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたものと考えられる。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人の名前の「A」を「B」に訂正しているなど、行政側の記録管理に不適切な取扱いがあったことが認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間については、申立人の夫も特例納付を行っておらず、申立人のみが特例納付

を行ったとするのは不自然であり、また、48年4月から同年9月までの期間については、申立人が51年1月に過年度納付を行った時点では、時効により納付できなかった期間であるとともに、申立人の夫も未納となっており、国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 74

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月及び同年 11 月

申立期間について、国民年金保険料を納付したことの確認ができなかったとの回答を社会保険事務所からもらったが、昭和 53 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料と一緒に納付したはずであり納得できない。

仮に、昭和 53 年 10 月及び同年 11 月が未納であったとしても、54 年 2 月 27 日に、A 市 B 区役所の分室に行き、当時までに国民年金保険料が未納とされている期間について確認した上で、すべて国民年金保険料を納付したのであるから、未納とされている期間があるのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 8 月から 55 年 6 月までの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和 54 年 2 月 27 日に、A 市 B 区役所の分室で未納期間について確認したと主張しているが、53 年 3 月から同年 7 月までの国民年金保険料を納付したことを示す 54 年 2 月 27 日付けの領収証書を所持していることから、申立人の主張が裏付けられるとともに、申立人は、その時点で未納となっていた国民年金保険料をすべて納付したとしており、53 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料と一緒に申立期間の国民年金保険料を納付したとする主張に不自然さは見られない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録には、平成 11 年 10 月 12 日付けで、昭和 53 年 10 月 1 日を資格取得日、53 年 12 月 1 日を資格喪失日と修正した合理的な理由が見出せない処理記録が残されていることから、記録管理に不適切な点があったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月及び同年12月

私の父が、申立期間を含めた昭和45年4月から同年12月までの分の国民年金保険料について、45年ごろ、A町役場で一括して納付した。

父は、国民年金保険料の納付意識が高かったため、申立期間について、納付しなかったとは考え難い。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間である上、申立期間に近接する昭和44年度において、昭和44年9月に国民年金被保険者資格を喪失すべきところを誤って同年7月に資格喪失していることが特殊台帳より確認できることから、申立期間についても社会保険庁の事務処理に誤りがあった可能性がうかがわれる。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親については、国民年金保険料を完納していることから、国民年金保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 48

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から15年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から15年3月まで

私は、平成14年4月に、市役所で学生納付特例の申請をしたが、国民年金保険記録上で免除記録が無いとされているのは納付できない。

申立期間について、学生納付特例期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成13年度の学生納付特例の承認を受けている上、申請をする際に、市役所の窓口で、「14年度も手続が必要です。」との説明を受けたと主張していることから、その後の連続した申立期間に学生納付特例承認の申請をしなかったと考えるのは不自然である。

また、申立人の所持する卒業証明書、所得証明書により、当時、学生納付特例承認の基準を満たしていたことが確認できる。

さらに、申立人は、平成13年3月に厚生年金保険と国民年金の切替手続を、19年4月に第3号被保険者と第1号被保険者の種別変更手続を適切に行っていることから、年金制度に理解があるものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

大分国民年金 事案 49

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 6 月から 46 年 3 月まで
② 昭和 53 年 1 月及び同年 2 月
③ 昭和 61 年 10 月

私は、20 歳になってから国民年金に加入し、申立期間①の国民年金保険料は、私の母が毎月納めてくれていた記憶がある。

また、申立期間②及び③については、地区の婦人会の人が集金に来ていたので、保険料を預けていた。申立期間すべてにおいて、未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 47 年 1 月 22 日に払い出され、その時点には申立期間の大部分は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（領収書、家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は、申立期間に係る国民年金への加入手続や保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、申立人は、当初、国民年金第 3 号被保険者であったものが、平成 8 年 7 月 19 日に配偶者(夫)の厚生年金資格喪失日が昭和 61 年 11 月 1 日から同年 10 月 31 日に訂正されたことに伴い、申立人の年金加入記録が第 3 号被保険者から第 1 号被保険者に種別変更されたことにより、未納期間が発生したものであり、8 年 7 月の時点では、時効により納付できな

い期間である。

一方、申立期間②については、社会保険庁の特殊台帳によれば、申立人の国民年金保険料は、いったん納付された後で、厚生年金保険と重複加入しているとの理由から、当該国民年金保険料が昭和 55 年 1 月に申立人に還付されていることが記録されているが、社会保険事務所が、平成 4 年 7 月 29 日に申立人の年金記録の整備を行った結果、申立期間は厚生年金保険加入期間では無いことが判明し、再度、国民年金に加入すべき期間として整理されたことにより、未納期間が発生したという経緯が認められる。

しかしながら、申立人は、国民年金保険料の還付請求をしたことが無いと述べており当該還付金の受取の事実も否定しているところ、上述の経緯より見ると行政側の記録管理は適切に行われていなかった事実がうかがわれる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 50

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から49年3月まで

私は、実父に勧められて昭和50年3月に国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料については、夫が後日、町役場に出向き納付したので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であるとともに、申立人は国民年金加入期間について、申立期間を除き約35年間、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が国民年金に加入したと考えられる昭和50年3月時点で、申立期間の国民年金保険料は、過年度納付が可能な期間であり、申立人は49年度分の国民年金保険料を一括納付していることが確認できることから、過年度納付が可能な期間だったにもかかわらず、申立期間のみ納付しないのは不自然である。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとされる申立人の夫は、申立期間を含め、国民年金の加入期間であった40年間の保険料を完納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月

私の母親は、私の昭和51年3月から平成10年7月までの期間及び私の元妻の昭和51年3月から平成9年12月までの期間の国民年金保険料を毎月農協の窓口で納めていた。

今回、納付記録を照会したところ、母親が納めた申立期間の国民年金保険料1か月間だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立人の母親は、国民年金制度発足時の昭和36年4月から60歳資格喪失時の63年9月までの国民年金保険料を完納しているなど、納付意識の高さがかがえる。

また、A町が保管する国民年金被保険者名簿では、申立人の母親が納めたと主張する申立期間について、申立人の元妻の国民年金保険料は納付済みとなっているが、社会保険庁の記録では未納となっており、記録管理が適切に行われていないことが認められるとともに、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付せずに、申立人の元妻のみの保険料を納付したとするのは不自然である。

さらに、A町では、平成12年1月28日に、申立人に対して、11年11月及び同年12月の国民年金保険料の納付に係る催告を行った旨の記録があるが、申立期間については、催告を行った記録が無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

なお、記録を訂正することにより、申立人の妻に対する寡婦年金の支給についても検討する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から37年3月まで

私たち夫婦は、昭和36年4月から同居の母親と一緒に国民年金保険料を納付してきた。

納付に当たっては、地区の納税組合に国民健康保険税、固定資産税、土地改良区賦課金等他の税金などと併せて納付してきたが、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

なお、私の夫が昭和61年6月に死亡した際には、私の夫の保険料納付済期間が296月しかなく、私の寡婦年金の受給要件である300月を満たしていなかったため、私は死亡一時金を受給したが、申立期間の国民年金保険料が納付済みと認められれば、改めて寡婦年金の受給手続きを行いたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、同居していた申立人の母親も申立期間を含めて、すべて納付済みとなっていることが確認できる。

また、申立人と同一組合に属していた納税組合員のうち、国民年金保険料の納付記録の確認ができた14人の納付記録を見ると、申立期間はすべて納付されているなど、申立期間当時の納税組合員の納付意識は極めて高か

ったものと推認される。

さらに、申立人も昭和 47 年 4 月から死亡する前月の 61 年 5 月まで付加保険料をすべて納付するなど、納付意識が高かったものと思われる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、記録を訂正することにより申立人の国民年金保険料納付済期間が、寡婦年金の受給要件を満たすこととなるため、寡婦年金の支給についても検討する必要がある。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月及び同年11月

私は、会社に勤めていない間は、必ず国民年金に加入し保険料を納付してきた。

今回、社会保険庁の納付記録を調べたところ、昭和53年10月及び同年11月が未納になっていることが分かったが、この申立期間は、結婚後の期間であり、妻が夫婦二人分を一緒に納めてきたはずである。妻の分が納付済みとされている一方で、私の分だけが未納とされることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、その妻が市役所から送付される納付書で夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納めていたとしているが、妻の納付記録を見ると、申立期間は納付済みとなっており、申立人の申立期間のみが未納となっていることは不自然である。

さらに、申立人の結婚後の加入記録を見ると、厚生年金保険と国民年金保険の切替手続を適切に行っていることが確認でき、納付意識は高かったものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

沖縄国民年金 事案 45

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月から 46 年 6 月まで
② 昭和 62 年 2 月及び同年 3 月

申立期間の国民年金保険料について納付事実が確認できないとの回答をもらった。申立期間以外はすべて納付しており、未納となっている期間があることに納得がいかない。特に、昭和 45 年 4 月から 46 年 6 月までについては、妻が私の分も一緒に納めたのに、妻の分だけが納付済みとなっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、①昭和 45 年 4 月から 46 年 6 月までの期間については、申立人が所持している社会保険庁発行の国民年金手帳によると、「初めて国民年金の被保険者となった日」は「昭和 48 年 1 月 1 日」となっており、当該期間の保険料を納付したとは考えにくい上、その時点では、申立期間の一部については、時効により納付できない期間である。

また、琉球政府発行の年金手帳にも、国民年金に関する記録は記載されておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の妻の国民年金手帳に記載されている当該期間の保険料領収に関するメモ書きの保険料額は、一人分の金額であり、夫婦同時に納付したという申立内容と矛盾する。

2 一方、申立期間のうち、②昭和 62 年 2 月及び同年 3 月については、申立人の妻も当該期間は未納となっているが、妻の当該期間直前の納付記録に関しては不合理な点が見られ、また、当該期間は 2 か月と短期間であると

ともに、申立人は、申立期間①の後は、当該期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、当該期間のみ未納とされているのは不自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、②昭和62年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

沖縄国民年金 事案 46

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 12 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月から 62 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料について納付事実が確認できないとの回答をもらった。納付は夫の分も含め二人分を 2、3 か月ごとに納付していた。したがって、一方が納付で、もう一方が未納となっている月があること自体がおかしい。

申立期間以外はすべて納付済期間であり、未払となっている期間があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は共に国民年金保険料の収納年月日の記録がある昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月までについては、いずれも夫婦同一日に納付していることが社会保険庁の記録で確認でき、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられるが、申立人の申立期間のうち、昭和 60 年 7 月から 62 年 1 月までの期間については、夫の国民年金保険料のみが納付済みとなっており、不自然である。

また、申立期間のうち、昭和 62 年 2 月及び同年 3 月については、夫も未納となっているが、2 か月と短期間であるとともに、夫については、この期間の前後の国民年金保険料は納付済みとなっており、当該期間当時、申立人夫婦の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことを踏まえると、この期間分が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料については、沖縄特例対象期間分の保険料も含めてすべて納付しており、加えて、沖縄の国民年金制度発足時に任意加入するなど、国民年金保険料の納付

意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

沖縄国民年金 事案 47

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年12月から57年3月まで国民年金保険料については、納付していたものと認められるとともに、59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年12月から57年3月まで
② 昭和59年4月から60年3月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間①については、市役所で毎月1万円程度を納付した記憶がある。

申立期間②については、当時体調を崩して無職となり、国民年金保険料を納付できる状況ではなかったため免除を申請したが、回復後、働き始めてからすぐに追納を行ったので未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除いた国民年金加入期間において、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、沖縄特例期間の9か年についても、すべて国民年金保険料を追納するなど、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①については、4か月と比較的短期間であり、申立人は最初の勤務先A社退職後、厚生年金保険から国民年金への切替手続を、未納期間を生じさせることなく適切に行っているにもかかわらず、二つ目の勤務先のB社退職直後の時期において、4か月が未納となっていることは不自然である。

さらに、申立期間②については、申立人は、昭和51年度の1年間及び53年度の4か月について、当初、申請免除となっていたものを後年になって追納しており、申立期間②についても同様に追納を行ったという申立人の主張に不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、①昭和 56 年 12 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、②59 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料を追納していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）C支店における資格取得日に係る記録を昭和45年1月24日に、資格喪失日に係る記録を同年2月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月24日から同年2月23日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和45年1月24日から同年2月23日までの期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。事業所が発行した在職記録があるので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び雇用保険の記録により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和45年1月24日に同社D支店から同社C支店に異動し、同年2月23日に同社C支店から同社E支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年12月及び45年2月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料の保管期限が経過しており提供は不可能であるが、事業所作成の個人記録表から申立期間の在籍が確認でき、A社C支店の他の社員の保険料は納付していると考えられるため、申立人のみ保険料を納付しない事情も無いとの理由から、納付したと主張するが、この理由からは、事業主による保険料納付を確認することはできない。

また、当該事業所に係る社会保険事務所の被保険者名簿には申立人の記録が無く、当該被保険者名簿は当初からのものと認められることから申立人の記録

が欠落した可能性も無い。

さらに、事業主が申立人に係る資格の取得及び喪失の届出を行ったにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われていないと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主が昭和45年2月23日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る45年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生年金 事案 117

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）C支店における資格取得日に係る記録を昭和43年1月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年1月から同年7月までは2万2,000円、同年8月から44年9月までは3万円、同年10月から45年3月までは3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月24日から45年4月1日まで

年金記録を確認したところ、昭和43年1月24日から45年4月1日まで厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。A社本店から同社C支店への転勤であったので記録が無いことはおかしい。納得いくまで調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から申立人にあてた厚生年金保険被保険者期間に係る説明及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和43年1月24日に同社本店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に入社した者の標準報酬月額から、昭和43年1月から同年7月までは2万2,000円、同年8月から44年9月までは3万円、同年10月から45年3月までは3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料の保管期限が経過しており提供は不可能であるが、事業所作成の個人記録表から申立期間の在籍が確認でき、C支店の他の社員の

保険料は納付していると考えられるため、申立人のみ保険料を納付しない事情も無いとの理由から、納付したと主張する。

しかしながら、当該理由からは、申立人に係る申立期間の保険料納付を確認することはできず、また、申立人が昭和43年1月24日にA社C支店において被保険者資格を取得したとする届出や、その後に事業主が行うべき2回の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届などのいずれの機会においても社会保険事務所に係る記録の処理を誤るとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主が昭和45年4月1日を申立人のA社C支店における資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る43年1月から45年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）における資格喪失日に係る記録を昭和46年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月31日から46年1月1日まで

厚生年金保険の加入期間について確認したところ、A社に勤務していた昭和45年12月は、厚生年金保険に未加入となっていた。同社を退職したのは、同年12月31日であり、同月の保険料控除の事実が確認できる在職期間中の給料支払明細書及び当時の辞令があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給料支払明細書、辞令及び雇用保険の記録により、申立人は、A社に昭和45年12月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書及び昭和45年11月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、現在は、社員から預かった保険料額及び事業主負担額と社会保険事務所から送付される納入告知書の保険料額とを照合し、合致していなければ、訂正の手続を行っており、当時も同様の手続を行っていたと考えられるので納付したはずであると主張するが、これを確認できる関連資料等はない。一方、申立人の資格喪失日について、事業主がこれを昭和46年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを45年12月31日と誤って記録すること

は考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と届け出たと考えられ、その届出の結果、社会保険事務所は、申立人に係る45年12月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月31日から49年3月1日まで

社会保険庁へ厚生年金保険の加入期間について確認したところ、A社における資格喪失年月日が記憶と相違している。申立期間に係る源泉徴収票を提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和49年分の源泉徴収票及び雇用保険の記録により、申立人がA社に昭和49年2月28日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、源泉徴収票及び昭和48年11月の社会保険事務所の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生年金 事案 120

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年9月21日に訂正し、同年9月及び同年10月の標準報酬月額を4万8,000円、同年11月から45年2月までの標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月21日から45年3月5日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、B社において昭和44年9月21日に資格を喪失し、A社において45年3月5日に資格を取得した旨の回答を得たが、44年9月21日からA社に勤務しており、納得が出来ない。

厚生年金保険料の控除の事実が確認できる在職期間中の給与明細書があるので、申立期間について被保険者期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和44年9月21日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書における厚生年金保険料の控除額から、昭和44年9月及び同年10月を4万8,000円、同年11月から45年2月までを4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年5月31日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和60年2月から平成6年10月までの期間（昭和61年11月、平成2年4月及び3年5月を除く。）に係る標準報酬月額の記録については、昭和60年2月から同年9月までの期間（同年7月を除く。）、平成2年1月から同年3月までの期間及び同年5月から同年9月までの期間は20万円、昭和60年7月は18万円、同年10月から61年9月までの期間及び同年12月は17万円、同年10月は14万2,000円、62年1月から平成元年12月までの期間（昭和63年11月を除く。）及び平成5年10月から6年10月までの期間は24万円、昭和63年11月は16万円、平成2年10月から3年4月までの期間及び同年6月から5年9月までの期間（3年10月を除く。）は22万円、3年10月は19万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、昭和60年2月から平成6年10月まで（昭和61年11月、平成2年4月及び3年5月を除く。）の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年5月22日から60年2月4日まで
② 昭和60年2月5日から同年9月1日まで
③ 昭和60年9月1日から平成7年5月31日まで
④ 平成7年5月31日から同年6月1日まで
⑤ 平成7年7月から同年11月まで

①及び⑤の期間については、勤務していたにもかかわらず年金記録が無く、また、④の期間については、平成7年5月31日まで就労していたのに資格喪失日が同日となっている。

さらに、②及び③の期間については、標準報酬月額が実報酬より不当に低く記録されている。再調査を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④については、給料支払明細書により、申立人がA社に平成7年5月31日まで勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、平成7年5月の給料支払明細書の保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、社会保険事務所の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日となっていることから、事業主が平成7年5月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る申立人の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

②及び③の期間については、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、賃金計算表、給与明細書及び給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、昭和60年2月から同年9月までの期間（同年7月を除く。）、平成2年1月から同年3月までの期間及び同年5月から同年9月までの期間は20万円、昭和60年10月から61年9月までの期間は17万円、62年1月から平成元年12月までの期間（昭和63年11月を除く。）及び5年10月から6年10月までの期間は24万円、2年10月から3年4月までの期間及び同年6月から5年9月までの期間（3年10月を除く。）は22万円とし、賃金計算表及び給与明細書において確認できる報酬月額から、昭和60年7月は18万円、61年10月は14万2,000円、同年12月は17万円、63年11月は16万円、平成3年10月は19万円とするこ

とが妥当である。また、昭和 61 年 11 月、平成 2 年 4 月及び 3 年 5 月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額を超えており、さらに、平成 6 年 11 月から 7 年 4 月までの期間については、申立人が提出した 6 年 11 月、同年 12 月、7 年 3 月及び同年 4 月の給与明細書及び給料支払明細書により、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額を超えていると認められることから、特例法による保険給付の対象にあたらないため、あっせんは行わない。

なお、③の期間（昭和 61 年 11 月、平成 2 年 4 月、3 年 5 月及び 6 年 11 月から 7 年 4 月までの期間を除く。）については、賃金計算表等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が全期間にわたり一致していないことから、事業主は、賃金計算表等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、②の期間についても賃金計算表において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が一致しておらず、当該期間の事業主の代表者と③の期間の事業主の代表者が同一人物であり、申立人は、当該代表者の下で継続して勤務していたとしている。これらの事情から判断すると、②の期間についても③の期間と同様の報酬月額の届出が行われていたと推認でき、事業主は、賃金計算表において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、①及び⑤の期間については、申立人が提出した当該申立期間の一部の賃金計算表及び給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき、このほかに保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、賃金計算表等の支給総額を基に標準報酬月額を算定すべきと主張している。しかし、厚生年金保険法第 75 条は、保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとしていることから、当該賃金計算表等の支給総額に基づき記録を訂正したとしても、保険給付には反映されない。したがって、上記のとおり、特例法に基づき、標準報酬月額の改定若しくは決定、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われる範囲で、標準報酬月額に係る記録の訂正についてあっせんを行うものである。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和52年3月、同年4月及び53年1月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者資格に係る記録を52年3月9日に資格取得、同年5月1日に資格喪失及び53年1月1日に資格取得、同年2月1日に資格喪失と訂正し、52年3月の標準報酬月額を15万円、同年4月の標準報酬月額を14万2,000円、53年1月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月9日から53年8月25日まで
これまで2度にわたり、A社での厚生年金保険の加入期間について照会したが、いずれも該当者が見当たらないという回答であった。
当時の給与明細書があるので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間のうち昭和52年3月、同年4月及び53年1月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、給与明細書の保険料控除額又は報酬額から、昭和52年3月を15万円、同年4月を14万2,000円、53年1月を30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間の被保険者名簿に記録された健康保険証の番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和52年3月、同年4月及び53年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和52年5月から同年12月までの期間及び53年2月から同年7月までの期間の事業主による申立人の厚生年金保険料の控除については、当該期間の給与明細書において厚生年金保険料が控除されておらず、このほか、当該期間の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、これを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成12年10月から13年3月までの期間、同年5月、同年6月、同年8月、同年9月、同年11月、同年12月、15年2月、同年3月、同年5月及び同年7月は41万円、13年4月、同年7月、同年10月、14年6月から同年8月までの期間、同年10月から同年12月までの期間、15年4月及び同年6月については38万円、14年1月及び同年3月については32万円、14年2月及び15年1月については34万円、14年4月については30万円、同年5月及び同年9月については36万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成12年10月から15年7月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から15年8月1日まで
社会保険庁の記録では、平成12年10月から15年7月に係る標準報酬月額が20万円となっているが、当時の給与明細書では41万円の等級の保険料が源泉徴収されている。標準報酬月額の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支給明細書又は市民税・府民税特別徴収税額の通知書において確認できる保険料控除額から、平成12年10月から13年3月までの期間、同年5月、同年6月、同年8月、同年9月、同年11月及び同年12月に

については41万円とし、給与支給明細書又は雇用保険被保険者離職票において確認できる報酬月額から、13年4月、同年7月、同年10月、14年6月から同年8月までの期間、同年10月から同年12月までの期間、15年4月及び同年6月については38万円、14年1月及び同年3月については32万円、14年2月及び15年1月については34万円、14年4月については30万円、同年5月及び同年9月については36万円、15年2月、同年3月、同年5月及び同年7月については41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支給明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が平成12年10月から15年7月までの申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を、30年7月1日と訂正し、申立期間の標準報酬月額については、30年7月から32年9月までは1万2,000円、32年10月から33年3月までは1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月1日から33年4月1日まで
昭和27年4月から平成5年に退職するまでの間、転勤はあっても退職はしていないので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の個人配置・工事歴表、雇用保険の記録及びC健康保険組合員台帳から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和30年7月1日現在は、A社B支店に所属）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間中の標準報酬月額については、事業主及びC健康保険組合共に、当時の報酬月額を確認できる資料等を保存していないため、昭和30年7月1日資格取得者の標準報酬月額及び33年4月19日届出された資格取得届の写しに記載されている報酬月額を基に、30年7月から32年9月までは1万2,000円、同年10月から33年3月までは1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したかどうか不明としているが、昭和33年4月1日資格取得の届書は同年4月19日に提出されていること、並びに申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定

時決定や事業主による申立てどおりの資格取得届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、同年4月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、30年7月分から33年3月分までの厚生年金保険料について、納入告知は行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 23

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（30万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 8 月 1 日から 14 年 7 月 31 日まで
平成 12 年 8 月の月額変更でそれまで 30 万円だったものが 11 万円に変更になっているが、平成 14 年 7 月に退職するまでの間、給料が下がったことはなく、当然それに見合った保険料も控除されていたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人の普通預金口座には、毎月、定期に事業主から、ほぼ同額の給与が振り込まれていることが確認され、申立人は、申立期間、同額の標準報酬月額に相当する保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認される。

また、社会保険事務所の厚生年金被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する 30 万円と記録していたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成 14 年 7 月 31 日）の後の同年 8 月 30 日付けで、平成 12 年 8 月 1 日に遡及して標準報酬月額を 11 万円に引き下げている。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 30 万円とすることが必要と認められる。

北海道厚生年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、①申立人のA銀行本店営業部の資格喪失日に係る記録を昭和25年7月20日に訂正するとともに、A銀行本店の資格取得日に係る記録を同年7月20日に訂正し、当該申立期間に係る標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

また、②A銀行本店の資格喪失日に係る記録を、昭和28年11月9日に訂正するとともに、③A銀行B支店の資格喪失日に係る記録を、33年8月4日に訂正することが必要である。

さらに、④A銀行C支店の資格喪失日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、当該申立期間に係る標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間のうち①から③の期間については厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。申立期間のうち④の期間については厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年7月30日から同年8月1日まで
② 昭和28年11月7日から同年11月9日まで
③ 昭和33年8月3日から同年8月4日まで
④ 昭和42年3月31日から同年4月1日まで

昭和24年4月にA銀行に就職し、62年5月に退職しているが、その間継続して勤務しており、厚生年金保険料を毎月の給与から控除されていた。

A銀行に勤務していた間に何度か転勤を経験したが、これら転勤時期に係る厚生年金保険の加入記録のうち、申立期間が空白となっている。

A銀行に継続して在籍していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④について、人事記録及び雇用保険の記録により、申立人がA銀行に継続して勤務し(①昭和25年7月20日にA銀行本店営業部から同行本店、②28年11月9日にA銀行本店から同行B支店、③33年8月4日にA銀

行B支店から同行D支店、④42年4月1日にA銀行C支店から同行E支店にそれぞれ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の加入期間月数に欠落のみられる申立期間①の標準報酬月額については、A銀行本店営業部における社会保険事務所の記録から1万円とし、同じく申立期間④の標準報酬月額については、A銀行C支店における社会保険事務所の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から③までの事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間④の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和42年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る42年3月分の保険料の納入告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 25

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和44年11月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月22日から同年12月1日まで
昭和39年3月21日にA社に入社してから平成4年1月31日に退職するまでA社及びA社の系列会社に勤務しており、この間、毎月厚生年金保険料が給与から控除されていた。

申立期間にはA社C支店からB支店に転勤しているが、継続して勤務しているため、この間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書、適格退職年金一時金給付依頼書及び申立人の証言により、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和44年11月22日にA社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書及び昭和44年12月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金基金及び厚生年金保険の記録における資格取得日が昭和44年12月1日であり、厚生年金基金と社会保険事務所の双方がこれを同年12月1日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年11月分の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

山形厚生年金 事案 19

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年4月及び同年5月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を5年4月1日に、資格喪失日を同年6月23日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から同年8月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無かった旨の回答をもらった。

しかし、雇用保険被保険者証では、被保険者となった日は平成5年4月1日となっており、同年5月分の給料支払明細書からは健康保険料、厚生年金保険料が控除されていることが分かるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人が申立てに係る事業所に平成5年4月1日から同年6月22日まで勤務し、同年4月及び同年5月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料明細書から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、有限会社Aが法人登記簿上存在するものの、その事業主及び当時の代表者に連絡がつかないため確認できないが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出

は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成5年4月及び同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成5年6月23日から同年8月31日までの期間については、雇用保険の加入記録における離職日が同年6月22日となっていること、及び厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和49年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月30日から同年12月1日まで
厚生年金保険の加入記録によれば、昭和49年10月30日から同年12月1日までの期間について2か月間の空白があるが、同じ会社内の転勤であるため納得がいかない。被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、退職所得の源泉徴収票及びA株式会社保管の健康保険被保険者資格喪失確認通知書及び従業員台帳により、申立人が同社に継続勤務し（昭和49年12月1日にA株式会社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の同金額が11万8,000円と同一であることから、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、A株式会社に保管されていた健康保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人が同社B工場における健康保険組合の組合員として昭和49年12月1日に資格喪失しており、厚生年金保険の資格喪失の手続についても同一に行っていたことから、納付したと主張するが、当時から健康保険と厚生年金保険の届出書は異なる書式を使用しており、かつ、申立期間に係る厚生年金保険の届出については保管されておらず、このほかに納付について確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和37年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月1日から38年5月13日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、昭和37年10月1日喪失、38年5月13日取得となっており、7か月間の空白が生じていた。37年3月22日に入社して以来、平成17年5月28日に退社するまで継続して勤務しており、在職証明書もあるため、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

在職証明書、個人履歴カード、人事記録及び雇用保険の記録等により、申立人はA株式会社に継続して勤務し（昭和37年10月1日に同社本社工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社B工場における社会保険事務所の被保険者名簿の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和63年3月26日に、資格喪失日に係る記録を同年9月26日に訂正し、同年3月及び同年8月の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年3月26日から同年4月1日まで
② 昭和63年8月25日から同年9月26日まで

社会保険事務所に厚生年金保険加入記録について照会したところ、上記申立期間が確認できなかったとの回答を得た。当該期間は、有限会社Aに継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、有限会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和63年4月1日、資格喪失日が同年8月25日とされているが、申立人から提出のあった給料明細書及び源泉徴収票によると、勤務していた期間は同年3月26日から同年9月25日までであることが確認でき、申立人は、申立期間に当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和63年3月及び同年8月の標準報酬月額については、同年4月及び同年7月の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は厚生年金保険料を納付したと主張しているが、このほかに保険料の納付を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和46年7月31日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月31日から同年8月1日まで

社会保険庁の記録では、A社B営業所で昭和46年7月31日に資格喪失し、同社Cブロックで46年8月1日に資格取得となっている。入社以来継続して勤めているので、当該期間について被保険者であったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書、厚生年金基金の加入記録及び雇用保険の加入記録により、申立人が当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことが認められる。

また、当時の資格取得届は、複写式の届出様式により、同一内容のものが社会保険事務所と厚生年金基金に提出されており、基金ではそれに基づき厚生年金基金加入員台帳に記録しているが、基金の回答書により、A社Cブロックにおける資格取得年月日は昭和46年7月31日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和46年7月31日に被保険者資格を申立人が取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、昭和46年7月の標準報酬月額については、厚生年金基金の記録及び転勤後の期間の社会保険庁の記録により、8万6,000円とすることが妥当である。

群馬厚生年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得年月日に係る記録を昭和54年12月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月29日から昭和55年1月1日まで
昭和54年12月29日にパートから正社員に変更になったが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は55年1月1日となっている。55年1月支給分の給料から厚生年金保険料が天引きされているので、54年12月29日を被保険者資格取得日として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有していた給与明細書により、申立人はA社に昭和54年12月29日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書及び昭和55年1月の社会保険事務所の記録から9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東京厚生年金 事案 92

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格取得日に係る記録を昭和39年7月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月24日から同年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、昭和39年7月24日から同年8月1日までの記録が無いとの回答をもらった。A株式会社には38年3月から平成14年10月まで継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の保管している厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が同社に継続して勤務し(昭和39年7月24日にA株式会社C支店から同社B支店へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年8月のA株式会社B支店における社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載を誤ったとしていることから、事業主が昭和39年8月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 93

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和39年7月21日に、資格喪失日に係る記録を40年3月21日とし、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月21日から40年3月21日まで
社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A株式会社B工場における記録が無いとの回答をもらった。昭和39年7月から40年3月まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

会社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び照会回答文書により、申立人がA株式会社B工場に勤務し（被保険者名簿における健康保険の加入記録より昭和39年7月21日に資格取得、40年3月21日に資格喪失）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、会社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が既に全喪しており、関連会社（親会社）の事業主も保険料を納付したか否かについては不明としているが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難く、当該届出が行われていないと推認される結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和39年7月から40年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 94

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年9月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る平成5年9月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月1日から6年3月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入者記録を照会したところ、平成5年8月に資格喪失している旨の回答をもらった。A株式会社には、平成5年9月以降も継続勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A株式会社の就労証明及び給与振込用銀行口座への振込記録により、申立人が申立てに係る事業所に申立期間を含め継続して勤務していることが確認できる。

申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、申立期間及び申立期間前後の申立人の給与振込用銀行口座への給与振込額の記録から、事業主が申立期間のうち平成5年9月分に係る厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

また、申立人の平成5年9月の標準報酬月額については、平成5年4月のA株式会社に係る社会保険事務所の記録から22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る平成5年9月分の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、平成5年9月分の政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち平成5年10月1日から6年3月31日までについては、

銀行口座への給与振込額からみて、厚生年金保険料の控除が行われていたとは考えられず、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

これら収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち平成5年10月1日から6年3月31日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 95

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社。以下同じ。）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和51年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月30日から同年12月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、昭和51年11月30日から同年12月1日までの記録が無いとの回答をもらった。35年3月にB社に入社以降、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、在職証明書及び給与明細書により、申立人がA株式会社に継続して勤務し(昭和51年12月1日にA株式会社C営業所から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年10月の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和51年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社。以下同じ。）における資格喪失日に係る記録を昭和32年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から同年5月21日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、昭和32年4月1日から同年5月21日までの記録が無いとの回答をもらった。32年5月までは、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

在籍証明書及び給与明細書により、申立人はA株式会社に昭和32年5月20日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和32年3月の社会保険事務所の記録及び給与明細書から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりに被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東京厚生年金 事案 97

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月20日から同年4月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、昭和36年2月20日から同年4月1日までの記録が無いとの回答をもらった。27年3月にA株式会社に入社以降、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

在籍証明書及び雇用保険の記録により、申立人がA株式会社に継続して勤務し(昭和36年4月1日にA株式会社B営業所から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年1月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が既に全喪しており、関連会社の事業主も保険料を納付したか否かについては不明としているが、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東京厚生年金 事案 98

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和53年8月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年7月25日から同年8月24日まで
社会保険庁の記録ではA株式会社B支店から本社C事業所に転勤した時期の昭和53年7月25日から同年8月24日までは未加入とされていた。

A株式会社には昭和46年10月1日に入社し、平成19年3月1日まで継続勤務していたので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社の厚生年金保険料の控除証明書により、申立人が昭和46年10月1日から継続して勤務し（53年8月25日にA株式会社B支店から同社本社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、昭和52年10月のA株式会社B支店に係る社会保険事務所の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、確認できる関連資料及び周辺事情はないものの、申立人の申立てどおりの届出は行っていないことを認めていることから、事業主は昭和53年7月25日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年7月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主はこれを履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 99

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格取得日に係る記録を昭和27年12月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年12月31日から28年1月12日まで
社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、昭和27年12月31日から28年1月12日までの記録が無いとの回答をもらった。27年4月にA株式会社に入社し、継続して勤務していたので厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び照会回答文書により、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和27年12月31日にA株式会社C支店から同社B支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和28年1月のA株式会社B支店における社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「異動する場合、資格喪失届を異動先に郵送し、同日で資格取得日とするのが通例である。」としているが、A株式会社B支店が昭和27年12月31日を申立人の資格取得日として届け出たことを確認できる関連資料、周辺事情は無く、また、人事記録によると、28年1月12日は異動日とは別の「配置日」であることが確認できるが、この配置日は社会保険事務では知り得ない日付であることから、同支店が同年1月12日を資格取得日として届け、その

結果、社会保険事務所は申立人に係る 27 年 12 月の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 26

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和22年9月19日に、資格喪失日に係る記録を23年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年9月19日から23年5月21日まで
社会保険庁の記録では昭和22年9月19日から23年5月21日までが厚生年金保険に未加入になっている。会社の組織の関係で勤務先を変わっているが、A社で継続して勤務していたので、申立期間を加入期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社発行の厚生年金保険加入に関する証明及び同社健康保険組合の受付印のある健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届により、申立人が同社に昭和22年9月19日から継続して勤務し（23年5月21日にA社から分離した会社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和23年5月の社会保険事務所の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

神奈川厚生年金 事案 27

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格取得日に係る記録を昭和52年6月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月29日から同年7月4日まで

社会保険庁の記録では、昭和52年6月29日にA社B支店において資格喪失し、52年7月4日に同社C支店において資格取得したことになっているが、実際は同社内での転勤であり、入社以来継続して勤めているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所の回答及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和52年6月29日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C支店に係る社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

長野厚生年金 事案 23

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日の記録を昭和54年4月1日に、資格喪失日の記録を同年12月1日に記録訂正し、申立期間の標準報酬額を、同年4月は9万2,000円、同年11月は9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和54年11月28日から同年12月1日まで

A社に昭和54年2月23日に入社し同年11月末に退職した。入社からしばらくは見習扱いであったので、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったが、同年5月及び同年12月の給与からそれぞれ厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支払明細書により、申立人がA社に昭和54年4月1日から同年11月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社における昭和54年5月、同年10月の社会保険事務所の記録及び給与支払明細書から、同年4月の標準報酬月額を9万2,000円、同年11月の標準報酬月額を9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、同社が既に昭和63年5月に廃業しており当時の代表者も連絡がつかないため確認できないが、雇用保険の記録における資格取得日が社会保険事務所の記録上の資格取得日と同じ54年5月1日であり、雇用保険の記録における離職日が社会保険事務所の記録上の資格喪失日である同年11月28日の1日前の同年11月27日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方

が誤って記録したとは考え難いため、事業主が同日を資格取得日及び資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月及び同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和39年3月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、40年8月29日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格取得日及び資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については1万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月16日から40年8月29日まで
就職、退職、転職もすべて一緒にしていた親族には当該期間の加入記録があり、当時勤務していたA商店の代表者の在籍証明もあるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A商店の代表者が作成した在籍証明から、申立人が申立期間において申立てに係る事業所に勤務していたことが推認される。

また、当該事業所に同じ期間勤務し、同じ業務に従事していたとする申立人の親族には、当該事業所における厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。なお、申立期間の前後における申立人と当該親族の厚生年金保険被保険者記録をみると、就職、退職、転職もすべて一緒にしていたという申立人の主張どおり、両者の記録はすべて一致している。

さらに、申立人が主張した従業員数5名（申立人を除く）は、社会保険庁の記録上の厚生年金保険被保険者数と一致しており、当時、当該事業所においては、すべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

加えて、社会保険事務所の保管する被保険者原票によれば、当該事業所における申立人の同僚が連番で健康保険被保険者記号番号を付与されており、当該事業所の従業員数を勘案すると、申立人のものと推認される記号番号が欠番と

なっている。

これらを総合的に判断すると、申立人に関し、昭和 39 年 3 月 16 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、40 年 8 月 29 日に資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったこと、及び申立期間につき、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記親族の標準報酬月額が 1 万 4,000 円であることから、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

愛知厚生年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和51年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和51年4月1日にA社C支店に転勤したが、年金記録を確認したところ、同年3月31日に同社B支店において資格喪失、同年4月1日に同社C支店において資格取得となっている。入社以来継続して勤めているので空白があるのはおかしい。被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和51年4月1日に同社B支店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年2月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和51年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支所における資格取得日に係る記録を昭和38年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月1日から同年6月1日まで

私は、申立期間の前後を通じ、A社に継続して勤務しており、申立期間は厚生年金保険被保険者期間であり、保険料を給与から控除されていたはずであるので、被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和38年4月1日から同年5月31日まで同社B支所に勤務）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における申立期間前後の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したとしているが、申立期間の被保険者名簿の欠番が見当たらないことから申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が処理を誤ることは考え難いことから、事業主が当該届出を行わず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年4月及び同年5月の分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA銀行本店における資格喪失日に係る記録を昭和44年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月2日から44年1月1日まで

昭和35年1月25日から平成4年6月2日まで、連続してA銀行で働いていたが、A銀行本店からB支店に転勤した申立期間が空白であることが分かった。健康保険は継続して加入になっていたにもかかわらず厚生年金保険期間に空白があるのは納得できないので、認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

在職期間証明書及び雇用保険の記録により、申立人がA銀行に継続して勤務し（昭和44年1月1日に同銀行本店から同銀行B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年10月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主は申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年3月から同年5月までの期間に係る船員保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA丸における資格取得日を同年3月19日に、資格喪失日を同年6月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月19日から同年6月5日まで
② 昭和48年7月9日から同年10月6日まで

申立期間①A丸及び申立期間②B丸は、それぞれ船員手帳に記載のある期間であり、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において申立てに係る船舶に乗船し勤務していたことは、船員手帳の記録から確認できる。

申立期間①のA丸は、鮪専用漁船であり申立人が所属していた機関部は、機関長と機関員2名で業務を行っていたことが船員保険被保険者名簿から推認できる。

また、申立人の前任者及び同時期にいた機関員は船員保険に加入していたことが確認できる。さらに、当時申立人は、独身であり機関員の業務の実態から勤務期間中（船員保険加入期間）において船員保険証書の交付の有無を自覚しなくても不自然でなく、また船員保険加入手続は、陸上の事務所で行われることから、勤務の実態と異なった取扱いがなされたことが推認でき、申立人が昭和40年3月から同年5月に係る船員保険料を事業主から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、同業種の機関員と同様の額である2万

4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年3月から同年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る保険料納付義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、申立期間を含む前後の期間において国民年金の保険料を納付しており、妻についても第1号被保険者として国民年金の保険料を納付している。

また、申立人の船員保険料控除の記憶もあいまいであり、その他申立期間②における船員保険料控除に関する資料及び周辺事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 46

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和38年8月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月27日から同年9月2日まで

私は、A社に昭和34年3月に入社し平成6年10月に退職するまで、同一会社に勤務し転職も無い。

厚生年金保険料は、給与から天引きされA社が納付しているはずであり、空白の期間はあり得ない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった、A社の健康保険・厚生年金保険・失業保険被保険者カードにおいて、昭和38年8月27日付けで同社C支店を転出、同日付けで同社B支店に転勤となっていることが確認できる。そして、雇用保険の記録を勘案すると、申立人が、同社に継続して勤務し（38年8月27日にC支店からB支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年9月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主は納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）における資格喪失日に係る記録を昭和42年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月31日から同年9月1日まで

私は、現在受給中の厚生年金に係る加入期間について、以前、勤務していた会社内で転勤の際に1か月の空白が生じていたことを知っていたが、社会保険事務所で確認したところ、やはり昭和42年8月の1か月間だけが未加入とされていた。

厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる書類は無いが、保険料を控除されなかった月は無く、続けて控除されていた。

社会保険事務所の私の厚生年金保険記録で未加入とされている期間について、転勤時の届出手続に誤りがあったので、加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

辞令発令簿及び同僚の証言により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和42年9月1日に同社本社から同社C出張所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社本社に係る社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和42年8月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

広島厚生年金 事案 40

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立ての事業所における資格喪失日に係る記録を平成4年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月29日から同年4月1日まで

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録で、平成4年3月29日が資格喪失となっていた。退職したのは同年3月31日であり、資格喪失は同年4月1日になるはずである。源泉徴収票でも退職日は同年4月1日と記載されているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成4年分の源泉徴収票、人事異動通知書及び雇用保険の記録により、申立人が申立ての事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成4年分源泉徴収票及び社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人が保持していた2枚の人事異動通知書を見ると、任用期間が平成4年3月28日（平成3年12月10日付け）までのものと、同年3月31日（平成4年3月30日付け）までのものがあることから、事業主が前者の人事異動通知書に基づき同年3月29日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岡山厚生年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和63年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月1日から同年3月1日まで

昭和63年1月から昭和63年2月までの厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に加入期間を照会したところ、厚生年金保険に加入していないとの回答をもらった。

厚生年金保険料が控除されていたこと確認できる給料支払明細書があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給料支払明細書及び雇用保険の記録から、申立人は、A社に昭和63年1月1日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和63年1月及び同年2月の給料支払明細書及び63年3月の社会保険事務所の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が平成5年に全喪しており、当時の事業主から回答は得られず不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

岡山厚生年金 事案 18

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日及び同社C支社における資格取得日に係る記録をそれぞれ昭和42年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年12月16日から43年1月1日まで

昭和33年4月から平成12年1月までA社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に確認したところ、B支社からC支社に転勤し継続して勤務しているのに、事実と反した加入記録となっているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

在籍証明書及び人事記録から、申立人がA社に継続して勤務し(昭和42年12月1日にA社B支社から同社C支社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年1月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

高知厚生年金 事案 33

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月30日から同年4月1日まで

私は、昭和41年4月1日から平成15年7月31日まで、A社に勤務していたにもかかわらず、44年3月の1か月間のみ厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した人事手帳及び事業主からの回答等により、申立人が申立てに係る事業所に昭和41年4月1日から平成15年7月31日まで継続して勤務し（昭和44年4月1日にA社B支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店における社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これらを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA（株）（現在は、B（株）。以下同じ。）C出張所における資格取得日に係る記録を昭和44年6月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月24日から同年7月1日まで

社会保険事務所に対し、厚生年金保険被保険者に係る記録確認を求めたところ、A（株）D支店から同社C出張所に転勤した際の資格喪失日が昭和44年6月24日、資格取得日が同年7月1日となっており、1か月が空白となっている。同社には継続して勤務しており、同じ会社の支店等間の異動なのに空白期間が生じるのはおかしい。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、社員名簿及び退職者カードの記録から、申立人がA（株）に継続して勤務し（昭和44年6月24日に同社D支店から同社C出張所（退職者カードの記録では、E支店F出張所）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年7月の社会保険事務所の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付の義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出を社会保険事務所に対して行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A (株) (現在は、(株) B。以下同じ。) C 支店における資格喪失日に係る記録を昭和 26 年 1 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 10 月 1 日から 26 年 1 月 1 日まで
昭和 25 年 4 月 6 日から 27 年 6 月 21 日まで、A (株) (26 年 10 月から (株) B に名称変更) に勤務しており、厚生年金保険に加入し、保険料は給与から控除されていた。

申立期間は支店間の転勤であり、空白であるはずがないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてもらいたい。

第 3 委員会の判断の理由

当時の辞令の写、役職員名簿及び退職証明書により、申立人が A (株) に継続して勤務し (昭和 26 年 1 月 1 日に同社 C 支店から同社 D 支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 26 年 1 月の社会保険事務所の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する

前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和28年8月1日から29年3月20日までの期間については、事業主が、28年8月1日に申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得し、29年3月20日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、厚生年金保険被保険者資格の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年春から30年冬まで

平成19年2月19日、厚生年金保険被保険者期間の照会を社会保険事務所へ提出したところ、申立期間中の厚生年金保険の加入記録は無いとの回答があった。

申立期間中は、現在のA市B区にあった会社に勤務していたことは間違いない。

大きな災害を受け、勤めていた会社も無くなっており、会社の名前も覚えていないが、勤めていた当時、現在のB区C派出所の巡査に不審尋問を受け、このことが社長の耳に入り、社長室に呼ばれているいろいろ聞かれたことを覚えている。社長の名前は、Dであった。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するE(株)(所在地:A市B区、代表者:F)の健康保険・厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が、昭和28年8月1日に資格を取得し、29年3月20日に資格を喪失した旨の届出を、事業主が社会保険事務所に行ったことが確認できる。

一方、申立期間と当該名簿の記載に食い違いがみられる点について、申立人は、勤務した期間に関する記憶が不確かであり、おおよその期間を記載したと説明していること、及び当該名簿以外に厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、申立期間のうち、昭和28年8

月1日から29年3月20日までの期間以外については、被保険者資格を取得していたものと認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和28年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、かつ、29年3月20日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、昭和28年8月1日から29年3月20日までの期間の標準報酬月額については、健康保険・厚生年金保険被保険者名簿における標準報酬等級の記録から、8,000円とすることが妥当である。

福岡厚生年金 事案 36

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の(株)A(現在は、(株)B。以下同じ。)C事業所における資格取得日に係る記録を昭和52年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月1日から同年12月2日まで
厚生年金保険加入記録を照会したところ、昭和52年11月の1か月のみ加入していた事実が無いとの回答があった。

昭和44年4月1日に入社以来、同じ会社内で転勤を繰り返しながら、平成11年9月30日まで継続して勤務しており、申立期間については、C事業所に異動になったときの事務処理ミスであると思われるので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所保存の社員原簿及び雇用保険の記録により、申立人が(株)Aに継続して勤務し(昭和52年11月1日に同社D事業所からC事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和52年12月の社会保険事務所の記録により17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、(株)AのC事業所が保存していた健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和52年12月2日として社会保険事務所に提出されていることが確認できることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりに52年12月2日を資格取得日として届け、その結果、社会保険

事務所は、申立人に係る昭和 52 年 11 月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年12月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月18日から同年12月17日まで
A社に昭和45年1月1日から平成15年7月31日まで継続して勤務していたが、社会保険庁の記録では、1か月の欠落期間が生じている。
当初から健康保険及び厚生年金保険に加入し、給与からも社会保険料が源泉徴収されていたので被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び人事記録等により、申立人が昭和43年3月からA社に継続して勤務し(46年12月17日に同社B支店から同社本店へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る社会保険庁の記録により4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が適正に申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

国民年金 事案 192

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 12 月から 49 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月から 49 年 10 月まで

母は非常にきちとした人で、生前「あなたの年金も払っている」と言っていたし、その年金関係の書類も見た記憶があるので、申立期間である約 10 年間の納付記録が無いことについて納得がいかない。弟も母から同じことを聞いているので、調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況が不明である。また、当時同居していた申立人の弟の証言によっても保険料の納付状況は明らかとならない上、弟についても申立期間は未納となっている。

さらに、申立期間は約 10 年と長期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 1 月に払い出されており、この時点では申立期間の一部は時効により納付できない期間である。

加えて、申立人は、申立期間について国民年金に加入していた場合には、申立期間後の昭和 49 年 11 月の厚生年金保険への加入の際に国民年金の資格喪失手続を行う必要があるが、その手続について承知していないなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から55年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から55年5月まで

昭和52年4月に結婚をし、市役所の出張所で年金加入の手続をした。保険料は、当時、婦人会が国民年金保険料の集金を行っており、52年4月に集金人の夫であった自治会長が集金に来たので、夫の分と併せて二人分支払った。その後も夫と併せて二人分を集金人に支払い続けていたので、未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年4月に国民年金の加入手続をして、その後集金人に支払ってきたと主張するが、申立人の国民年金手帳記号番号は55年6月に払い出されており、申立期間の当初において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人には、申立期間以外にも複数の未納期間がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで
昭和52年から55年までの間に、新聞か何かで特例で納付できることを知り、市役所で月に5万円ずつ1年間納付することとし、残りはその場で納付した。
過去の未納分を全部納付したはずであり、未納があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、月に5万円ずつ1年間納付したと主張しており、社会保険庁の記録上、昭和54年4月から55年2月までの間に計7回特例納付されていることが確認できるが、申立期間について特例納付されていたことを示す記録は存しない。また、当時申立人が居住していた市の広報誌においては、特例納付制度に関して、受給に必要な最低の期間は25年であることが紹介されており、申立人については、60歳までに25年の受給資格期間を満たすよう、それに必要な期間として特例納付の記録のある期間を特例納付したものと考えられる。さらに、申立人が特例納付したと記憶する保険料額は、申立期間及び特例納付の記録のある期間をすべて特例納付した場合に必要な金額と異なっている。

加えて、申立人が申立期間についての国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間について申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から 43 年 3 月までの期間及び 44 年 3 月から 52 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 39 年 1 月から 43 年 3 月まで
②昭和 44 年 3 月から 52 年 12 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間における保険料が未納となっていることが判明した。この間の保険料については、昭和 52 年暮れに特例納付の通知を見て、A 区役所に 20 数万円を納入しており、その際に、A 区役所から「これで未納分はすべて埋まります。」との説明を受けた記憶があり未納になっていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、一括納付したとする時期（昭和 52 年暮れ）は特例納付の可能な期間にも当たらず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁の記録では、申立期間①より前の期間について昭和 55 年 4 月 30 日に特例納付していることが確認できるが、この時期に申立期間に係る保険料を特例納付したと仮定して試算してみても、申立人が一括納付したとする金額と実際の保険料額は大きく異なる。

加えて、申立人が納付を行ったと主張する A 区役所においては、特例納付の保険料を収納していなかったことから不合理である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月から同年12月まで

社会保険事務所で国民年金の納付記録を確認したところ、申立期間における国民年金保険料が未納であることを知った。

申立期間については、当時の勤務先の事務長に国民年金に加入することは義務だと言われて、保険料も事務長に支払ったと記憶している。国民健康保険には加入していなかったが、国民年金には加入していたはずであるので、領収書等の保管は無いが、納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人自身は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与していなかったため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は申立期間当時、国民健康保険には加入していなかったが国民年金には加入していたと主張しているが、A町の記録では国民健康保険に加入し保険料を納付していて、国民年金には加入していなかったことが確認できた。さらに、勤務先の事務長から聴取した結果を踏まえると、申立人は、国民年金と国民健康保険を取り違えて記憶していると考えられる。

加えて、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された時点において、申立期間は時効により納付できない期間であり、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 140

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から41年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から41年10月まで

私は、母親から国民年金に加入し、保険料を納付していると聞いていたが、自分自身で納付した経験は無い。

同じ時期に実家で暮らしていた1歳上の姉の分は20歳より母親が納付しており領収書があるが、自分にはそういう資料が無く、両親も他界しているため確認は出来ない。

姉が納付し、自分だけ未加入、未納となっていることは到底納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、国民年金保険料を納付していたと主張するA町及びB町の被保険者名簿等に申立人が国民年金に加入した記録が無く、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿にも国民年金に加入した記録や納付記録は無い。

さらに、申立人と同じく、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたとされる申立人の姉は、国民年金手帳や領収書を母親から引き継いでいるが、申立人には、国民年金手帳を見た記憶等は無く、申立人の姉に聴取しても当時の状況は不明であり、ほかに申立期間について国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 141

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 6 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月から 40 年 3 月まで

両親が、私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたはずなのに、昭和 37 年 6 月から 40 年 3 月までの私の国民年金保険料の納付事実が確認できないとされていることに納得できない。申立期間の納付事実を認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人自身は、国民年金加入手続き及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入状況、当時の保険料の納付状況等が不明である上、申立人は、当初、両親が、同居していた二人の姉の保険料と一緒に自分の保険料を納付していたはずだとしていたが、調査の結果、申立期間において、申立人の二人の姉は、申立人と同居しておらず、申立期間当時の記憶が曖昧である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から56年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から56年10月まで

A市の中華料理店就労時に先輩のアドバイスにより国民年金に加入し、毎月国民年金保険料を金融機関で払っていた。40年近く前の資料はどこにも無いが、国の機関を信用しており、国民年金をもらえなければ困る。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人自身の記憶も曖昧^{あいまい}であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が保険料納付を行っていたとされる金融機関の支店は、申立期間の当初、開設されておらず、開設後においても申立人が記憶する職員は在籍していない。

さらに、申立期間を含めて国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は約9年半と長期間である上、申立人には、申立期間以外にも国民年金の未加入及び未納期間が多く見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から47年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から47年11月まで

昭和41年3月で会社を退職し、個人事業開始時にA市役所で国民年金、国民健康保険の手続を行ったことを記憶している。経営していた会社の業績は順調であり、国民年金保険料を納付できない経済状態ではなかった。年金受給の裁定請求時に未納期間が判明し現在に至ったが、以上の経過から納付していない期間となっていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の国民年金加入手続に係る記憶は曖昧^{あいまい}であり、保険料納付に関しても、申立期間の大部分は印紙検認方式だったのにもかかわらず、納付書による納付しか記憶に無いと述べており、申立内容の信憑性^{びよう}が高いとは認め難い。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のすべては時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、申立人は平成12年の年金受給に係る裁定請求時以外に国民年金保険料を一括して納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立期間は約6年半と長期間であり、申立人には申立期間以外にも国民年金の未加入期間が多く見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで

社会保険庁の記録では、昭和45年4月から46年3月まで保険料が免除されたことになっているが、当時、経済的に困っておらず、保険料の免除を申請するはずがない。年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料の納付方法は印紙検認方式であるが、申立人は印紙により保険料を納付した記憶が無いとしているほか、納付金額についても覚えておらず、納付方法及び納付金額が不明確である。

また、申立人はA市の集金人に対し、保険料を支払ったとしているが、A市が申立人の転入を確認したのは、申立期間から約2年後の昭和47年2月であり、申立人の主張には不合理な点が見受けられる。

さらに、申立人は申立期間始期の昭和45年4月に結婚しているが、申請免除の手続は結婚前の旧姓で行われていること、及び申立人の申立期間前年度までの保険料の納付は実家の母が行っていたこと等の諸事情をかんがみると、保険料の申請免除の手続も申立人の母が行った可能性も否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月から61年3月まで

昭和58年8月から61年3月までの国民年金保険料について未納となっているが、任意で納めた記憶はある。領収書も無く、毎月納めたか、何か月分納めたか、金額も覚えてはいないが、金融機関か市役所で納付書を使用して納付したと思う。国民年金には切れ目なく加入し納めているはずなので、申立期間については国民年金保険料を納付したと認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の保険料納付に係る記憶も明確でないことから、申立期間当時の状況が不明である。

また、申立期間は任意加入の対象となる期間であり、申立人は厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、市役所で国民年金の加入手続をしたと述べているが、A市役所の被保険者台帳及び社会保険庁の記録では、申立人の加入手続がされた形跡は無く、申立人が所持する国民年金手帳の資格記録欄にも、申立期間についての記載は無い。さらに、市役所の被保険者台帳において加入手続が行われていなければ、納付書が発行されることは無いことから、納付書により国民年金保険料を納付する機会も無かったものと考えざるを得ない。

加えて、申立期間について、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情もなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年3月まで

申立期間は妻が区役所へ出向き、さかのぼって国民年金の手続きを取り、国民年金保険料を一括して納付した記憶がある。申立期間が納付されていないことには納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日が昭和63年3月と推認されることから、申立期間に係る国民年金保険料は過年度保険料となり、社会保険事務所の窓口又は社会保険事務所発行の納付書でなければ納付できないが、申立人の妻は、A区役所で現金で納付したと述べており、申立内容に不自然な点が見受けられる。

さらに、聴取の過程において、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したとの主張から、昭和61年当時に申立期間を含む5年分を一括して前納したとの主張に変遷しているが、これは制度上、不可能な納付方法である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の①昭和46年4月から48年3月までの期間、②48年10月から49年3月までの期間及び③49年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から48年3月まで
② 昭和48年10月から49年3月まで
③ 昭和49年10月から50年3月まで

申立期間は集金人が役場で国民年金保険料を納付しており、免除の申請をした記憶も無い。納付していたことは間違いがないので、申立期間が納付されていないことは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人は申立期間当時、A町に居住し、国民年金保険料の納付は、A町役場の国民年金保険料収納窓口のほか、集金人に対しても納付していたと述べているが、その当時、A町では集金人制度を採用していない。一方、A町では納付組織が存在したが、申立人は当該組織に加入していないことが確認された。

さらに、申立人の夫も、社会保険庁及びA町の納付記録上、申立期間については申立人と同様に全額免除になっているなど、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から48年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、母親が、3人の姉の分とともに納付していた。私の国民年金保険料だけが未納とされていることには納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の国民年金加入手続は母親が行ったとしていることから、申立人自身は関与しておらず、その状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、聴取することができた申立人の姉に当時の状況を確認しても、申立人の国民年金保険料の納付状況は明らかではなく、3人の姉のうち1人については、申立期間と重複する期間に国民年金保険料の未納期間がみられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

函館国民年金 事案 36

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から同年8月まで

昭和54年4月に就職したが、最初の5か月は会社で厚生年金保険に加入させてくれなかった。国民年金の加入手続は自ら行った記憶は無いが、当時同居していた実父が私の給料の一部を郵便局か、銀行に貯金してくれていたため、実母がそこで国民年金の保険料を払っていたかもしれないと言っている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の実父が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入手続や保険料の納付についての状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和62年3月時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、A市被保険者名簿及び国民年金手帳記号番号払出簿の調査を行ったが、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川国民年金 事案 32

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

国民年金保険料は夫と一緒に納付していると記憶しており、夫の分だけ納付して私の分が納付されていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、昭和40年4月から国民年金保険料を納付しているが、42年4月ごろに国民年金加入の手続をしていることが国民年金記号番号払出簿(連番)から確認でき、申立期間については時効により納付できない期間である。

また、申立人の夫は、昭和46年から47年に、過去の未納分を3回に分割して(46年12月25日に12か月分、47年5月13日に18か月分、47年6月16日に18か月分)特例納付していることが確認できる。しかし、申立人については、社会保険庁及びA市の記録からも特例納付をしたことが確認できない。

さらに、納付方法や納付金額などについての具体的な説明が無く、特例納付したことを裏付ける関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及び収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から45年3月まで
私は当時学生で、A区に住んでおり、保険料を区の集金人に納めていたのか、B市在住の親が納めてくれていたのか記憶が定かではないが、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、C社会保険事務所の払出簿から昭和45年4月以降に払い出されていることが確認でき、申立期間には時効により納付できない期間が含まれている。払出簿から同時期に払い出された13件の納付記録を検証した結果からも、時効により納付できない期間があることが裏付けられる。また、当時A区では集金人による保険料の徴収を行っていたことが確認できるものの、申立期間には過年度納付期間が含まれているため、区の集金人に保険料を支払うことは出来ない。

さらに、申立人は、当時、国民年金加入手続をした記憶が無く、B市に住む親がA区まで出向いて加入手続をしたとは考え難く、同市において国民年金の加入手続をした形跡も見当たらない。加えて、両親は既に他界しており証言を得ることができない。

そのほか、申立人は当時の年金手帳を紛失しており、納付を裏付ける書類（家計簿等）は所持しておらず、保険料を納付していたことを示す関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第 1 委員会の結論

申立人の平成 7 年 3 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付したものと認めることができない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月から 12 月まで

平成 5 年 12 月から 7 年 12 月まで海外に在住していましたが、帰国後、8 年 1 月 1 日に国民年金に加入し、同年 4 月に A 町に転入したときに保険料をさかのぼって納付できると役場で説明を受け、7 年 3 月までさかのぼって一括で納付した。当該期間が未納とされていることは納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

海外在住者は、国民年金法附則第 5 条第 1 項に基づき社会保険庁長官に申し出て任意加入被保険者となることができるが、同法附則第 5 条第 2 項により「前項の規定による申出をした者は、その申出をした日に被保険者の資格を取得するものとする。」と規定されているため、帰国日以前にさかのぼって被保険者資格を取得することはできない。

また、申立人の国民年金手帳には平成 8 年 1 月 1 日から 7 年 3 月 1 日に被保険者資格取得日を訂正した形跡があり、A 町のゴム印が押印されており、同町において誤った記録訂正が行われたと認められる。一方、社会保険庁の記録及び転入前の B 市の記録では資格取得日が 8 年 1 月 1 日となっており、申立期間は未加入期間である。

さらに、坂城町役場からは「資格取得年月日は国民年金手帳の訂正記録のとおりであるが、申立期間について保険料の納付は無かった。」との回答があり、同町の被保険者台帳の記録とも一致する。

国民年金手帳の資格取得日が訂正されていることをもって申立人が保険料を納付したのは確からしいとすることはできない。そのほか、納付を裏付ける関係資料及び周辺事情が見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

釧路国民年金 事案 26

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 5 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月から 40 年 3 月まで
農業を営んでいた父親から、私の国民年金保険料を払っていると聞いていたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間において国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、父親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況や当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳には、昭和 41 年 4 月 21 日発行と記載されており、このころに加入手続が行われたものと考えられるが、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人に確認したところ、ほかに国民年金手帳の交付を受けた記憶は無いとしていることから、申立人の父親は、昭和 41 年 4 月に申立人の国民年金の加入手続を行い、41 年 4 月分の国民年金保険料から納付を開始するとともに、昭和 40 年度分の国民年金保険料について過年度納付したと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金 事案 90

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 2 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月から 42 年 3 月まで
社会保険事務所に照会したところ、昭和 39 年 2 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料が未納となっていることが分かった。
この期間の保険料は、特例納付により社会保険事務所で納付しており、受領印は無いが納付書も残っている。
受領印が無いことについては、応対してくれた社会保険事務所職員が「これを持っていけばよい。」と言ったことを信じていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する特例納付（昭和 48 年国民年金法改正附則第 18 条）の納付書には受領印が押印されていない。

また、申立人は社会保険事務所で保険料を納付したとしているが、社会保険事務所が保険料を受領した場合は、主任収入官吏が発行する国民年金保険料現金領収書が発行されることとされているが、申立人はこれを所持していない。

さらには、社会保険庁及び A 市の記録とも申立期間は未納であり、社会保険庁が保管する申立人の特殊台帳にも特例納付の事実を示す記録は確認できず、ほかに申立期間について保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他、申立内容及び収集した資料を総合的に判断すると、申立期間において申立人が保険料を納付したとは考え難く、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 51 年 7 月から 55 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 51 年 7 月から 55 年 10 月まで

社会保険事務所に照会したところ、①昭和 51 年 4 月から同年 6 月までは国民年金保険料が未納、②51 年 7 月から 55 年 10 月までは未加入との回答を得た。

昭和 51 年 3 月に結婚して A 県 B 市に住所変更し、同年 4 月、市役所で、「結婚しているので、国民年金に任意加入できますがどうですか。」と言われて加入して以降、51 年 7 月に資格喪失届をした記憶はなく、B 市在住期間はずっと自分が銀行か郵便局で納付していた。

第3 委員会の判断の理由

A 県 B 市が保管する記録（年度別収納一覧）において、申立人が昭和 51 年 4 月 6 日に国民年金に任意加入したこと、同年 7 月 1 日に年金加入資格を喪失したこと、及び 55 年 11 月 29 日に改めて国民年金に任意加入したことが確認できる。

また、B 市及び社会保険庁の記録のいずれにおいても、①の申立期間（51 年 4 月から同年 6 月まで）は国民年金保険料未納、②の申立期間（51 年 7 月から 55 年 10 月まで）は国民年金未加入となっている。

さらに、申立人は、自分が銀行か郵便局で保険料を納付していたとしているが、B 市では郵便局での保険料収納は行っていなかったとしており、加えて、昭和 51 年 7 月の任意資格喪失届及び 55 年 11 月の任意加入取得届をした覚えがないとしているなど、申立期間当時の記憶が曖昧であり、ほかに国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺

事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月から3年3月までの期間及び8年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年9月から3年3月まで
② 平成8年4月

申立期間①当時、私は大学生だったので、国民年金は母が管理していた。母はこの期間の保険料を二回に分けて納付したと話している。申立期間②は、私が母から保険料をもらい、銀行で納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入年月日は、国民年金被保険者名簿の資格取得年月日欄及び国民年金手帳記号番号の払出状況により、平成3年4月1日と確認できる。また、申立人の母が、当時、町の担当職員から「支払が大変であれば申請免除もできる。」と言われたと記憶していることから、加入は学生が強制適用となった3年4月1日に相違なく、申立期間①は未加入期間となり納付できない期間である。

さらに、申立期間②についても、申立人に当月分の国民年金保険料を手渡したとする母のメモは存在するものの、申立人の納付状況は確認できず、母のメモの金額も申立期間の保険料額と一致しない。加えて、申立人は銀行で納付したと主張しているが、一連の電算処理の過程において不適切な事務処理が行われたとは考えにくい。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から50年3月まで
申立期間について、役場から「まとめて納付できる。」と連絡がきて、父が一回7万8,000円を三回にわたり納付したので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者名簿において、申立期間は厚生年金保険被保険者期間とされ、国民年金未加入期間であるから、現年度、過年度及び特例納付のいずれの納付書も発行されていない。また、申立人は過去の分をまとめて納付したと主張しているが、これは申立期間の後である昭和50年4月分から51年3月分までの特例納付と確認できるので、申立人が申立期間の保険料を納付していたとは言い難い。

さらに、厚生年金保険から当該申立てに係る国民年金への切替手続や申立期間の納付については亡父が行っていたことから、当時の状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から44年3月まで
申立期間の国民年金保険料については、母が納付していたと思うので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しが昭和44年7月、資格取得が同年4月となっているが、これは当時、国民年金に加入すべきであったのに加入していなかった者に対し、職権適用により国民年金手帳を払い出したものであることは、国民年金手帳記号番号払出簿においてA町の住民117人に同様に払い出している事実から推察できる。よって、それ以前の申立期間は、国民年金未加入期間となるので納付していたとはいえない。

また、申立人が納付に関与しておらず、さらに、納付したとする母は既に死亡し、家族からもその状況を確認できなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和34年4月から37年10月までの期間、40年2月から同年3月までの期間及び43年1月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月から37年10月まで
② 昭和40年2月から同年3月まで
③ 昭和43年1月から同年12月まで

申立期間①については、父が厳格な人柄だったので、国民年金に必ず加入し、母が手続や保険料の納付を行っていたはずである。申立期間②については、私が会社を退職する際に、役場で国民健康保険と国民年金の加入手続をした。申立期間③については、家族の国民年金はすべて母が管理して納税組合に保険料を納付しており、妻の保険料が納付済みで私の保険料が未納となっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の国民年金被保険者記録（電算）によると、申立人の国民年金の資格取得は平成11年2月27日となっており、社会保険庁及びA市が保管する記録においてそれ以前の加入記録や住所移転が無いことから、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。よって、申立期間①、②及び③は国民年金未加入期間であり、保険料を納付していると推認できない。

また、国民年金制度発足時の申立人家族の加入者は、父、母、姉のみであり、申立人が加入していなかったことは国民年金記号番号払出簿で確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年3月まで

私は、昭和46年4月から毎年納付していると思っていたが、記録照会の回答によると、50年4月からの納付になっている。また、妻は昭和48年度の1年間だけが納付記録になっているが、こんなバラバラな記録はありえない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年に国民年金の加入手続をしたと主張しているが、A町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿によると、50年12月に国民年金手帳が交付されていることが確認できることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

また、申立人は、当委員会が事実確認を行う過程において、保険料の納付方法を役場での納付から集金人への納付と主張を変更しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年12月時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であるとともに、集金人を通じては過年度納付を行うことはできず、かつ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人から事情を聴取しても、さかのぼって納付をした記憶はないとしており、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年3月までの期間及び49年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から48年3月まで
② 昭和49年4月から50年3月まで

私は、昭和46年4月から夫婦で毎年納付していると思っていたが、記録照会の回答によると、申立期間が未納となっていた。また、昭和48年度の1年分は私の保険料だけが納付済みとなっており、夫の保険料は未納とされている。こんなバラバラな記録は納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が昭和46年に国民年金の加入手続をしたと主張しているが、A町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿によると、50年12月に国民年金手帳が交付されていることが確認できることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

また、申立人は、当委員会が事実確認を行う過程において、保険料の納付方法を役場での納付から集金人への納付と主張を変更しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年12月時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であるとともに、集金人を通じては過年度納付を行うことはできず、かつ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の夫から事情を聴取しても、申立期間についての納付を裏付ける事情は見受けられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 2 月、同年 3 月及び 49 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 2 月及び同年 3 月まで
② 昭和 49 年 4 月

社会保険事務所に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、昭和 46 年 2 月、同年 3 月及び 49 年 4 月については、保険料の納付の事実の確認できなかった旨の回答をもらった。

亡父が支払っていたため、空白期間は無いはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）は無い。

また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親も既に死亡していることから保険料の納付状況等は不明である。

さらに、同時期に国民年金に加入していた家族のうち、納付記録上の納付時期が申立人と同じであると認められる兄も、申立人と同じ期間が未納とされている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 2 月から 44 年 3 月までの期間及び 48 年 10 月から 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 2 月から 44 年 3 月まで
② 昭和 48 年 10 月から 12 月まで

昭和 53 年、3 回目の特例納付が実施された時に、夫が A 町役場住民課窓口に出向き、A 町役場の方に夫婦 2 人分の未納額を計算してもらい、合計 70 万近い保険料を現金で一括納付した。なお、このように納付したのはこの時 1 回だけである。

夫の納付記録はすべて納付済みとされており、この時に私の過去の未納分はすべて納付したはずなので、現在未納期間が残っているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、昭和 53 年に当時の未納期間分として、夫が「70 万近い保険料」を特例納付していたと主張しているが、当時夫の分と併せて特例納付することが可能であった期間は 65 月分（26 万円）とみられるため、申立人の夫が納付したとされる金額の記憶と実際に必要になる納付金額は、大きく相違している。

また、申立人の国民年金被保険者台帳をみると、過去に申請免除期間（昭和 44 年度～47 年度の 4 年分）があり、昭和 51 年 7 月、同年 12 月、55 年 2 月と計 3 回の追納記録の記載があり、申立人の主張と合致しない。

さらに、申立人及びその夫は、当時特例納付したとされる期間や領収書受領の有無について記憶しておらず、その他に納付を裏付ける関連資料については見いだせなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的

に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 7 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、重複納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月から 45 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、A 市 B 区役所の年金保険課にて現金と手帳を持って納付しており、月 300 円の保険料を 3 か月に 1 度支払った。また、年金手帳にどこの期間か分からないが領収印が押してあったと記憶している。

その後、昭和 45 年から 47 年ごろ、過去の保険料を一括して納めることができることを知り、納付日、どこの分の保険料として納付したか記憶はないが、A 市 C 区役所に 5 年分の保険料を一括して自分で納付した。保険料は 1 か月 450 円、5 年分で合計 2 万 7,000 円だった。

D 社会保険事務所から 5 年分の特例納付期間は、昭和 40 年 4 月分から 45 年 3 月分までと説明されたが、上記申立期間の保険料は、通常の納付方法で支払った記憶があり、重複納付していると思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自ら国民年金加入手続きをとっていたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳は、E 社会保険事務所において昭和 45 年 1 月 7 日に「職権適用者」として払い出された記録となっているし、しかも別の番号で手帳が払い出された記録も判明しなかった。

申立人は、申立期間の保険料を「3 か月に 1 度支払った」記憶があると主張しているが、上記の手帳払出日からみると昭和 44 年度分をまとめて納付することしかできず、申立人の主張と矛盾している。また、申立人は、夫が強制加入した昭和 44 年 7 月以降と同じ時期から国民年金保険料を納め始めたと主張しているが、申立期間当時、夫の保険料は「個人タクシー組合」にて集金されており、夫と申立人は別々に保険料を納付している。

このほか、現年度中に納付したことをうかがわせる関連資料及び周辺事

情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 47 年 3 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、昭和 43 年 4 月から 47 年 3 月までの期間については、納付事実が確認できなかった旨の回答をもらった。

当時、長姉と一緒に A 市の納税組合に納めていた。長姉は未納無しなのに、納付されていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している昭和 48 年 5 月 8 日発行の国民年金手帳からは、厚生年金保険資格喪失月の 40 年 5 月に申立人が初めて国民年金の資格を取得したことが確認できるが、申立期間は過年度納付期間に当たる。このため、申立期間の国民年金保険料を納税組合（正しくは納付組合）で納付することはできず、なおかつ、43 年 4 月から 46 年 3 月までは時効により納付は不可能であり、申立期間全期間を納付することはできない。

また、納付したとされる納付組合に関する資料も残っていないため、納付の事実を確認することができない。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことを確認できる資料は無い。

加えて、申立人は、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）を有していない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 44

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 5 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月から 58 年 3 月まで

私は、平成 4 年 5 月に追納勧奨状が届き、全額免除期間があることを知った夫が A 社会保険事務所に行き、追納勧奨状に示されている昭和 57 年 5 月から 59 年 3 月までの追納保険料をその場で納付したはずであるから、納付となっていないことに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 4 年 5 月ごろに追納勧奨状に示されている昭和 57 年 5 月から 59 年 3 月までの保険料を以前に住んでいたことのある B 県 C 市にある A 社会保険事務所で申立人の夫が納付したと主張している。

しかし、追納勧奨状及び納付書の発行は、被保険者の住所地を管轄する社会保険事務所が行うものである。

申立人の当時の住所地は D 県 E 郡 F 町であったことから、申立人は G 社会保険事務所管轄の被保険者であった。

このことから、申立期間の追納保険料は、G 社会保険事務所又は指定された金融機関等以外では納付することができないものである。

このように管轄外の A 社会保険事務所では納付書の発行及び保険料の収納はできず、同社会保険事務所で納付したとする申立人の主張は合理的ではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 45

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 3 月及び同年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月及び同年 4 月
20 歳になってすぐに国民年金の納付書が届いた。昭和 53 年 5 月から仕事に就いたので未納にしていた。しかし、1 年ぐらい遅れて、その 2 か月分を一括納付した。未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になってすぐに国民年金の納付書が届き、その後、遅れて納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 12 月 8 日、A 市で払い出され、53 年 3 月 21 日に遡及して加入しており、手帳が払い出された時点では、申立期間は、時効により納付できなかった期間に当たる。

また、申立人は 20 歳の時から同一の市に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は周辺事情の聴取に対して、20 歳のときに国民年金の加入届を自分で行った覚えは無いと述べており、加入していない者に対して納付書が送付されることはないことから、申立てに合理性が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から50年1月までの期間及び50年9月から53年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年8月から50年1月まで
② 昭和50年9月から53年8月まで

私は、昭和47年8月から53年8月くらいまで5、6年間の国民年金保険料を納付した記憶があり、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年8月から50年1月までの期間及び50年9月から53年8月までの期間の保険料を納付したと主張するが、社会保険事務所の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは59年7月3日であり、資格取得は47年4月28日に遡^{そきゅう}及して行われたことが確認できる。

申立期間当時、保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年12月から49年3月まで
私の両親や妻の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私の分だけに未納期間があるのはおかしい。
領収書等の資料は無いが、申立期間当時は、父が世帯4人分の保険料をまとめて納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

また、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の父の記憶はあいまいであり、当時、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和49年10月28日であり、資格取得は40年12月22日に遡及して行われたことが確認できる。

申立期間当時、保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別の手帳記号番号が払いだされた事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田国民年金 事案 60

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から49年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年10月から49年1月まで
昭和47年10月から49年1月までの期間についての国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、納付の事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間当時、A市役所で未納分の保険料を一括して納付した記憶があるので未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年10月から49年1月までの保険料については、A市役所で一括して納付したと主張するが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出し及び資格取得は、いずれも49年2月であり、申立期間は未加入の期間である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田国民年金 事案 61

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から同年 11 月まで

私は、昭和 58 年 3 月末に会社を退職し、A 市町村で国民健康保険の手続と同時に、国民年金の加入手続と保険料納付を行ったはずであり、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 4 月から同年 11 月までの期間の保険料を納付したと主張するが、社会保険事務所の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは平成元年 4 月 13 日であり、資格取得は 58 年 4 月 1 日に遡及して行われたことが確認できる。

申立期間当時、保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されていないが、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田国民年金 事案 62

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 3 月から 59 年 8 月までの期間及び 60 年 9 月から 61 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 3 月から 59 年 8 月まで
② 昭和 60 年 9 月から 61 年 7 月まで

昭和 61 年ごろ、A 市町村の税務課から、未納の 41 か月分の国民年金保険料を納付するようにとの通知があり、金額が大きかったので 3 回に分割して直接税務課の窓口で納付した。

納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年ごろ、A 市町村の税務課から 41 か月の未納の保険料を納付するようにとの通知があり、同税務課で納付したと主張するが、社会保険事務所の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは 63 年 8 月 26 日であり、資格取得は 57 年 3 月 21 日に遡及して行われたことが確認できる。

昭和 61 年ごろ、保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立期間当時、A 市町村では、国民年金保険料の収納事務を税務課では行っていない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から58年3月まで

家族で自営業を営んでおり、家族の国民年金保険料は、社長である父親が各自の給与から控除し納付していた。

父親は、私の将来のことを考えて20歳から国民年金に加入していると常日ごろ話していたので未納期間はないはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は、国民年金保険料の納付には関与しておらず、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

申立人の保険料を納付していたとされる申立人の父の記憶はあいまいであり、当時、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が確認できない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和58年5月13日であり、資格取得は44年9月30日に遡^{そきゅう}及して行われたことが確認できる。

申立期間当時、保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の父が申立人の保険料と一緒に保険料を納付していたとされる、その妻、弟夫婦の国民年金手帳記号番号の払出しも、申立人と同一日の昭和58年5月13日であり、資格取得は、妻が51年2月に、弟が52年2月に、弟の妻が53年1月に、それぞれ遡^{そきゅう}及して行われており、三人とも別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できない。

加えて、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の父の国民年金

手帳記号番号の払出しは昭和 50 年 8 月 23 日であり、資格取得は 38 年 9 月に遡^{そきゅう}及して行われたことが確認でき、保険料は、38 年 9 月から 45 年 7 月までの期間は、55 年 6 月に特例納付されているが、45 年 8 月から 50 年 3 月までの期間は未納となっていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月から58年3月まで

(有) A商店は、家族全員が国民年金に加入しており、社長である義父は、かつて町内会の年金推進員もしていた。義父から、昭和51年5月の結婚時に、国民年金に加入するように言われ、その後は、義父が私たち夫婦と弟夫婦の保険料を納付していたはずであり、51年2月から58年3月までの保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は、国民年金保険料の納付には関与しておらず、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

申立人の保険料を納付していたとされる申立人の義父の記憶はあいまいであり、当時、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が確認できない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和58年5月13日であり、資格取得は51年2月1日に遡^{そきゅう}及して行われたことが確認できる。

申立期間当時、保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の義父が申立人の保険料と一緒に保険料を納付していたとされる、その夫、夫の弟夫婦の国民年金手帳記号番号の払出しも、申立人と同一日の昭和58年5月13日であり、資格取得は、夫が44年9月に、義弟が52年2月に、義妹が53年1月に、それぞれ遡^{そきゅう}及して行われており、三人とも別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できない。

加えて、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の義父の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和 50 年 8 月 23 日であり、資格取得は 38 年 9 月に遡^{そきゅう}及して行われたことが確認でき、保険料は、38 年 9 月から 45 年 7 月までの期間は、55 年 6 月に特例納付されているが、45 年 8 月から 50 年 3 月までの期間は未納となっていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年1月から53年12月まで
私は、昭和45年1月から53年12月までの国民年金保険料をA市のB銀行C支店で納付した。
当時、1歳、2歳の子供を背中に背負い、保険料を納付した記憶があり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年1月から53年12月までの国民年金保険料を納付したと主張するが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、54年1月であり、申立期間当時は未加入である。

申立期間当時、国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間当時、申立人が保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 10 月から 50 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月から 50 年 2 月まで
夫と昭和 39 年 11 月に結婚してからは、夫が亡くなる平成 9 年 2 月まで、夫が商売及び家計の金銭管理をしていた。特に公共料金等の支払には几帳面であり、私の国民年金保険料も夫自身の保険料の納付と一緒に納付していると話していた記憶があり、1 回も納付した記録が無いことは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は、国民年金保険料の納付には関与しておらず、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

また、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の夫は既に死亡しており、当時、保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料が確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和 50 年 8 月 23 日であり、資格取得は 35 年 10 月に遡及して行われたことが確認できる。

なお、昭和 36 年 3 月 2 日に、別の手帳記号番号が払い出されていることが確認できるが、37 年 3 月に資格喪失したままになっている。

加えて、申立人に係る現在の納付記録では、厚生年金保険の加入期間とされている昭和 38 年 8 月から同年 12 月までの期間及び 39 年 10 月から 50 年 2 月までの期間については、平成 9 年 3 月 10 日に追加処理されるまでは国民年金の加入期間とされ、その間の保険料も納付されていない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から同年8月までの期間及び41年5月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から同年8月まで
② 昭和41年5月から47年3月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付した記録が無かったとの回答をもらった。

しかし、①の期間については、私の父に国民年金保険料を肩代わりして納付してもらい、後で父に立替えてもらった保険料を返した記憶があり、②の期間については、私が国民年金保険料を納付書か口座振替で納付した記憶があるので、未加入及び未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

①の期間については、申立人の父が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書(控)等)が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、納付したとする父親も死亡しており、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等が不明である。

また、②の申立期間については、この期間のほとんどの期間に係る国民年金保険料の納付方法は印紙検認方式とされていたが、申立人は、国民年金保険料を納付書か口座振替で納付したとして、印紙検認を受けた記憶が無く、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書(控)等)も無い。

さらに、申立人から事情を聴取しても、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付した具体的な金額、時期及び場所が明確では無い。

加えて、社会保険庁の記録では、申立人は平成11年2月26日に国民年金に初めて加入していることが確認できるが、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から61年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月から61年4月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付した記録が無かったとの回答をもらった。

しかし、申立期間の保険料については、平成7年ごろにA町役場の税務課から督促を受け、滞納していた税金と共に合計約35万円を同町役場の税務課に持参して納付した。国民年金保険料の金額がどのくらいであったかはわからないが、間違いなく納付しており、未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書(控)等)が無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は平成7年ごろに納付したと主張しているが、申立期間は国民年金に未加入であり、加入していたことを前提としても、65歳到達年で申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない期間であり、特例納付の実施期間でもないことから納付していたとは考え難い。

さらに、A町役場税務課担当者から聴取しても、「申立期間当時、税務課では国民年金保険料を取り扱っていない。」と回答しており、同町役場において国民年金保険料を収納していた事実を確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年2月まで

A社会保険事務所で国民年金加入記録を調査してもらったところ、昭和36年4月から38年2月までの期間が国民年金保険料を未納であるとの回答があった。

しかし、国民年金制度発足当時の35年10月ごろ、B区C地の自宅に区役所の職員が来て、母親が申立人の分も含めて加入手続を行ったのを目撃した。さらに、その後、区役所職員が自宅に保険料を集金に来たのを2回目撃した。母親から国民年金手帳を見せてもらい、納付額も聞いていたことから、未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、母親が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の母親も申立期間の保険料が未納となっている。

また、申立人と母親の国民年金手帳記号番号は連番では払い出されておらず、申立人は昭和40年6月以降に手帳記号番号の払出しを受けたと推認され、申立期間すべてが時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年10月から41年3月まで

A社会保険事務所で国民年金保険料納付記録を調査してもらったところ、申立期間の国民年金保険料について納付の事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間については、B区で戸別訪問による集金で納付していた記憶があるので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付についての記憶が明確ではなく、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）も無いため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人及びその夫は、43年6月に夫婦連番で国民年金手帳記号番号の払出しを受けているが、手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、申立期間当時、居住していたC社会保険事務所で手帳記号番号払出簿を調査しても申立人への払出しは認められず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から48年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から48年1月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間について納付が確認できなかったとの回答をもらった。会社を辞めたら国民年金に加入するとの認識があったので、会社退職後直ちに市役所の国民年金係に出向き国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付しているのに、未納とされることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付について、申立人又はその母親が行ったとしているが、記憶が曖昧なため、申立期間当時の国民年金の加入手続き及び保険料納付について具体的状況が不明である。

また、申立人が申立期間について国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、そのことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から38年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から38年6月まで

申立期間は、家族が保険料を納付していたという記憶があるが、社会保険事務所へ照会したところ、保険料が納付されていなかった旨の回答をもらった。記憶と照会結果が一致しないが、未納であることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は国民年金の事務に関与しておらず、母親も既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年2月25日に払い出され、市が保有する国民年金被保険者名簿の記録によると、申立人の保険料の検認状況は、37年3月から38年2月までの期間は「抹消」、38年3月から38年6月までの期間は「時効消滅」と記されている。さらに、40年10月23日に、その時点で納付可能な38年7月から40年3月までの過年度保険料が一括納付されていることから、申立期間の保険料は時効により納付できなかったものと推認できる。

加えて、申立人からの聴取においても、申立期間についての保険料納付を裏付ける事情は見受けられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年1月までの期間及び47年6月から50年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から45年1月まで
② 昭和47年6月から50年9月まで

昭和44年4月から45年1月までの期間については、母親が国民年金保険料を納付していた。

また、昭和47年6月から50年9月までの期間については、会社退職後すぐに市役所で国民年金の加入手続を行い、夫と一緒に隣組の納税係に定期的に保険料を納付して来た。

国民年金について、昭和44年4月から45年1月までの期間が未加入、及び47年6月から50年9月までの期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立期間①については、申立人自身が国民年金の手続に直接関与していなかったため、また、申立期間②については、申立人の記憶が曖昧^{あいまい}なため、具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和52年4月16日に払い出されたことは確認できるものの、申立期間中に別の国民年金手帳記号番号が申立人に払い出されている形跡はうかがえない。

さらに、申立期間は時効により納付できない期間を含んでいる上、特例納付により納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から14年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月から14年3月まで

平成13年度の国民年金保険料納付書が平成13年秋ごろに旧A町役場から送付された。13年12月ごろにその納付書で保険料を一括してB郵便局に納付した。

ところが、社会保険事務所で確認したところ、平成13年4月から国民年金第3号被保険者に認定されており、保険料の納付は必要ないことを知った。私が納付した保険料は、どこへ行ってしまったのか。旧A町役場及び社会保険事務所に何度も確認したが、納付した記録は無いとの回答であった。間違い無く納付したので、よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は平成13年3月末にC共済組合を脱退し、同年12月ごろに平成13年度の国民年金保険料をB郵便局で納付したと主張しているが、夫が加入するD共済組合から同年6月18日に旧A町役場に「国民年金第3号被保険者資格取得届」が提出されている。

また、通常、国民年金第3号被保険者には国民年金保険料納付書は送付されない上、平成13年当時は、旧A町役場の収納代理金融機関として郵便局が指定されておらず、現年度の国民年金保険料を取り扱うことはできないことから、当時、申立人が保険料を納付する手段は無かったものと認められる。(平成14年度からは、国民年金保険料の収納事務が市町村から国に切り替わり、郵便局でも現年度保険料が納付可能となった。)

さらに、申立人からの当委員会^{あて}への手紙(平成20年2月26日受付)には、「平成13年秋ごろに私宛に送付された納付書は社保庁とあったので社保庁から送付されたものと思っていた」と書かれているが、平成13年度は、収納事務はまだ市町村が取り扱っていたため、社会保険庁

から現年度の国民年金保険料納付書が送付されることは無く、申立内容に矛盾がある。加えて、平成 13 年 12 月に保険料を納付したと主張しているにもかかわらず、申立人の 13 年分確定申告書の社会保険料控除欄にその旨の申告が無く、不自然である。

なお、申立人自身の平成 14 年分確定申告書の写しには、国民年金保険料が申告されていない一方、申立人の夫の同年分確定申告書の写しには、国民年金保険料として 26 万 6,000 円が申告されているが、これは、①申立人が 14 年 7 月 2 日に納付した保険料 2 か月分（2 万 6,600 円）と②同年 2 月 22 日及び 25 日並びに同年 7 月 25 日に納付した長男の保険料 18 か月分の計（23 万 9,400 円）を合計した金額に合致する。同様に申立人の夫の 15 年分確定申告書の写しには、国民年金保険料として 26 万 5,350 円が申告されているが、①申立人が 15 年 9 月 1 日に納付した保険料 12 か月分（15 万 8,950 円）と②同年 3 月 4 日及び同年 6 月 18 日に納付した長男の保険料 8 か月分の計（10 万 6,400 円）を合計した金額に合致する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から47年3月まで
私の両親には、昭和35年10月の資格取得時に発行された国民年金手帳のほかに、47年4月1日にも別の国民年金手帳が発行されている。
私は、昭和47年4月1日に資格取得した際の国民年金手帳のみを持っているが、自分も母親と同様に47年4月1日以前にほかの国民年金手帳が発行されていて、失くしてしまったのではないかと思っている。
保険料については、自分で納付した覚えは無く、領収書も無いが、両親が払ってくれたと思う。
なお、私の弟は、20歳から未納無く保険料を納付している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、同居していた母親が申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に関与していないため、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和47年10月の時点では、既に申立期間の一部は時効により納付できない。

さらに、申立人と二人の弟は連番で国民年金手帳記号番号が払い出されており、末弟が20歳になったことを契機として、兄弟3人が国民年金に加入し、保険料を納付したものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から52年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から52年8月まで

社会保険事務所から、申立期間が未加入との回答をもらった。

当時、元の夫が「(国民年金については)全部、手続をした」と言っていたのを覚えている。また、保険料については、元の夫の給料から引かれていたか、引き落としだったかは思い出せないが、ずっと納付していたはずである。私は年金にはこだわっていたので、申立期間が未加入とされている記録には納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、元の夫が国民年金の加入手続を行い保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に関与していないため、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和55年4月時点では、既に申立期間は時効により納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

なお、申立人は自身の年金記録について、申立期間のみが抜け落ちていると主張しているが、昭和61年3月以前のサラリーマンの妻は、制度上、国民年金に任意加入とされており、加入の申出をして初めて国民年金保険料の納付の手段が与えられるものである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

群馬国民年金 事案 47

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から50年3月まで
結婚した後の昭和44年か45年ごろに、町役場のAという職員が、自宅に国民年金保険料の集金に来ていた。その時、過去の未納分を指摘され、一括で保険料を納付した記憶がある。
申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、町役場の職員に国民年金保険料を納付（未納保険料の一括納付及び定期納付）したと主張しているが、町役場に確認したところ、当該職員は、①昭和39年10月から48年4月までの期間及び51年7月から54年6月までの期間は、税務課徴収係に所属し「町県民税・固定資産税等」を徴収しており、また、②54年7月から63年3月までの期間は、保健課に所属し、国民健康保険税の徴収をしていた職員であったことから、申立期間当時は、国民年金保険料の収納には関与していなかったことが認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和50年7月2日に払い出されたことは確認できるものの、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を確認しても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡はうかがえない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、一括納付した金額についても、明確な記憶が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月から 61 年 3 月まで
昭和 58 年 3 月 1 日に会社を退職した後、国民年金に任意加入し、保険料を銀行で納付した。申立期間の保険料が未納となっているのは、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 3 月 1 日に国民年金に任意加入したと主張しているが、申立人自身が保管している、国民年金の記号番号のみが記載された年金手帳には、61 年 4 月 1 日に国民年金に加入した旨の記載がある。仮に、58 年 3 月 1 日に任意加入していれば、その旨の記載のある年金手帳が作成されていなければならないところ、申立人は上記の年金手帳及び厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳以外の年金手帳は「見たことは無い。」としている上、申立人に別の国民年金記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人の記憶が曖昧なため、国民年金の具体的な加入状況及び納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から50年12月まで
昭和47年2月末日に会社を退職した後、国民年金に任意加入し、以後、保険料を隣組の集金人に納付した。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年3月1日に国民年金に任意加入したと主張しているが、申立人自身が保管している、国民年金の記号番号のみが記載された年金手帳には、51年1月8日に国民年金に加入した旨の記載がある。仮に、47年3月1日に任意加入していれば、その旨の記載のある年金手帳が作成されていなければならないところ、申立人は上記の手帳以外の年金手帳は「見たことは無い。」としている上、申立人に別の国民年金記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人の記憶が曖昧^{あいまい}なため、国民年金の具体的な加入状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私は、区役所の出張所で過去の未納分をまとめて納付できるとの説明を受け、特例納付制度を利用して昭和36年4月から42年3月ごろまでの夫婦二人分の国民年金保険料を同時にまとめて納付したはずである。それにもかかわらず、私の分だけが未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、区役所の出張所において過去の未納分をまとめて納付できるとの説明を受け、特例納付制度を利用して昭和36年4月から42年3月ごろまでの夫婦二人分の国民年金保険料を同時にまとめて納付したはずであると主張している。

しかし、申立人は、特例納付により納付すべき期間について区役所の出張所において相談した際、最低限納付すべき期間とその保険料額について、「私と夫のそれぞれの納付すべき期間とその金額ではなく、全体の金額を言われたように思う。」としており、かつ、特例納付した保険料の納付場所について、「金融機関か役所の窓口で納付したことは間違い^{あまい}ないが、明確には覚えていない。」としており、当該特例納付に係る記憶が曖昧である。

また、申立人の夫の保険料を特例納付したことが確認できる昭和53年7月1日の時点においては、申立人は特例納付をしなくとも、60歳となる前月の平成13年3月までの間に、受給権を得るための保険料納付期間が残っている（50年7月から53年6月までの過年度納付分を含む36か月の納付済期間を併せて309か月）のに対し、申立人の夫は、同じ53年7月1日の時点において、60歳となる前月の平成7年11月までは209か月であり、保険料を納付しても受給資格に足りないことから、当時の区役所職員が、申立人の夫が受給権を得るために必要な一定の納付額を教示したのではないかと推測される。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から51年3月まで
転入した区役所で夫と一緒に国民年金手帳の記号番号の払出しを受けてから、夫の分と一緒に保険料を納付しており、さらに、昭和51年ごろには、保険料をまとめて納付した記憶もあるので、申立期間について、私の分だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人とその夫の国民年金手帳の記号番号は、昭和40年1月にA区において、また、45年1月にB区において、共に夫婦連番で払い出されているが、申立人のいずれの記号番号においても、申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が昭和51年ごろにまとめて納付したとする保険料の納付額等に関する記憶は曖昧な上、この後にも申立人と夫には未納期間があり、さらに、夫のみが未納となっている期間も見られる。

なお、申立人は、昭和51年ごろに保険料をまとめて納付した記憶があると主張しているが、51年5月12日付け印字がある附則18条納付者リストにおいて、申立人の夫の36年4月から39年3月までの国民年金保険料が特例納付により納付されていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から61年10月までの期間及び61年12月から62年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年10月から61年10月まで
② 昭和61年12月から62年6月まで

社会保険事務所から、昭和59年10月から61年10月までの期間及び61年12月から62年6月までの期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらったが、私の妻が夫婦二人分の保険料をまとめて郵便局で納付していた。申立期間の前後の期間である58年度及び63年度は完納しているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、申立人の妻が申立人の国民年金保険料も一緒に郵便局で納付していたと主張しているが、申立人の妻が申立期間と同期間において納付済みとなっているのは、昭和61年1月から3月までの期間及び同年10月から同年11月までの期間の併せて5か月分であり、残る28か月分は未納となっており、また、申立人が完納したと説明している63年度は、厚生年金保険被保険者期間となっているなど、申立人の主張には不合理な点が見受けられる。

さらに、申立期間について、申立人の保険料納付を推認させる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から45年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から45年11月まで

私は20歳から24歳まで病気で入院し、退院後の通院治療を経て、昭和46年から就職した。その際、父から、私の国民年金保険料は20歳から納付してあると聞いていたが、社会保険事務所から、申立期間について、国民年金加入記録自体が確認できないとの回答をもらい納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「父から、私の国民年金保険料は20歳から納付してあると聞いていた。」と主張しているが、申立人の父親が申立人の保険料を納付していたことを示す関係資料が無く、また、申立人自身は保険料の納付等に関与していない上、自分の国民年金手帳を見たことは無いとしているなど、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が国民年金に加入し、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年11月から53年12月まで

私は、昭和39年11月から個人事業を営みながら、実家の事業を手伝っていた。事業は主に母が経営し、税金や母と私の分の国民年金保険料などはすべて母が納付しており、私は、母が区役所で納付しているところを見たことがある。

それにもかかわらず、社会保険事務所から、申立期間について、国民年金納付記録が確認できないとの回答をもらい納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「母が区役所で国民年金保険料を納付しているところを見たことがある。」と主張しているが、申立人の母親が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、また、申立人自身は14年2か月に及ぶ申立期間の国民年金の手續に参与していない上、国民年金保険料の納付書を見たことはないとしているなど、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人及びその母親共に、国民年金自体の加入記録が無く、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月までの期間及び 61 年 7 月から 62 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月まで
② 昭和 61 年 7 月から 62 年 6 月まで

昭和 60 年 7 月にそれまで勤務していた会社を退職し、1 か月ほど旅行をした後、同年 9 月、区役所で納税や国民健康保険の加入手続とともに国民年金の加入手続も行い、申立期間の保険料を一括納付したので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の手続等のため区役所に行ったのは昭和 60 年 9 月の一度だけで、その場で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと説明しているが、その時点では、制度上、申立期間のすべての保険料を納付することはできないことから、申立人の主張は不合理である。

また、申立人が所持する年金手帳には、厚生年金の記号番号の記載はあるものの、国民年金に加入していれば記載されるべき国民年金の記号番号及び初めて被保険者となった日が記載されていない上、申立人は、ほかに年金手帳を所持していた記憶は無いとしており、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人は、国民年金に加入していなかったと考えざるを得ない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から50年6月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、昭和43年3月から50年6月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。50年7月に転居した際、国民年金手帳が2冊あったが、その手帳が統合され古い領収印が押された手帳は返却されなかった。当時、母親が集金カードで集金係に納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者票によると、申立人の母親が納付していたと主張する申立期間以前に、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、払出しは昭和52年8月であったことが確認できることから、この時点で申立期間の保険料は時効により納付することはできないこととなる。

また、町役場が保存している国民年金被保険者票によると、国民年金手帳記号番号が払い出された直後の昭和52年10月11日に、過年度保険料として納付可能な50年7月までさかのぼって保険料を納付したことは確認できるものの、申立期間の保険料を特例納付した事情はうかがえない。

さらに、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和35年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月から43年3月まで

私は、一人暮らしを始めて間もない昭和36年5月ごろ、区役所から転入手続等が行われていない旨の連絡を受けたため、同手続と共に国民年金保険料を一括納付した記憶がある。

しかし、昔のことなので、納付した時期は昭和40年ごろのことだったかもしれない。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳には、昭和45年9月1日発行の押印があり、同年9月ごろに国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。申立人は、国民年金手帳の交付を受けたのは一度だけであると説明しており、ほかに国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、36年ごろ又は40年ごろに申立期間の保険料を一括納付することは制度上できない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、納付時期、保険料額等の記憶も曖昧な上、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 201

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から46年3月まで

私は、転居した昭和46年ごろに、国民年金に加入するため近くの市役所に行った際、窓口で過去10年分の国民年金保険料をまとめて納付する制度があると教えられ、その手続のため社会保険事務所に行った。その後、市役所内の銀行窓口で10回以上に分けて私と夫の保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、昭和46年に国民年金に加入して、保険料をまとめて納付したと主張するが、申立人の国民年金手帳の記号番号は53年9月に払い出されていることが確認でき、これ以外の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、納付したとする保険料額も記憶しておらず、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 206

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から48年12月まで

申立期間当時、私は家業を手伝っており、母親が両親の国民年金保険料と一緒に私の保険料も納付してくれていたはずである。両親の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立期間当時、加入手続及び保険料の納付をしたとする申立人の母親は、申立人の分の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が不明確である上、母親自身は、申立人の申立期間当時には申請免除となっていたことが確認でき、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和49年6月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から45年3月まで

国民年金に加入した時期は明確でないが、昭和40年4月から自宅に来ていた集金人に夫の分と併せて自分の国民年金保険料も納付していた。

ところが、社会保険庁の国民年金保険料収納記録を確認した結果、私については昭和40年4月から45年3月までの保険料が未納とされているのに対し、夫は同期間が納付済みとなっており納付できない。

申立期間に係る保険料の納付を証明する領収書は昭和42年4月7日の火災ですべて焼失し、集金人に対し領収書の再発行を依頼したが、保険料の納付状況は各人の国民年金手帳記号番号で記録されているので大丈夫と言われ、その言葉を信用していた。申立期間に係る保険料は、自分で間違いなく納めているので認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、申立人については昭和45年5月に、夫は41年10月にそれぞれ職権適用により国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、申立人については、国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、43年3月以前の期間に係る国民年金保険料は時効で納付することができず、申立人が40年4月から夫婦の保険料を併せて納付していたとする主張には矛盾がある。

また、申立人が夫と同様に昭和40年4月から保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号の国民年金手帳の交付を受け保険料を納付していたか又は特例納付によることになるが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、特殊台帳の記録においても申立期間の保険料は未納となっている。

さらに、申立人は申立期間の保険料の納付を証明する領収書は、昭和42年4月7日の火災ですべて焼失し、所持していないと主張しているが、申立期間のうち、火災後の期間(42年4月から45年3月)に係る領収書を所持していない理由には当たらず、加えて国民年金の加入時期、申立期間当時の納

付状況についても記憶が曖昧^{あいまい}であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月まで

昭和 43 年 5 月に婚姻のため A 町に転居し、自分が A 町役場で国民年金加入手続を行った際、43 年 4 月から同年 12 月までの現年度保険料と併せて、申立期間である昭和 42 年度分の過年度保険料を自分で町役場に一括納付した。したがって、42 年度の保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後の昭和 43 年 5 月に、国民年金の住所変更手続を A 町役場で行い、その際、昭和 42 年度分の国民年金保険料を一括して町役場で納付したと主張しているが、申立期間の保険料は過年度保険料であり、A 町役場からは、申立人が納付したと主張している 43 年 5 月当時、同役場内には指定金融機関の窓口も無く、過年度保険料を預かることも無かったとの回答を得ており、過年度保険料を納付したとする申立内容には不合理な点がある。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していた証拠と主張する国民年金手帳の契印は、保険料の納付の有無にかかわらず、押印の上、印紙検認台帳を切り離すことと定められており、この契印をもって、保険料を納付したと認められるものではない。

さらに、申立人の納付状況についての記憶が曖昧^{あいまい}であり、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私が所持する国民年金手帳の記載によると、養母が昭和 39 年 11 月 30 日に私の国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料の納付を行ってくれた。国民年金手帳の印紙検認台紙の切り離し部分にも契印が押印されており、納付されているはずであるが、社会保険事務所で年金相談をした際、36 年 4 月から 40 年 3 月までの保険料が未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 11 月 30 日にその養母が国民年金加入手続を行い、申立期間についての国民年金保険料を納付したと主張しているが、加入時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が納付していた証拠と主張する国民年金手帳の契印は、納付の有無にかかわらず、押印の上、印紙検認台帳を切り離すことと定められており、この契印をもって、保険料が領収されたと認められるものではない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金加入手続を行い、保険料を納付していたとする養母も既に亡くなっており、ほかに保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の①昭和 48 年 9 月、②52 年 11 月から 53 年 8 月までの期間、③57 年 12 月から 58 年 8 月までの期間及び④59 年 3 月から 62 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 9 月
② 昭和 52 年 11 月から 53 年 8 月まで
③ 昭和 57 年 12 月から 58 年 8 月まで
④ 昭和 59 年 3 月から 62 年 6 月まで

私は、平成元年 8 月ごろに、A 区役所国民年金係で国民年金加入手続を行い、過去の未納保険料についてすべて納付したいとの申出を行い、合計金額が 22 万 3,000 円であることを確認した。

当日か後日、平成元年 4 月から同年 11 月までの保険料を区役所窓口で納付し、未納保険料については、納付場所の記憶が定かではないが 22 万 3,000 円全額を納付した記憶がある。

しかし、今回、社会保険庁の記録を確認すると、昭和 62 年 6 月以前の保険料が未納とされており、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金記号番号が払い出された平成元年 8 月時点では、申立期間の保険料は、既に時効により納付することができない期間であり、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、平成元年 8 月ごろに国民年金加入手続を行い、その後、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、納付したとする保険料の金額は、申立人が加入手続を行った時点において、さかのぼって納付が可能であった昭和 62 年 7 月から平成元年 11 月までの保険料の金額と一致している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 10 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月から平成 3 年 3 月まで

昭和 63 年ごろ、学生で一人暮らしをしていた私に父親から電話があり、20 歳になったら国民年金に加入するように言われた。20 歳の誕生日を過ぎてしばらくしてから、最寄りの A 市 B 出張所に出向き、国民年金加入手続をした。その後、納付書で納付したので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳には、「初めて被保険者となった日」が平成 3 年 4 月 1 日と記入されていることから、申立人は、平成元年の国民年金法改正により 20 歳以上の学生が強制加入被保険者となった 3 年 4 月に国民年金加入手続を行ったものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人の申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金保険料の納付方法等についての申立人の記憶は曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 4 月から 50 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 50 年 1 月まで

私は、昭和 53 年 7 月末で会社を退職し、同年 8 月に国民年金の加入手続のために A 区役所に行った。その時、区役所の職員から特例納付の説明を受け、38 年 4 月から 50 年 1 月までの保険料を特例納付することにした。特例納付の納付書は、毎月の納付書とは別で、数か月分が 1 枚になっており、金額は 2 万円ぐらいであった。53 年 8 月以降、毎月の分と特例納付分を併せて、毎月、郵便局で納めていたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 8 月に A 区役所へ国民年金加入手続に行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 54 年 11 月に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が A 区の住民になった日は住民票によれば昭和 53 年 10 月であり、この転居届が受理された日が 54 年 3 月であることが、同区役所の記録から確認できることから、53 年 8 月当時、住民登録の無い同区役所で国民年金の加入手続を行うことはできない。

さらに、申立人は、昭和 53 年 8 月以降、申立期間を含む昭和 38 年度から 50 年 1 月までの保険料を毎月 2 万円ぐらい特例納付したと主張しているが、38 年度の保険料は 54 年 11 月に、また 39 年度の保険料は 55 年 2 月に、それぞれ特例納付されていることが、社会保険庁の被保険者台帳の記録により確認でき、申立内容と矛盾している。

加えて、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を特例納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 2 月から 61 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 48 年 2 月に国民年金に任意加入し、同時に付加年金の申込みをし、61 年 3 月まで付加保険料を併せて納付しているのに、付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断理由

申立人は、昭和 48 年 2 月に国民年金に任意加入し、定額保険料に加え、付加保険料も納付したと主張しているが、申立人が所持する領収書には、定額保険料の金額のみが記入され、付加保険料の金額を記入する欄は未記入である。A 市は、定額保険料と付加保険料は一括で徴収し、それぞれの金額を記入した 1 枚の領収書を発行していたとしており、付加保険料を納付した場合、定額保険料が納付済みで、付加保険料のみが未納となることは考えられない。

また、申立人は、任意加入と同時に付加保険料納付の申出を行ったと述べているが、申立人が 1 冊しか所持していないとする国民年金手帳には、付加保険料納付の申出をした日の記載が無いことから、申立内容は不自然と考えられる。

さらに、申立人が申立期間について付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の①平成元年3月、②元年9月及び同年10月並びに③2年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年3月
② 平成元年9月及び同年10月
③ 平成2年1月

国民年金保険料の未納期間が3回分で4か月となっているが、近接した時期に飛び飛びに未納とされていることに納得できない。申立期間当時、国民年金保険料の納付は銀行の口座振替で行っていたが、口座が残高不足で保険料の振替が不能となった際には、市役所から送付されてきた納付書を持って銀行へ行って納付していたので、間違いなく申立期間には保険料を納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付するために利用している銀行口座の残高が不足していたことにより保険料の振替が不能となり、市役所から送付された納付書を持って銀行で納付したと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立内容のとおりであれば、申立期間の保険料については、近接した時期に、同一人について合計4回、金融機関に、納付書により納付したことになるが、その納付が、4回とも立て続けに記録されていないのは不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年10月から9年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月から9年9月まで

私は、結婚を契機に、国民年金第3号被保険者の加入手続きを行い、その時に、区役所の職員から、20歳から保険料を納付した人よりは年金給付額は少ないが、過去2年分の保険料を納付することができるので、年金額を増やすために、2年分の保険料を納付するよう勧められ、結納金の中から保険料を一括して納付した記憶があるため、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、過年度分を含む、過去2年分の国民年金保険料を区役所の保険年金課の窓口で一括して納付したと主張しているが、過年度分の保険料については、区役所の窓口で納付することはできないことから、申立人の主張は信憑性が低いと考えられる。

また、申立人は、国民年金保険料を納付した当時の記憶が曖昧で、かつ、一括納付した金額を一切記憶していないなど、納付状況が不明確である。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から48年3月までの期間及び49年9月から52年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月から48年3月まで
② 昭和49年9月から52年9月まで

結婚のため会社を退職し、昭和47年3月に新居を構え、老後のことを考えて、生活は苦しかったが国民年金に任意加入し、郵便局で2か月に1回、1,500円から2,000円ぐらいの保険料を納付していた記憶があり、未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、「昭和47年3月に結婚し転居したときに、国民年金の任意加入促進のPRを見て、妻に任意加入するよう話し、オレンジ色の年金手帳を受け取った。」と説明しているが、オレンジ色調の年金手帳は、49年11月以降に交付されているものであり、かつ、申立人の国民年金手帳記号番号は52年10月に払い出されていて、それ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、説明内容と客観的事実に矛盾がみられる。

また、申立人の夫は、確定申告時に申立人の国民年金保険料について控除申請を行った記憶が無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）も無い。

さらに、当時、申立人の夫が厚生年金保険に加入しているため、申立人が国民年金に加入する場合は任意加入となり、加入手続の申請日からさかのぼって国民年金の被保険者になることができず、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、申立人の国民年金被保険者資格取得日が昭和52年10月8日となっていることに不自然さは認められない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 45 年 3 月まで

父親を手伝って農業に従事していて、20歳の時に父親が国民年金の加入手続を行い、父親が姉の分と併せて3人分の保険料を一緒に集金人に納めていた記憶があり、申立期間について未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付については父親に任せていて、「父親は几帳面な性格で、父親が姉の分と併せて3人分の保険料を一緒に納めてくれていたはずである。」と主張しているが、加入時期、納付状況等についての記憶は曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明確である。

また、申立人の姉は、「当時、既に結婚していて国民年金保険料は嫁ぎ先で別に納めていた。」と証言している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年5月に払い出され、20歳にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得しているが、申立人は、「後になって過去の未納分を一括して納付した記憶は無い。」と説明している上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 70

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

私は、国民年金保険料の未納分を納付するよう通知があった金額を、間違いなく全額納付しており、茶枠の納付用紙で手続した記憶もあるので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料を納付した時期や納付金額等が明確ではない。

また、申立人には国民年金加入手続に係る記憶は無いが、申立人の国民年金手帳が昭和51年10月21日に払い出されていることから、申立人は、この時期に国民年金の加入手続を行ったものと認められる。申立人はその後、52年1月に49年4月から51年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、その中には納付の時点で時効であるはずの期間も含まれているが、当時、申立人が居住していた市町村を管轄する社会保険事務所では、納付を行う年度の2年度前の年度当初までさかのぼって保険料を収納していた実態がほかにも散見されることから、社会保険事務所は、申立期間後の期間について未納保険料の納付書を発行したと推認され、申立期間については、納付できなかったものと考えられる。

さらに、ほかの国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 71

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月から61年3月までの期間及び平成元年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年9月から61年3月まで
② 平成元年1月から同年3月まで

申立期間については、国民年金保険料の申請免除期間とされているが、私は、申立期間の当時、マンション経営を行っており、会社を退職したばかりといえども国民年金保険料を納付する資力はあった。申立期間の国民年金保険料は現年度納付しており、申請免除した記憶は無いので、申立期間が申請免除期間とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を現年度納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、また、申立人は、申立期間①及び②の納付額などの記憶は不確かである上、申立期間①の後の昭和61年4月から同年8月までの保険料は過年度納付していることから、現年度納付をしていたという申立内容と一致しない。

さらに、申立期間①はA市B区、申立期間②はA市C区で免除申請手続が行われており、複数の区役所が異なる時期に誤って申請免除の記録を行ったとは考え難く、また、申立期間①及び②はいずれも、申立人が会社を退職し、厚生年金保険から国民年金に切り替わる時期という共通点がある。

加えて、申立人は、申立期間①及び②の当時、国民年金保険料を納付する資力はあったため、申請免除を行う必要性は無かったとしているが、A市では、当時は資力にかかわらず申請があれば基本的に申請免除を受け付けていたとし、また、社会保険事務所でも、離職などの特別な事情があれば所得があっても免除申請を認めていたとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 72

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び37年7月から38年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年7月から38年3月まで

昭和37年1月、A市B区に転入した際、国民年金の加入手続を行った。

その後は、妻がB区役所で国民年金保険料を納付してきたはずであるので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

また、申立人が所持している国民年金手帳を見ると、社会保険庁に納付記録がある昭和37年4月から同年6月までの期間及び38年4月から同年9月までの期間の検認印があるものの、申立期間については検認印が無く、検認印が押印されずに納付していたとする合理的な理由は認められない。

さらに、申立人及びその妻は、申立期間の国民年金保険料の納付方法等については、国民年金手帳の払出前の期間である36年4月から同年12月までの期間については記憶が無いとしている上、A市において国民年金推進員による集金制度が導入された37年10月以降分についても、集金人に納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立期間については、申立人の妻も未納とされている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 73

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び37年7月から38年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年7月から38年3月まで

昭和37年1月、A市B区に転入した際、国民年金の加入手続を行った。

その後は、私がB区役所で国民年金保険料を納付してきたはずであるので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

また、申立人が所持している国民年金手帳を見ると、社会保険庁に納付記録がある昭和37年4月から同年6月までの期間及び38年4月から同年12月までの期間の検認印があるものの、申立期間については検認印が無く、検認印が押印されずに納付していたとする合理的な理由は認められない。

さらに、申立人及びその夫は、申立期間の国民年金保険料の納付方法等については、国民年金手帳の払出前の期間である36年4月から同年12月までの期間については記憶が無いとしている上、A市において国民年金推進員による集金制度が導入された37年10月以降分についても、集金人に納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立期間については、申立人の夫も未納とされている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 74

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年4月まで

申立期間当時、郵便局で印紙を購入し手帳に貼付^{ちょうふ}していたことをはっきり記憶しており、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、国民年金の保険料の納付について印紙検認方式を採用していた期間であるが、印紙検認方式については、「国民年金印紙による保険料の納付は、国民年金手帳の所定欄に国民年金印紙をはりつけ、これを都道府県知事又は市町村長に提出し、その検認を受けることによって行うものとする（旧国民年金法第92条第3項）。」とされている。

申立期間当時の国民年金手帳は現存しないが、仮に申立てのとおり、申立人が、最寄りの郵便局で国民年金印紙を購入し、国民年金手帳に貼付^{ちょうふ}していたとしても、これを都道府県知事又は市町村長に提出せず、自宅に保管していた旨を述べており、都道府県知事又は市町村長の検認を受けていなかったことから、有効な国民年金保険料の納付があったものと認めることはできない。

富山国民年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 7 月から 53 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月から 53 年 9 月まで

申立期間について、社会保険庁の記録では国民年金保険料が未納とされているが、当時、国民年金に任意加入し保険料を納付していたので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 3 月から 62 年 3 月まで A 市に居住し、同市において国民年金保険料を納付していたと主張している。しかし、申立期間における申立人の住民票上の住所は B 市となっていたため、申立期間には申立人に係る納付書は B 市が発行することとなり、A 市が発行していたとは考え難い。また、53 年 1 月に B 市を管轄している社会保険事務所が申立人に係る不在決定を行っており、これは、申立期間のうち 52 年 7 月から同年 12 月までの期間において、B 市が発行していた納付書を申立人が受け取っていなかったことによるものと考えられ、さらに、不在決定した 53 年 1 月以降の 9 か月間については、B 市からも納付書が発行されていなかったと考えられる。これらのことからみて、申立人が申立期間において、納付書により保険料を納付する機会は無かったと推察される。

加えて、申立人が申立期間において保険料を納付したことを示す関連資料も無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

富山国民年金 事案 25

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 61 年 3 月まで

昭和 56 年に過去 2 年間分の国民年金保険料を一括で納付し、その後の保険料は逐次納付していたが、54 年 4 月から 61 年 3 月までの 7 年分について、国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、記録上納付事実が確認できないとされたことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

当時居住していた A 市から申立人あてに送付された昭和 61 年 5 月 1 日現在の国民年金保険料納付記録通知によれば、申立期間終期の昭和 60 年度分保険料は未納となっている。

また、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人に聴取しても国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は明確でない上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は時効であり、昭和 56 年以降の国民年金手帳記号番号払出簿を調査した結果、A 市のほかに居住した市区町村についても申立人に係る新たな記号番号は確認できず、別の記号番号が払い出されて保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

石川国民年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 5 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月から同年 10 月まで

私は、昭和 58 年 5 月に会社を退職後、自ら市役所に出向いて国民年金に加入し、同年 11 月に新たな会社に就職するまで、毎月、市役所に出向いて国民年金保険料を納付していた。

申立期間について国民年金に未加入、保険料が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 5 月に会社を退職後、国民年金に加入したとしているが、社会保険庁の記録では、申立人は 61 年 4 月 2 日付けで初めて国民年金の被保険者資格を取得しており、その時払い出された国民年金手帳記号番号から、同年 3 月 26 日の婚姻後間もなく、当時の夫と共に資格取得したとみられる。他方、申立期間当時に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付について、毎月、市役所へ出向いて現金納付し、その都度、国民年金手帳にスタンプを押してもらっていた等としているが、当時の実際の収納事務と相違している上、申立人はこの年金手帳は紛失したとしており、申立人の説明については確認できない。

さらに、申立人は、申立期間に係る被保険者資格喪失手続について、資格喪失届書を提出した記憶は無いとしており、それにもかかわらず、新たな会社に就職した後に、納付書の送付や納付督促を受けた記憶は無いとしている。

加えて、申立人が申立期間当時、国民年金の加入手続や保険料の納付を行っていたとする市役所の窓口の場所は、当時の実際の場所と異なっているとみられる。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

石川国民年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 3 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月から 45 年 3 月まで

昭和 46 年 3 月に同一市内で転居して間もなく、国民年金保険料の集金について市役所から依頼を受けたとする町内の人から自宅に来た。その人から、未納となっている国民年金保険料は 2 年間分さかのぼって納めることができると説明を受け、44 年 3 月から 46 年 3 月までの保険料を一括して納付した記憶がある。申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 3 月に、市役所から依頼を受けたとする町内の人に 44 年 3 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料を納付したとしているが、この時点では 45 年 3 月以前の期間の国民年金保険料は過年度保険料となり、市役所に納付することはできない。

また、申立人が保有する国民年金手帳は、国民年金印紙検認記録欄の昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの各欄に国民年金保険料が納付されたことを示す 46 年 3 月 17 日付けの検認印が押印されている一方、44 年 3 月から 45 年 3 月までの各欄に国民年金保険料の納付を示す検認印の無いまま、昭和 43 年度から 45 年度まで 3 年度分の国民年金印紙検認台紙が、同日付けの検認印で割印の上、切り離されている。これは、申立人が、市役所で納付可能であった現年度に係る国民年金保険料をさかのぼって一括納付するとともに、過年度の国民年金保険料については、未納であったことを市役所が確認の上、国民年金印紙検認台紙を切り離したものと考えられる。

さらに、申立人は、転居して間もなく、市役所から依頼を受けたとする町内の人に国民年金保険料を納付したとしているが、同町内に当時から居住する住民の中には、同町内では国民年金保険料の集金業務は行われていなかったと記憶しているとする者がいる。

加えて、申立人は、仕事が忙しく、国民年金及び国民健康保険の加入手続等のために市役所に出向いた記憶は無いとしているが、国民年金受付処理簿及び

国民健康保険に係る行政記録によれば、申立人は、昭和 44 年 3 月ごろ、厚生年金保険の被保険者資格喪失から間を置かずに国民年金及び国民健康保険への加入手続を行っていたとみられ、申立人の記憶と実際の手続の状況に齟齬が認められる。

このほか、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付の記憶について説明する一方で、申立期間以外の 20 数年にわたる国民年金保険料の納付について全く記憶していないとしており、申立人の記憶はあいまいで不自然であり、申立内容を裏付ける関連資料も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

石川国民年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 3 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月から 45 年 3 月まで

昭和 46 年 3 月に同一市内で転居して間もなく、国民年金保険料の集金について市役所から依頼を受けたとする町内の人から自宅に来た。その人から、未納となっている国民年金保険料は 2 年間分さかのぼって納めることができると説明を受け、44 年 3 月から 46 年 3 月までの保険料を一括して納付した記憶がある。申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 3 月に、市役所から依頼を受けたとする町内の人に 44 年 3 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料を納付したとしているが、この時点では 45 年 3 月以前の期間の国民年金保険料は過年度保険料となり、市役所に納付することはできない。

また、申立人が保有する国民年金手帳は、国民年金印紙検認記録欄の昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの各欄に国民年金保険料が納付されたことを示す 46 年 3 月 17 日付けの検認印が押印されている一方、44 年 3 月から 45 年 3 月までの各欄に国民年金保険料の納付を示す検認印の無いまま、昭和 43 年度から 45 年度まで 3 年度分の国民年金印紙検認台紙が、同日付けの検認印で割印の上、切り離されている。これは、申立人が、市役所で納付可能であった現年度に係る国民年金保険料をさかのぼって一括納付するとともに、過年度の国民年金保険料については、未納であったことを市役所が確認の上、国民年金印紙検認台紙を切り離したものと考えられる。

さらに、申立人は、転居して間もなく、市役所から依頼を受けたとする町内の人に国民年金保険料を納付したとしているが、同町内に当時から居住する住民の中には、同町内では国民年金保険料の集金業務は行われていなかったと記憶しているとする者がいる。

加えて、申立人は、仕事が忙しく、国民年金及び国民健康保険の加入手続等のために市役所に出向いた記憶は無いとしているが、国民年金受付処理簿及び

国民健康保険に係る行政記録によれば、申立人は、昭和 44 年 3 月ごろ、申立人の夫の厚生年金保険被保険者資格喪失から間を置かずに国民年金及び国民健康保険への加入手続を行っていたとみられ、申立人の記憶と実際の手続の状況に齟齬^{そご}が認められる。

このほか、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付の記憶について説明する一方で、申立期間以外の約 30 年にわたる国民年金保険料の納付について全く記憶していないとしており、申立人の記憶はあいまいで不自然であり、申立内容を裏付ける関連資料も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 65

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年6月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年6月から同年9月まで
昭和51年12月10日に51年6月から同年9月までの国民年金保険料について、夫と二人分納付したはずであり、私だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年5月31日にA県B市からC県D市に転居した際、D市役所E出張所で転入手続と同時に国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料について、申立人の夫の分と一緒に納付したと主張し、申立人の夫の国民年金保険料については、51年12月10日付けD市役所E出張所発行の国民年金保険料領収証書を所持している。

しかし、国民年金手帳記号番号払出管理簿によれば、当時、申立人の夫の国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できるが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人には国民年金手帳の交付を受けた記憶も無い。

また、D市において申立人に係る国民年金被保険者名簿は存在せず、申立人が、当時、国民年金に加入した事実は確認できない。さらに、申立人には、申立期間の前年にも未加入期間がある。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から46年12月まで

昭和45年12月18日に、A市役所の職員が公園に年金の勧奨に来た際、国民年金に夫婦で加入した。いろいろな色の納付書で納付した記憶があり、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年12月ごろ払い出されたと推定されるが、その時点では、既に申立期間の大部分は時効により納付できないことになっており、これを納付するには特例納付によることとなるが、当時は特例納付の実施期間中ではない上、申立人は国民年金保険料を一括して納付した記憶が無いと述べている。

また、社会保険庁の記録によると、昭和47年1月以降の国民年金期間については、すべて納付済みとなっていることから、申立人が未納分の国民年金保険料を納付しようとした時点で、時効期間内で納付可能な期間については、すべて納付したものと推定される。

さらに、申立人は国民年金手帳を1冊しか交付を受けていないと述べており、別の年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとは認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 67

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年6月及び同年7月並びに58年8月から61年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年6月及び同年7月
② 昭和58年8月から61年11月まで

私の国民年金保険料は、母親が、昭和43年分から亡くなる61年ごろまで家族の分と一緒に町内会等を通じて納付してくれていたはずなので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、申立期間当時、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、母親も既に死亡していることから、国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、当時同居していた申立人の弟も、昭和57年6月、同年7月及び申立期間②の国民年金保険料が未納であり、このほか国民年金保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、国民年金保険料を納付していた申立人の母親は、昭和61年4月に死亡しており、申立期間②については、母親の死亡時期の前後であったため納付できなかったものと推測される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 47 年 3 月までの期間、58 年 6 月から同年 9 月までの期間及び 62 年 4 月から 63 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 47 年 3 月まで
② 昭和 58 年 6 月から同年 9 月まで
③ 昭和 62 年 4 月から 63 年 1 月まで

申立期間の保険料については、昭和 63 年又は平成 3 年に自宅を訪問した社会保険事務所の職員に、過去の未納分 30 数万円を一括納付した。未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、昭和 63 年又は平成 3 年に社会保険事務所の職員が自宅に訪問し、過去の未納分 30 数万円を一括納付したと主張しているが、未加入期間である申立期間①のうち、昭和 37 年 4 月から 42 年 11 月までの期間については、申立人の夫が厚生年金保険に加入していたため、任意加入の対象となる期間であることから、さかのぼって加入し、納付することができない期間である。

また、昭和 63 年の時点では、申立期間①のうち強制加入の対象である 42 年 12 月から 47 年 3 月までの期間及び申立期間②58 年 6 月から同年 9 月までの期間については、既に時効であることから過年度納付できない期間であり、かつ、特例納付できる時期ではなく、申立期間③62 年 4 月から 63 年 1 月までの期間については、過年度納付した場合、申立人が一括納付したと主張する金額は申立期間の国民年金保険料を納付した場合の金額と大きく異なることから不合理である。

さらに、平成 3 年の時点では、いずれの申立期間も、時効により過年度納付できない期間であり、特例納付できる時期でもない。

加えて、申立人が、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計

簿、領収書等)や証言する人も無いことから納付状況が不明であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人は、平成2年11月に高齢任意加入を行い、同月から3年6月まで8か月分の国民年金保険料を納付しているが、これは申立期間の未加入又は未納を認識した上で、老齢基礎年金の受給資格期間に必要な月数だけ追加して納付を行ったものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 69

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年11月まで
社会保険庁の記録では、昭和36年4月から40年11月までの保険料が未納となっているが、当時地区の自治会長が集金に来た時に、納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月から40年11月までの保険料が未納となっているが、当時地区の自治会長が集金に来た時に、納付したはずであると主張しているが、申立期間である36年4月から40年11月までの国民年金保険料については、法定免除されており、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立内容を裏付ける周辺事情も確認できない。

また、申立期間に続く昭和40年12月から42年3月までの法定免除期間及び47年7月から49年3月までの申請免除期間を50年12月24日に追納しているが、申立人は、過去に法定免除及び申請免除されていた期間を追納しているにもかかわらず、その記憶が無いなど、当時の納付状況の記憶が曖昧である。

さらに、この時点では申立期間の保険料については、免除を受けた後に追納することが可能である10年の期間が経過していたことから、追納できなかった期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 46

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

昭和 36 年度から 39 年度の 3 年間、国民年金保険料を納付していた。当時、父が所有する船に乗っており船員保険には入っていなかったため、できたばかりの国民年金に父に勧められ、一緒に加入した。また、生活が別で、話もしない兄と一緒に昭和 39 年から国民年金に加入したというのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、その父と一緒に国民年金制度創設当初に加入したと主張しているが、申立人の父に係る国民年金の加入記録は無いことから申立内容に矛盾がみられ、申立人の国民年金加入手続に係る記憶も明確でない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の妻、兄、兄嫁及び妹と 5 人連番で、昭和 39 年 10 月 5 日に払い出されており、申立人の妻及び兄に係る申立期間の国民年金保険料は共に未納となっている。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 47

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月まで

昭和 61 年 4 月に A 市役所から、国民年金に加入するようにと勧奨されたので国民年金に加入し、63 年 9 月に厚生年金保険の適用事業所に就職するまで国民年金保険料を納付してきた。

申立期間当時、私は、自営業をしていたが、申立期間が国民年金保険料の未納期間となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金保険料額、納付時期についての申立人の記憶が不明確であり、国民年金保険料の納付状況は不明である。また、申立期間の一部について国民年金に加入していた申立人の妻も当該期間は未納となっている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、A 市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間直後の昭和 63 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料を、平成 2 年 7 月 27 日に過年度納付した記録が確認でき、国民年金手帳記号番号が払い出された時点から同日までの間に国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらないことから、国民年金手帳記号番号払出後に初めて国民年金保険料が納付されたのは、同日であると推認される。

このほか、申立人は、国民年金加入手続に係る記憶及び申立期間当時に国民年金手帳の交付を受けた記憶は明確ではなく、現在所持している国民年

金手帳に記載された資格取得年月日（昭和 61 年 4 月 1 日）を、国民年金保険料の納付を開始した日付と誤解していることがわかる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年9月から11年2月までの期間、12年1月から同年5月までの期間及び13年1月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年9月から11年2月まで
② 平成12年1月から同年5月まで
③ 平成13年1月から同年6月まで

厚生年金被保険者でなかった、平成10年9月から11年2月までの6か月分、12年1月から同年5月までの5か月分及び13年1月から同年6月までの6か月分について、母が私から国民年金保険料を預かり納付してきたのに未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、申立人が平成10年9月に会社を退職後、国民健康保険への加入が必要なことから、同時に国民年金の加入手続も行ったとしている。

しかし、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは平成11年7月14日となっていることから、国民年金への加入手続は11年7月ごろであったと考えられる。また、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

したがって、申立期間①については、過年度保険料であり、さかのぼって一括納付することとなると考えられるが、申立人の母親は1か月単位で納付したことしかないとしている。

また、申立人の所持している国民年金手帳によれば、申立期間②及び③についての国民年金被保険者資格取得及び喪失の届出は、いずれも厚生年金保険加入後に行っていることが認められ、届出の時点では各申立期間ともに現年度及び過年度の保険料が未納となっていたものと考えられるが、申立人の母親は、複数月分をまとめて納付した記憶は無いとしている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の趣旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の趣旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年2月まで

私の昭和36年4月から37年1月までの国民年金保険料については、当時同居していた母が、私と弟の分を含めた3人分をまとめて納付してくれたはずである。しかし、母と弟の保険料は納付済みとされているものの、私の分については未納とされている。

昭和37年2月に結婚してからは、私が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に支払っていた。その後、保険料が100円から次第に値上げされ、500円になったころ、保険料を滞納し、何か月分かをまとめて支払った記憶がある。しかし、37年2月から44年2月までの国民年金保険料が未納とされている。

時期は忘れたが、国民年金手帳記号番号が変わったことがあり、その時に以前の記録が消されたのだと思う。申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは2回あり、最初の払出しは、申立人の結婚前の期間である昭和36年6月20日に、母、申立人及び弟の順で連続して払い出されている。この番号に関し、A市役所に保管されていた「国民年金被保険者名簿」の検認記録欄には検認日が全く記載されていないが、申立人の弟の「国民年金被保険者名簿」の昭和36年度の各月の検認記録欄には、すべて「37. 3. 18」と押印されており、同日にまとめて納付したことがうかがわれる。これは、申立人の結婚（37年2月22日）より後に納付されたことが確認でき、同居の母が3人分まとめて納付してくれていたという申立内容と齟齬が見られる。

また、申立人は結婚によりB市に転居した昭和37年2月から、夫婦二人分の保険料を集金人に支払ったと申し立てている。同市からは、40年3月25日に再度の国民年金手帳記号番号の払出しを受けており、この点は国民年金手帳記号番号が変わったことがあるとする申立人の記憶と符合する。

しかし、この国民年金手帳記号番号により納付しようとする、37年2月から同年12月までは時効の到来により納付できない期間である上、38年1月から39年3月までは過年度納付であるため集金人に対する納付ができない期間である。

さらに、申立人が所持する昭和41年4月1日発行の国民年金手帳には41年4月から46年3月までの納付を示す検認印等は押印されておらず、ほかに現年度納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 84

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の趣旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の趣旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から46年3月まで

私の昭和36年12月から46年3月までの国民年金保険料は、37年2月に結婚した後、夫が夫婦二人分を集金人に支払ってくれていた。その後、保険料が100円から次第に値上げされ、500円になったころ、保険料を滞納し、何か月分かをまとめて支払った記憶がある。

昭和36年12月から46年3月までの国民年金保険料が未納となっているのに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険を脱退した後の昭和36年12月から夫婦二人分の保険料を夫が集金人に支払ってくれていたと申し立てていたが、36年12月及び37年1月は、結婚による同居前であり、夫が保険料を納付してくれたというのは自分の記憶違いであったとしている。また、申立人の国民年金手帳記号番号は40年3月25日に夫と共に払い出されているが、それ以前の払出しは見当たらなかった。

さらに、申立人は結婚によりA市に転居した昭和37年2月から、夫が夫婦二人分の保険料を集金人に支払ったと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号により納付しようとする、37年2月から同年12月までは時効の到来により納付できない期間であり、38年1月から39年3月までは過年度納付であるため集金人に対する納付ができない期間である上夫婦一緒に二人分を納付していたとしている夫の年金手帳(41年4月1日発行)には41年4月から46年3月までの納付を示す検認印等は押印されていない。

加えて、夫は昭和47年1月27日に、自分の44年3月から46年3月までの保険料だけを過年度納付し、申立人の分については、過年度納付しなかったことを思い出したとしている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から50年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から50年2月まで

私は、昭和36年4月に婚姻によりA市に転居した時に、地区の自治会長の勧めに応じて国民年金に加入した。保険料は、3か月ごとに自治会長が集金に来ていたので、その都度支払っており、不在時は私の経営する貸家の賃借人に現金を預け、自治会長宅に持参するよう依頼していた。保険料の領収書は2枚複写であったと記憶している。

しかし、社会保険庁の記録では、昭和36年4月から50年2月までの保険料が未納となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人は、昭和50年3月3日に国民年金に任意加入し、50年4月に国民年金手帳記号番号の払出しが行われている。このほかに、婚姻前の居住地を含めて氏名の複数検索を行ったが、別の国民年金手帳記号番号の払出しが行われていることをうかがわせる事情は見当たらなかった。

また、A市からは、昭和38年ごろから納付組合を設置し、組合長等の代表者が各組合員の保険料を集め市に納付する仕組みを設けていたものの、申立人が当時居住していた地区には納付組合は存在しなかったと思われるとの裏付けが得られた。

さらに、申立人は、国民年金保険料の領収書は2枚複写式であったと申し立てているが、A市の納付組合による収納方法は、集金袋に領収印を押印する方式であったとの回答が得られている。

加えて、申立人の納付をめぐる記憶も曖昧^{あいまい}であり、納付を裏付ける事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から同年10月まで

昭和56年6月から国民年金に任意加入し、61年3月まで3か月ごとに近くの郵便局で国民年金保険料を納付してきた。

社会保険庁の記録によれば、昭和60年4月に国民年金の任意加入資格を喪失し、同年11月28日に再度任意加入資格を取得したとなっているが、次の年度に制度改正があることを知りながら、その直前にあらためて任意加入するようなことは考えられない。

昭和60年4月から同年10月までの間だけ未加入となっていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、国民年金に任意加入し、昭和61年4月の制度改正まで、申立期間を除いて、国民年金保険料を完納しており、納付意欲は高いものと認められる。

さらに、次の年度に大きな制度改正を控えた時期に、ことさら資格喪失及び取得を短期間に行うことは合理性が無いとの申立内容にも不自然な点は見られない。

ところで、申立人は任意加入後、3か月ごとに郵便局で国民年金保険料を納付し、資格の取得喪失の手続は一切行っていないとしているが、申立人がこれまで手元に置いていた年金手帳を見ると、その「国民年金の記録」欄に、昭和60年4月1日任意加入資格喪失、同年11月28日資格再取得という記載が認められる。これらの記載状況を見ると、二度にわたって記載が行われたと見ることができ、資格喪失、取得の手続の際には、国民年金手帳を持参してその旨の記入を受ける運用であったことから、市役所において、これらの手続が行われたと考えるのが相当である。

また、申立人の申立てどおり、3か月単位で国民年金保険料を納付していたとすれば、昭和60年10月から同年12月については3か月分の納付となるべきところ、社会保険事務所の納付記録では60年11月及び同年12月の2か月分のみの変則的な納付となっていることから、上記の手續が行われたと見るのが合理的である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から58年3月までの期間及び60年9月から61年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 ; 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年7月から58年3月まで
② 昭和60年9月から61年2月まで

父親から年金はきちんとしておくようにと言われ、A市で納付してきたはずである。申立期間について未納があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年6月29日に国民年金に任意加入しているが、申立期間については、厚生年金保険の被保険者であった元夫の死亡後の期間であることから、国民年金の強制加入期間となる。しかし、申立人は、平成10年6月ごろ、社会保険事務所から説明を受けて、初めて申立期間が国民年金の強制加入期間であることを知ったとしており、申立期間の国民年金保険料を納付していたとは考えにくい。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は、昭和47年に国民年金に任意加入する手続きをしたという記憶はあるものの、国民年金の資格取得及び資格喪失の時期、国民年金保険料の納付金額等についての記憶が曖昧であり、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、氏名を複数の読み方で検索しても、別の国民年金手帳記号番号が存在することは確認できず、申立人は、昭和33年10月からA市に居住しており他の市町村に住所変更をしていないなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に

判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から47年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から47年4月まで
20歳の時、父から「国民年金保険料はおまえが働くようになるまで払ってやる。」と言われた記憶がある。父は他界し、当時の資料も無いが再調査を請求する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の父親及び母親も、申立期間については、国民年金保険料は未納となっている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は平成7年1月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から51年3月まで
申立期間について照会したところ、納付事実が確認できなかったとの回答があった。

申立期間当時、毎月、母が家族4人分、一人月額400円程度の国民年金保険料を集金人に支払っていたことを記憶している。母は亡くなっており、当時のことを聞くことはできないが、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和54年8月時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとされる申立人の弟についても、申立期間は未納となっている。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から48年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から48年7月まで

当時、自宅には夫の姉も同居しており、この姉は国民年金に加入していたが、昭和44年に障害年金を受給することとなった。私は、この姉から、このようなこともあるから国民年金に加入しておくほうがいいと勧められ、国民年金に加入し、保険料は、毎回、市役所に持参していた。今は何の証拠となる資料も所持していないが、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳は、昭和48年8月11日に発行されたものであり、48年度の印紙検認記録欄には、資格を取得した48年8月以降について検認印が押印されていることから、申立人が44年ごろに国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人の夫は、申立期間当時、厚生年金保険に加入していたことから、申立人の国民年金の加入資格は任意加入であり、申立人の国民年金手帳が発行された時点からさかのぼって国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられ、別の国民年金手帳が発行されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月 から 44 年 3 月 まで
国民年金保険料の集金人から20歳以降の保険料をまとめて支払うと60歳で年金が満額支給されると言われ、昭和45年か46年に20歳以降の国民年金保険料をさかのぼって一括納付した。
60歳の時に受け取った国民年金納付期間終了の通知のはがきには、納付期間が480か月と書かれてあったと記憶しており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の夫が特例納付により納付したと主張しているが、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、具体的な納付時期や納付金額についての申立人の夫の記憶は曖昧であり、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の夫は、申立期間の国民年金保険料を昭和45年か46年にA市役所で納付したとしているが、45年から47年にかけて実施された特例納付の当時、申立人が居住していた地域における国民年金業務の窓口は、申立てにある同市役所の管轄ではなく、同市役所B支所であり、申立内容に齟齬が見られる。

さらに、申立人は、60歳になったときに受け取った国民年金被保険者資格喪失通知書には、納付月数が480か月と記載されていたとしているが、社会保険庁の記録では、申立人の国民年金の被保険者期間が480か月、納付済期間が398か月となっており、同通知書には、被保険者月数、納付月数等が記載される様式となっていることから、申立人は、被保険者月数を

納付月数と誤認した可能性がうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情から総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から43年3月まで

私は、昭和39年12月に退職後、すぐに、A市役所B支所で、国民健康保険と併せて国民年金の加入手続を行い、その後、妻が国民年金保険料を夫婦分併せて納付した。

社会保険事務所の記録では、妻の国民年金保険料はすべて納付済みとされているにもかかわらず、私の昭和40年1月から43年3月までの国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

特に、私は昭和40年7月20日に厚生年金保険との重複納付により、38年9月の国民年金保険料の還付を受けているが、40年1月から国民年金保険料の未納があるのであれば、還付された38年9月分が未納期間に充当されるのが当然であり、還付金のみを返還して未納分への充当がなされなかったのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無い。

また、申立人は、申立期間中、申立人の妻が夫婦の国民年金保険料を併せて集金人に納付したと主張しているが、妻の国民年金手帳の申立期間に係る検認記録欄には検認印があるのに対し、申立人の国民年金手帳の同欄には検認印は無く、夫婦分併せて納付していたのであれば、申立期間当時、申立人の国民年金手帳に39か月間の国民年金保険料に係る検認印が無いことを申立人が指摘しなかったことは不自然である。

さらに、申立人は、昭和40年7月20日に厚生年金保険との重複納付により、38年9月の国民年金保険料の還付を受けているが、その還付については40年7月以前の未納期間の記録のある国民年金手帳に記録されており、申立人及び社会保険事務所が申立人の国民年金保険料に未納期間があることを確認した上で、還付手続

がなされたものと見られ、明らかに行政において、本来充当すべきものを充当しなかった不適切な処理があったことは認められるものの、還付があることのみをもって、それ以前に未納期間が無かったとは考えにくい。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年11月から14年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年11月から14年8月まで

私は、平成14年に病気のため収入がなくなり、生活保護を申請するとともに、国民年金保険料の免除申請を行ったことは記憶しているが、それ以前は、自営業をしており国民年金保険料も納付していたので、免除申請した覚えは無い。

それにもかかわらず、社会保険事務所の記録において、平成11年11月から14年8月までの国民年金保険料が申請免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無い上、申立人は、納付方法等について記憶が無く、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間の国民年金保険料の申請免除については、申立人は申請した記憶が無いとしているが、免除申請は年度ごとに行うものであり、申立人及びその妻の国民年金保険料が共に同一期間、かつ、複数年度にわたり、申請が無いまま免除とされることは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間当時、勤務先の倒産により失業し、腰痛により再就職できず、その後、自己破産手続を行っており、申立期間直後については、生活保護による法定免除を受け、申立人の妻も申立期間が申請免除期間となっているなど、経済的に極めて困窮^{こんきゆう}していた状況がうかがえ、申立期間の国民年金保険料について免除申請がなされていたと判断する方が自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 5 月から同年 11 月までの期間及び平成元年 5 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 5 月から同年 11 月まで
② 平成元年 5 月から同年 12 月まで

私は、6 か月間失業していた時でも国民年金保険料を納付してきた。

申立期間についても、市役所や郵便局で納付書により国民年金保険料をきちんと納付していたはずなので、社会保険事務所の記録で未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 5 月に転居したA市及び平成元年に転居したB市での転入手続、国民年金保険料の納付方法及び納付金額の記憶が明確でない上、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①の期間について、申立人が昭和 63 年 5 月に転入したA市の国民年金被保険者名簿では、同年 7 月にC市へ転出した後の同年 9 月に職権で転入及び転出の処理が行われていることが確認できることから、A市では国民年金保険料の納付書が発行されなかったことが推察でき、国民年金保険料を納付書で納付したとする申立人の主張は不自然である。

さらに、申立期間②の期間について、申立人は、平成元年にB市に転入しているが、同市では申立人の国民年金被保険者名簿が作成されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人は転入手続を行わなかったと推察でき、同市においても申立人は納付書で国民年金保険料を納付することができなかったと考えられることから、国民年金保険料を納付書で納付したとする申立人の主張は不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 5 月まで

平成 8 年に私の国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和 36 年 4 月から 39 年 5 月までの国民年金保険料が未納とされていた。

私の夫が、昭和 49 年に、私の 36 年 4 月から 39 年 5 月までの期間、夫の 37 年 4 月から 38 年 8 月までの期間及び夫婦の 47 年 3 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料として、合計約 11 万円を特例納付したことを記憶している。

また、当時のカレンダーに特例納付に関するメモ書きがあり、夫の年金の裁定請求時に昭和 37 年 4 月から 38 年 8 月までの国民年金保険料が重複納付していたことが判明し、夫の国民年金保険料が還付されたこともあるので、社会保険事務所の私の納付記録について調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が特例納付したとする昭和 36 年 4 月から 39 年 5 月までの期間については、申立人は、共済組合加入期間であり納付することができなかった期間である。

また、特例納付したとする申立人の夫は、納付の時期及び納付場所等に関する記憶は明確で無く、納付状況等が不明である。

さらに、申立人の夫は、申立期間を含む未納期間に係る国民年金保険料を一括で特例納付したとしているが、A 市及び社会保険事務所の記録では、申立人に係る当該期間のうち、昭和 47 年 3 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料は 50 年 12 月 18 日に特例納付されているが、48 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料は 51 年 4 月 28 日に過年度納付されたことになっており、申立人の主張と異なっている。

加えて、A 市の国民年金被保険者名簿では、申立人の夫の特例納付に係る納付書の作成を示す記載が確認できるが、申立人の申立期間に係る納付書の作成の記載及び特例納付した記録は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から56年2月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年11月から56年2月まで

私は、昭和46年11月に結婚し、A市役所で国民年金手帳を提出した際、担当者から「任意であるが付加保険料の月額400円を上乗せして納付すると、将来、年金が多く支給される。」との説明を受けたため手続を行い、付加保険料を含め国民年金保険料を納付してきた。

古い国民年金手帳には丸いスタンプが押してあったが、年金番号が統一されてからは、不要と思い、その手帳は廃棄してしまった。

社会保険事務所の記録において、付加保険料に係る納付記録が無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、付加保険料の納付を行っていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は申立期間の付加保険料の金額について明確な記憶が無い。

また、社会保険庁の申立人に係る国民年金被保険者原票には付加保険料の記載は見当たらず、申立人が昭和53年4月から56年2月まで居住していたB市の収滞納記録では、定額保険料のみが納付済みとなっている。

さらに、付加保険料の納付手続に関し、申立人は、申立期間中に3度転居しており、国民年金に任意加入した昭和46年11月にA市でのみ付加保険料の納付手続を行ったと主張しているが、同市では、定額保険料を納付した記録はあるものの付加保険料が納付されたことを示す記録が見当たらず、他の転居先でその都度、付加保険料の納付手続を行っていないとしていることから、社会保険事務所からの情報が無い限り、転居先で付加保険料を含む国民年金保険料の納付書が送付される可能性は無いと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料について付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年8月から同年12月までの国民年金保険料については免除されており、納付されていたものと認めることができず、また52年1月から同年3月までの国民年金保険料については納付されており、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月から52年3月まで

平成8年に、社会保険事務所から入手した私の国民年金保険料の納付記録では、昭和51年度の納付状況は、昭和51年8月から同年12月までの5か月間が「納付済み」、52年1月から同年3月までの3か月間が「免除」となっていた。

しかし、平成19年に同じ記録を入手し内容を確認したところ、「納付済み」と「免除」が入れ替わっており、昭和51年8月から同年12月までの国民年金保険料が「免除」、52年1月から同年3月までの国民年金保険料が「納付済み」に変えられていた。

私の知らないところで社会保険事務所の納付記録が変えられたことに納得できないので、どちらが正しいのか調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、年金手帳等）が無い上、国民年金の加入状況及び保険料の免除の手續や納付等についての申立人の記憶が明確でなく、保険料の納付状況等が不明である。

また、A市の国民年金被保険者名簿では、昭和51年8月から同年12月までの国民年金保険料については「免除」の記載が確認できるほか、同市の収滞納記録では、52年1月から同年3月までの国民年金保険料については収納されたことが確認できる。

一方、社会保険事務所が保管する特殊台帳の月別納付状況欄には、A市の記録同様、昭和51年8月から同年12月までの国民年金保険料については「免除」、52年1月から同年3月までの国民年金保険料については「納付済み」の記載が見られ

るが、それを基に記載する同一書面上の「進達」欄には、納付済み5か月、免除3か月の記載となっている。社会保険事務所のオンラインシステムの記録は、この「進達」欄の記載を基に入力していることから、月別欄から進達欄への転記時に誤りが生じたものと考えられ、実際に社会保険事務所では、この誤りを発見したため、申立人の納付記録を訂正したとしている。

上記の事情により、申立期間の国民年金保険料については、昭和51年8月から同年12月まで免除されており、納付されていたものと認めることができず、また、52年1月から同年3月までの国民年金保険料については納付されており、免除されていたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 77

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から50年3月まで

私の国民年金保険料の納付記録は、20歳となった昭和45年10月から50年3月までが未納となっている。

しかし、既に死亡した母からは、私の国民年金保険料は20歳になったときから支払っていると聞いており、私は昭和50年2月に結婚式を挙げたが、その時、母に、今後は自分達で国民年金保険料を支払っていくようにと言われたことをよく覚えている。

当時、自宅に国民年金保険料の集金人が来ていたのを見たことがあり、母は、母と私の国民年金保険料を集金人に支払っていたのだと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、母親が集金人に支払ってくれていたと申し立てているが、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人は、オレンジ色の年金手帳を保存しており、当該年金手帳については、結婚する時に母親から渡されたもの、又は母親が申立人の年金手帳を紛失していたため夫が市役所で再交付してもらったものであると説明しているが、社会保険事務所に保存されている国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、当該年金手帳に記載されている手帳記号番号の払出日は昭和50年3月11日となっており、申立人の20歳当時に払い出されたものではないとともに、年金手帳の再交付の場合には新たに手帳記号番号は付番されず、手帳記号番号払出簿に氏名は登載されないことから、申立人の国民年金の加入手

続は当該払出日より少し前に行われたと判断することが相当である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、昭和 49 年 3 月分以前の国民年金保険料については、現年度納付できず、集金人には支払うことができなかつたものと考えられるとともに、47 年 12 月分以前の国民年金保険料については、時効により納付することができない。

加えて、市役所に保存されていた申立人の国民年金被保険者名簿は、昭和 50 年 3 月 11 日に払い出された手帳記号番号により、申立人の旧姓で作成されており、申立人は結婚するまで氏名及び住所の変更をしたことはないことなどから別の被保険者名簿が作成されていることは考え難く、申立人について別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 78

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 52 年 3 月まで

私の国民年金保険料の納付記録は、昭和 47 年 4 月から 52 年 3 月までが未納となっているが、当時、私の住所地では、毎月、垣内の集金人が国民年金保険料の集金に回っており、集金人が来た時には、私はいつも夫婦分の保険料を一緒に支払っていた。

私達夫婦は、同時に国民年金保険料の納付を始め、集金人にはいつも夫婦分の保険料を一緒に支払っていたのに、申立期間の国民年金保険料については、夫の分は納付済みとなっているのに、私の分は未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦一緒に国民年金保険料の納付を始め、集金人にはいつも夫婦分の保険料を一緒に支払っていたと申し立てているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号については、申立人の夫には昭和 50 年 12 月 1 日に払い出されているのに対し、申立人には 52 年 4 月 12 日に払い出されており、夫婦一緒に国民年金の加入手続をしたものではなく、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の夫については、申立期間の国民年金保険料は納付済みとなっているが、社会保険事務所に保存されていた被保険者台帳において、昭和 47 年度から 49 年度まで 3 年分の保険料は特例納付と過年度納付により一括納付していることが確認できるほか、申立人が保存していた役場発行の夫の国民年金保険料納付記録カードにおいて、50 年度分の保険料は 51 年 4 月 2 日に一括納付されていることが確認でき、集金人にいつも夫婦分の保険料を一緒に支払っていたという申立内容と相違している。

さらに、申立人については、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 79

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から49年12月までの期間及び50年4月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年11月から49年12月まで
② 昭和50年4月から52年3月まで

昭和42年11月から52年3月までの国民年金の納付記録を確認したところ、50年1月から同年3月までの3か月のみ納付で、残りの期間については納付の事実が確認できなかった。

しかし、当時市役所へ直接払いに行き、行けない時は家に出入りしていた金融機関の人に頼んで支払をしていた。夫は全く納付意志が無く、自分の分だけ納付していた。1か月ずつ支払っており、まとめて払ったことは無い。

領収書は引っ越し等で処分してしまったが、当時支払っていたはずなので保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、毎月、市役所で国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（領収書、家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、保険料の金額や納付方法について具体的に記憶していない。

また、市役所で保管している国民年金被保険者名簿により、申立人が昭和52年4月22日に国民年金の加入手続を行ったことの確認ができ、手続を行った時点では、申立期間①は時効により納付することはできない期間であり、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、市役所の被保険者名簿及び社会保険庁の国民年金被保険者台帳か

ら加入手続を行った当時、納付が可能であった昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの分の国民年金保険料が過年度納付されていることの確認はできるものの、53 年 6 月に社会保険事務所から 51 年度に係る納付書が発行されていることの確認ができることから、申立期間②について、国民年金保険料を納付していたとは考えにくい。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 81

第1 委員会の結論

申立人の平成2年12月から3年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月から3年11月まで
申立期間については、私の母が国民年金保険料を納付してくれたはずである。私の申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が申立人の国民年金保険料を納付してくれたはずであると主張するものの、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金保険料を納付したとする時期が、申立人と母親とで異なるなど、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の母親の証言によると、A市にある母親の自宅に未納の通知が届いたということであるが、申立人の国民年金手帳記号番号は、結婚後のB町で払い出されたものであり、A市の母親の自宅に未納の通知が送付されたとは考え難く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人については、国民年金の第3号被保険者の届出時以外に、国民年金に係る手続を行ったことは確認できず、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 51 年 3 月まで
昭和 46 年ころ、夫の亡母が「今だったら過去にさかのぼって一括して払える。」と教えてくれ、区役所の窓口で納付した。その後、現住所地に転居するまで、夫が同区役所の窓口で、夫婦二人分を毎月納付していた。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年ころ、特例納付及び過年度納付し、その後転居するまで、毎月、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人夫婦の国民年金の加入手続や保険料の納付についての記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間について、夫婦共に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間のうち昭和 49 年 12 月までについては、夫も未納となっている上、夫は、50 年 1 月から同年 3 月までの期間について、転居後に特例納付するなど、夫婦共に納付していたとする申立内容と異なる事情が見受けられる。

さらに、申立人の夫が一括して納付したとする保険料額は、当該期間の保険料額と大きく相違しているなど、申立人の主張には不自然な点が見られる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間及び 39 年 4 月から 49 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで
② 昭和 39 年 4 月から 49 年 3 月まで

私は、町内で引っ越した後、役場職員の追納勧奨を受け、免除申請していた期間分について、夫婦二人分を役場で担当職員に小切手で納付した。納付したのは間違いなく、未納とされていることに納得できない。これら期間の納付を認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、役場職員の追納勧奨を受け、昭和 36 年度以降、国民年金保険料納付の免除を申請した期間すべてにわたって、夫婦二人分の保険料を小切手で役場にて納めたと申し立てているが、i) 役場職員の追納勧奨が行われたことが確認できないこと、ii) 申立期間には、10 年以上経過し追納が行えない期間が含まれていること、iii) 役場では追納を行えないことなど、申立内容には不自然な点が散見される。

また、追納が可能であった過去 10 年間の免除申請期間における保険料額は、夫婦二人分で合計最高 2 万 7,900 円となり、申立人が小切手で納めたとする 5 万円から 7 万円とは大きく乖離^{かいり}している。

さらに、役場が保管している被保険者名簿の記録によると、申立人は、追納したとする時期に過年度保険料を現金納付しており、この保険料額 6 万 3,000 円は、申立人が追納したとする金額にほぼ一致する額であり、申立人が事実誤認している可能性がうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

和歌山国民年金 事案 63

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から47年3月まで

私は、昭和46年11月に結婚した。私の妻が、結婚後、市町村役場国民年金担当課に出向いた際、私が国民年金に加入していないことを知り、その際、市町村役場職員から、42年6月までさかのぼって国民年金保険料を納付できるとの説明を受けた。妻は、解約した自分の貯金30万円の一部を使って、銀行で未納保険料全額を一括納付し、その時期は結婚後1年から2年以内であったと記憶している。しかし、社会保険庁の記録では未納期間があることとなっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年2月7日に夫婦連番で払い出されており、払出日の時点で、申立期間の一部は時効により納付できないこととなっており、これらの期間をさかのぼって納付するには特例納付によることとなるが、第1回特例納付の納付時期である47年6月までに別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情が見当たらない。

また、申立人の妻は、払出日の時点で時効前に納付できる2年間分の保険料のみを一括して過年度納付した記憶は無いと主張している。

さらに、申立人は、妻に国民年金保険料の納付を任せていたとしており、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、当時、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていと主張する申立人の妻は、申立期間について一括納付したとする納付状況の記憶が曖昧である。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（領収書、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から46年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和46年9月から47年3月までの国民年金保険料については、申立人が申立人の妻の国民年金保険料を納付したものと認めることはできず、重復して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から47年3月まで

申立期間の国民年金保険料の納付状況について社会保険庁に照会したところ、申立期間のうち昭和46年9月から47年3月までについては納付済期間になるが、44年5月から46年8月までの期間については保険料の納付事実が確認できなかったとの回答があった。

しかし、私の納付済期間とされている期間は妻の国民年金保険料として納付したものを、誤って私の納付済期間とされたものであると思われるので、申立期間のうち私の納付済期間となっている期間を妻の納付済期間として認めてほしい。

一方、私は申立期間について別に昭和47年11月ごろまでに国民年金保険料を一括納付した記憶があるので、改めて申立期間について納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料納付済期間である昭和46年9月から47年3月までの国民年金保険料は47年4月28日に収納及び検認されているが、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は48年1月に払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人の妻は、当該期間当時、国民年金に加入しておらず、国民年金保険料を納付できない状況であったと推認され、市町村役場が申立人の妻の国民年金保険料として収納すべき保険料を申立人の国民年金保険料として誤って収納を行ったとの主張は不合理である。

また、申立人は、申立期間について、昭和47年11月までに、別に国民年金

保険料を一括納付しているとしているが、申立期間のうち 46 年 9 月から 47 年 3 月までの期間については、47 年 4 月 28 日に一括納付していることが確認できるものの、申立期間について、国民年金保険料を一括納付していることは確認できず、別に国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、申立人に別に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち昭和 44 年 5 月から 46 年 8 月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち昭和 46 年 9 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、申立人が申立人の妻の国民年金保険料を納付したものと認めることはできないとともに、重複して納付していたものと認めることはできない。

和歌山国民年金 事案 67

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年9月から47年3月まで

私は、昭和46年8月に勤務していた会社を退職したことに伴い、国民年金に加入し、同年9月から国民年金保険料を納付していたものと思っていたところ、社会保険庁から46年9月から47年3月までの保険料の納付が確認できないとの回答があった。

一方、申立期間の同時期において夫が国民年金保険料を納付していることとなっているが、この夫の納付済期間とされている期間は、私が自分の国民年金保険料として納付したものであり、A市の国民年金保険料の収納手続の誤りにより夫の納付済期間とされたものである。

夫の納付済期間となっている期間を私の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る夫の国民年金保険料は昭和47年4月28日に収納及び検認されているが、申立人の国民年金手帳記号番号は48年1月に払い出されており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、申立人は、47年4月時点において、国民年金に加入しておらず、国民年金保険料を納付できない状況であったと推認され、A市が申立人の国民年金保険料として収納すべき保険料を、夫の国民年金保険料として誤って収納手続を行ったとの主張は不合理である。

また、申立期間について、申立人の夫とは別に、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、領収書等）も無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山国民年金 事案 68

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 60 年 4 月に、勤めていた農協を退職したことに伴い、父が国民年金保険への加入手続を行い、私と両親の分との国民年金保険料を併せて、毎月、農協支所等で納付してくれていたと記憶している。

社会保険庁から申立期間の国民年金保険料の納付が確認できないとの回答があったが、申立期間と同時期、両親の保険料は納付済みであり、また、私の保険料が未納であれば督促状が送付されてくるはずであるが受け取った憶えもなく納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、父親が申立人と両親の分とを一緒に、毎月、農協支所等で納付していたと主張しているが、申立人の両親の納付状況を見ると、申立期間当時、農協の預金口座から両親の分の保険料が、毎年 4 月に一括で口座振替により 1 か年分が前納されており、同時に申立人の保険料を納付していることは確認できず、申立人の主張と相違する。

また、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、納付書等）が無い上、申立期間当時、申立人の国民年金への加入手続及び保険料の納付をしていたと申立人が主張する申立人の父親から聴取しても、加入手続の時期や納付金額等が明確ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 62 年 4 月に払い出されており、社会保険事務所が保管する領収済通知書により、申立期間直後の 61 年 5 月から 62 年 3 月までの保険料が過年度納付（4 回分納）されていることが確認できるものの、申立期間の国民年金保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山国民年金 事案 69

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から同年6月まで

私は、国民年金の被保険者であった期間には未納が無いと思っていたが、社会保険庁の年金記録では、昭和56年4月から同年6月までの期間が未納とされており、納得できない。

当時、3か月に1回来る集金人に、義母と一緒に保険料を納付していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、社会保険庁の年金記録等から、申立人が昭和48年5月15日付けで国民年金の任意加入被保険者資格を取得し、申立期間の直後の56年7月12日付けで同被保険者資格を喪失していることが確認できるが、申立人は、資格の取得及び喪失に至る経緯等を記憶していないなど、資格喪失手続の実施状況、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする義母は、申立期間の直前の昭和56年2月において60歳を迎え、保険料の納付を満了している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年3月から60年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年3月から60年10月まで

申立期間当時は不動産会社に見習として勤めながら、国民年金保険料を納付していたが、当時の経営者の妻が会社の用務で銀行に行くときに銀行振込による保険料納付を依頼したこともあった。

当時の給料は少なかったが、国民の義務ということで保険料を納付していたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、当時の勤務先の経営者の妻に保険料納付を依頼したこともあったとしているが、現在、その経営者夫婦は行方不明のため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人には申立期間に係る国民年金加入手続の記憶は無く、申立期間及びその前後の期間は、国民年金の未加入期間とされていることから保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は昭和55年3月から60年10月までと長期となっており、また、申立期間以外にも国民年金の未加入期間があり、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの期間及び49年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から48年3月まで
② 昭和49年4月から同年12月まで

申立期間当時、私は職業訓練学校を卒業し、家族と一緒に自営業を営んでいた。

両親からは、申立期間は強制加入期間なので、保険料はすべて納付したと聞いているので、未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金保険料の納付に直接関与していないため、国民年金の具体的な納付状況等は不明である。

また、申立人の父は、申立人及びその父の国民年金保険料については申立人の母が納付したとしているが、申立人の母は国民年金の納付方法等に係る記憶が無く、保険料の納付状況等が確認できない。

さらに、申立期間前後の昭和46年度及び48年度の申立人及びその父の国民年金保険料の納付年月日を比較して見ると、申立人はそれぞれの年度分を一括納付しているのに対し、申立人の父は3か月ごとに納付しており、申立人及びその父の納付方法が異なっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から42年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年8月から42年12月まで

申立期間当時、働いていた事業所では、代行して所得税の納税等の手続をしてくれており、国民年金保険料についても代行して納付していたはずであるので、未納とされているのは納付できない。

当時の同僚も国民年金保険料は納付済みとなっていると思うので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を申立ての事業所が代行して納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、当時の事業所における関連資料も保存されておらず、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人から申立てのあった同僚についても、申立期間当時、国民年金保険料は未納とされている。さらに、ほかの同僚について国民年金保険料の納付状況を調査した結果、未納とされている者、納付済みとされている者、未納と納付済みが混在している者と区々となっており、申立ての事業所において保険料納付を代行していた状況はみられない。

加えて、申立期間及びその前後の期間は、国民年金の未加入期間とされていることから保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月

平成元年2月に厚生年金保険の資格を喪失したので、すぐに国民年金の加入手続を行った。その後、保険料納付の督促があり、現金納付したので、保険料の納付記録が無いことには納得できない。

当時の加入事実や保険料納付を証明するものは何も無いが、加入手続や保険料納付を欠落させることは無いと思っている。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間は、国民年金の未加入期間とされていることから保険料を納付できない期間であるとともに、保険料の督促がされることは無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、平成3年3月1日に国民年金の資格を取得し、3年4月以降の国民年金保険料はすべて納付期限内に納付しているが、資格取得直後の3年3月分の保険料は過年度納付となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 114

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から55年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から55年12月まで

申立期間当時は職業訓練校を卒業した後で、私の国民年金保険料は父に納付してもらっていた。国民年金保険料は、集金人に父と私の分を一緒に納付しており、また、納付時期等は記憶に無いが、私が20歳の時にさかのぼって国民年金保険料を納付していたとも聞いている。

私の父は、国民年金保険料を完納しており、私だけ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会判断の理由

申立人及びその父が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人及びその父の国民年金の加入手続、納付手続等に係る記憶も明らかではないため、国民年金の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により国民年金保険料が納付できない期間である。

さらに、申立人は20歳の時にさかのぼって国民年金保険料を一括納付していたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、直近の特例納付実施期間は既に経過しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年ごろまでの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年ごろまで

昭和36年か37年ころから、生活が苦しい中、飛び飛びでもあったが国民年金保険料を2年から3年納付した記憶があり、未納となっていることに納得できない。当時の国民年金保険料額は正確には覚えていないが、300円か500円だった。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の加入手続、納付時期等に係る記憶が詳細ではないため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申し立てている当時の国民年金保険料額は申立期間後の昭和44年1月以降の金額であり、申立期間の保険料額とは相違している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から53年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から53年11月まで
社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間が未納との回答を得た。毎月納付組織で支払っていたので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和53年12月以降と推認され、申立人は同月から国民年金に加入しているが、申立期間は申立人の夫が厚生年金保険に加入していたため、国民年金の任意加入期間に相当し、国民年金加入手続の時点からさかのぼっての資格取得、保険料の納付はできない。

また、申立人は、申立期間当時に市役所へ出向いて国民年金の加入手続をした記憶は無いと述べており、申立人が所持する国民年金手帳においても、申立期間に係る資格記録は記載されていない。

さらに、申立人は、継続してA市内に居住しており、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 2 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 2 月から 62 年 3 月まで
社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間が未納との回答を得た。20 歳になった昭和 61 年 2 月に国民年金に加入し、父親が半年ごとに納付してきたはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、前後の国民年金手帳記号番号払出年月日から、平成 3 年 10 月ごろと推認され、その時点では申立期間は既に時効により納付できないこととなっている。

また、申立人及び申立人の父親に事情を聴取しても、加入手続の時期や納付方法等を記憶しているものの、これを裏付ける周辺事情等は見当たらず、申立期間の終期である昭和 62 年 4 月 1 日の資格喪失手続に係る記憶は無い。

さらに、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人に確認しても、国民年金手帳は現在所持している手帳のほかに交付は受けたことが無いとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月及び42年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月及び42年1月

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間が未納との回答を得た。当時、A市からB市に帰郷し市役所で住所変更とともに年金等の手続も行ったはずである。未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和46年1月ごろであり、その時点では申立期間は時効により納付できない期間である。

また、社会保険庁の記録では、申立期間は、申立人が厚生年金保険の資格を喪失していた期間で国民年金は未加入となっているが、B市の国民年金被保険者名簿でも国民年金の資格取得は昭和45年9月となっており、社会保険庁の記録と一致する。

さらに、申立人は申立期間当初の国民年金加入手続について具体的な記憶はあるが、申立人の記憶する納付方法（納付書による納付）は、当時の納付方法（印紙検認方式）と異なり、国民年金の加入、保険料納付を裏付ける関連資料等はなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から48年3月まで
社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間が未納との回答を得た。父が国民年金保険料を納付してくれたはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料の納付は、申立人の父が行っていたとのことであり、申立人は、納付方法、納付場所及び保険料の金額等を記憶していない。

また、申立人が所有する国民年金手帳には、納付のあった昭和36年度分は国民年金印紙検印記録に検認印が押されているが、申立期間である37年度から47年度までの間は、検認印は無く空欄となっており、申立人からは検認印が押印されないで納付したとすることについて合理的な説明が得られない。

さらに、A市の記録によれば、申立人は、昭和38年12月から50年6月までの間、不在被保険者の扱いとなっていたことから、納付書等は発行されず、国民年金保険料の納付はできなかったと考えられる。

加えて、申立人の妻の年金記録についても、申立期間の国民年金保険料は未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から50年10月まで

私は、昭和49年9月に勤務先の事業所が倒産し、厚生年金保険の資格を喪失した。同年10月に同事業所の同僚であった夫と結婚し、夫と共に国民年金に加入したが、私だけ50年10月まで未加入となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（預貯金通帳や家計簿の入出金記録、確定申告書等）は無い。

また、国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人の手帳記号番号は昭和50年11月17日以降に払い出されたものと推測されるほか、申立人夫婦の手帳記号番号は連続又は近接していないことが判明したことから、申立人が夫と同時に国民年金加入手続を行ったとする申立ては不合理である。

さらに、申立人は、申立期間当初から国民年金手帳記号番号の払出時点まで、同一住所地に居住していたため、この記号番号とは別の記号番号が払い出されていると考えにくく、申立人に聴取しても、「国民年金手帳は現在持っている1冊だけで、ほかの手帳記号番号は見当たらない。」としている。

加えて、申立人に係る被保険者名簿及び特殊台帳には、「資格取得：昭和50年11月4日」、50年11月分以降の欄には、保険料を納付したことを示す納付年月日のスタンプ印が押されているほか、同台帳の徴収済記録欄には、50年10月分の納付欄に「この月まで納付不用」のスタンプ印がある。

このほか、申立人の夫は、昭和49年10月に国民年金の資格取得をし、申立期間は国民年金被保険者期間とされているものの、未納である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から同年3月まで

申立期間については、保険料の領収証書等が残っていないものの、親が加入手続を行い、民生委員を通じて、又はA市区町村に直接、確かに納付したはずである。未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその両親が、平成2年1月の時点で申立人の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、いずれの者も申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付について明確な記憶を有していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明となっている。

また、A市区町村における年金記録から、申立人が国民年金に係る届出を行った時点（平成9年6月17日）で、申立期間である平成2年1月から同年3月までの期間の適用漏れが判明しており、その時点では申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人は、申立期間以前から国民年金手帳記号番号の払出時点まで、同一住所地（A市区町村）に居住していたため、この記号番号とは別の記号番号が払い出されているとは考えにくく、申立人に聴取しても、「国民年金手帳は現在持っている1冊だけで、ほかの年金番号は見当たらない。」としている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月から52年2月まで
私の20歳の誕生日に、親から国民年金手帳を誕生日プレゼントとして受け取った。自分は加入手続や納付に関与していないため詳細は不明であるものの、親から初回分及びその後の国民年金保険料を納付したと聞いていたため、確かに納付しているはずである。申立期間について納付記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の両親が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（預金通帳や家計簿の入出金記録、確定申告書等）は無い。

また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の両親は既に死亡しているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、申立期間後の昭和52年3月3日となっている。

加えて、申立人が申立期間前から申立期間後までの住所地を管轄する社会保険事務所において、申立人の別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できず、申立人に聴取しても、「国民年金手帳は、現在持っている1冊だけで、ほかの手帳記号番号は見当たらない。」としている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

島根国民年金 事案 38

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年10月までの国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年10月まで

申立期間の国民年金保険料については、亡父からは、私が20歳になったので、少ない収入の中から両親及び私の計3人分の国民年金保険料を支払っていたと聞いている。

婦人会の役員が各戸を集金しており、亡父が支払っていたことから、未加入となっている申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、昭和37年4月の時点で申立人の国民年金加入手続を行い、その後、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は「亡父が私を含めて3人分の国民年金保険料を支払っていた。」と説明しているが、申立人の母は、申立期間の国民年金保険料の納付は申請免除及び未納となっており矛盾している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、平成5年8月ごろと推定され、その時点で申立期間は時効により国民年金保険料を納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から56年3月まで
18歳から会社勤めをして、厚生年金保険料は欠かさず納付してきた。その後、昭和55年1月からは国民年金に切り替えて、国民年金保険料の納付をしてきたが、申立期間の1年間について、納付したにもかかわらず未納となっている。55年1月から同年3月までの期間及び56年4月以降の国民年金保険料は欠かさず納付しており、記録もあることから、納得できず、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（預貯金通帳や家計簿の入出金記録、確定申告書等）は無く、申立人に聴取しても加入手続や保険料納付方法等についての記憶も無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点（昭和56年5月以降と推定）では、申立期間は過年度保険料となるが、申立人が金融機関や社会保険事務所等で過年度保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号と連番となっていることから、申立人と同時に国民年金加入手続を行ったと推認される申立人の元妻も、申立期間は未納である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

島根国民年金 事案 40

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月から47年3月まで

申立期間当時、私はA市区町村で暮らしており、金銭的に余裕が無かった。このため、国民年金保険料は、B市区町村に住んでいた母親が婦人会の集金で納付しており、年金手帳に印を押してもらっていた。

姉は、厚生年金保険に加入していたことから、両親は私の国民年金保険料を納めたと聞いている。年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、加入手続をしたという両親も既に死亡しているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が明確ではない。

また、申立人の国民年金手帳は昭和47年6月30日に発行されているが、その時点で申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、当時、実施されていた特例納付についても、申立人はさかのぼって納付したことは無いとしている。

さらに、申立人は、ほかの国民年金手帳をもらった記憶が無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 48

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 11 月から 40 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月から 40 年 10 月まで
申立期間については、母親が姉の分と一緒に国民年金保険料を納付していたと聞いており、未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、母親はその健康状態から事情を聴取することが困難であるため、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人が婚姻後に母親から手渡されたとする国民年金手帳には昭和 40 年 11 月 1 日発行、同日資格取得と記載され、申立期間が未加入である社会保険庁の記録と一致している。

さらに、この国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人と同様に母親が納付していたとされる申立人の姉の一人にも、20 歳直後に未加入期間がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 49

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から同年8月まで

A市に転入した昭和44年8月ごろに、国民年金の任意加入の手続を行ったが、その際、市町村役場の職員が任意なので加入する必要は無いと言われたが、年金が切れないようにさかのぼって申立期間を納付した記憶があり、未加入となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和44年9月20日に国民年金に任意加入しており、任意加入者については、制度上、加入手続を行った時からさかのぼって国民年金に加入し、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いほか、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の払出状況を見ても、遡^{そきゅう}及して資格取得させていたり、払出日が前後している状況は認められず、さらに、申立人が所持している国民年金印紙代金納付記録カードにおいても、申立期間は波線が引かれ、納付対象期間とされていないことを踏まえると、昭和44年9月より以前に加入及び保険料納付がなされたことがうかがわれる事情は認められない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 50

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年12月までの期間及び49年7月から50年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から同年12月まで
② 昭和49年7月から50年8月まで

私の国民年金保険料については、会社を辞めるごとに、夫が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたはずであり、国民年金保険料の納付記録が3か月間のみというのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその夫から聴取しても、加入手続や納付方法に関する具体的な記憶が乏しく、納付書による収納が行われていなかった時期である申立期間①の期間について納付書により納付したと主張しているなど、記憶も曖昧である。

また、申立人は、昭和50年9月に国民年金に任意加入しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の記号番号の払出しの状況を調査しても、任意加入者は資格取得時期の順番に記載され、払出時期が遅れている状況も無いことから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは資格取得時期の50年9月と判断される。

さらに、申立期間①②は、いずれも任意加入の対象となる期間であるが、任意加入は制度上、さかのぼって加入できないことから、申立人が国民年金に任意加入した時点では国民年金保険料を納付することはできない期間である。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 51

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 6 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月から 41 年 3 月まで

私の父親は地域の世話役として一時期、国民年金保険料の集金を行っており、昭和 41 年 4 月以降は納付済みとなっているのに、それ以前の申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、父親は既に死亡しているため、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金加入手続が行われたのは、国民年金手帳記号番号の払出時期等から昭和 42 年 2 月ごろと推認されるが、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は納付組織の集金により納付していたと主張しているが、記録上、申立人の国民年金保険料の納付が開始された昭和 41 年度の保険料は、42 年 2 月に一括で納付されていること、及び 43 年 1 月から同年 12 月までの保険料は印紙で前納されていることからみて、申立てどおり納付組織の集金により納付していたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から63年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から63年12月まで
申立期間の全期間にわたって国民年金保険料を納付しているのに、すべての期間において未納や申請免除とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は27年9か月と長期にわたる申立期間について国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、加入手続及び保険料納付に申立人自身が基本的に関与しておらず、当時、申立人の保険料を納付していたとする前夫も既に死亡しているため、具体的な納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、夫婦二人分をまとめて納付していたとする前夫も23年間の国民年金加入期間のうち1年の納付済期間を除き、すべて未納又は申請免除となっており、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年9月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月から平成元年3月まで
会社を退職した後の申立期間については、退職後すぐに国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を自分で行い、納付書が来れば遅れずに納付していたので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年9月の会社退職後すぐに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は職権適用により平成2年11月2日に払い出され、20歳にさかのぼって資格取得しているものである。また、申立人は20歳から国民年金に加入するまでの住所地はA市のみであり、ほかの市町村での払出しなど別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情もない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間であるほか、申立人は国民年金保険料をさかのぼって納付したことはないと主張している。しかし、社会保険庁の記録では、払出時点で過年度に当たる平成元年度の保険料について、時効直前の平成3年から4年の間に納付されていることが確認でき、このことは職権適用により申立人が国民年金被保険者とされた後、申立人は、さかのぼって納付することが可能だった期間について保険料納付を行ったことを示すものと考えられる。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに納付していたことをうかがわせる事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 54

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 9 月から 57 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 9 月から 57 年 2 月まで

私は、退職後に市役所で国民健康保険の加入手続を行った際、併せて国民年金の加入手続も行い、国民年金保険料を納付していたと思うので、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から聴取しても国民年金手帳が交付された記憶は無いとしているほか、国民年金の保険料の納付に関する記憶も曖昧であり、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録上、申立人は平成 10 年 1 月に初めて国民年金に加入しているが、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 55

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から40年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から40年10月まで
申立期間については、当時、町内会等の役員として国民年金の集金を行っていた母親が、私が20歳の時から国民年金保険料を納付し、その後は妹の分も一緒に納付していたと聞いており、未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、母親は高齢等のため事情を聴取することが困難であるため、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点（昭和40年10月）では、申立人は38年3月まで学生であったため、それまでの期間はさかのぼって国民年金に加入できず、さらに、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の母親が、申立人の分と共に国民年金保険料を納付していたとする二人の妹は、それぞれ20歳から約1年又は3年の間は申立人と同様、国民年金に未加入となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 56

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで
昭和 36 年 4 月に結婚した時に町内の人から国民年金の勧誘に来たので夫婦で加入し、地区の集金人に申立期間の国民年金保険料を納付していた記憶があるので、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から聴取しても、納付していたとする保険料額が当時の保険料額と異なるなど当時の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 2 月に払い出されており、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、当該市町村は国民年金保険料を納付組織により集金する場合には被保険者から国民年金手帳を預かり、同手帳の保管証を交付していたが、申立人については、昭和 40 年 12 月 16 日に国民年金手帳の保管証を交付したとの記録が市町村国民年金被保険者名簿から確認でき、納付組織による集金は、保管証の交付以降から開始されたと考えるのが自然である。

加えて、申立人と同様に申立期間を納付していたとされる申立人の元夫は、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出され、申立期間は未納とされている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から37年3月まで
昭和35年4月にA市のB店に就職した。当時、C市の社長の家から会社に通勤し、社長のお母さんの世話で国民健康保険及び国民年金をセットで加入した。給与から天引きで国民年金保険料を納付してもらっていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について勤務先の社長の母親が納付していたとしているが、申立期間について、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が国民年金保険料納付に直接関与していないため納付状況は不明である。

また、申立人はA市のB店に就職した際、住民票の異動届を提出したとしているが、戸籍の附票によると、その時点での申立人の住所はD市のままになっており、C市では国民年金に加入することはできず、さらに、申立人は国民年金の加入手続に直接関与していないため申立期間当時の加入手続の状況は不明である。

加えて、C市役所からの国民年金の加入状況及び納付状況について、「加入記録の情報が無い」という回答を得ており、D市役所においても申立期間の納付事実も無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から49年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年6月から49年5月まで
国民年金に加入した時期は、昭和41年11月ごろだった気がするが、42年6月ごろまで厚生年金保険の加入記録があるので、その時点から加入していたと思う。当時国民年金保険料は、集金人に納付し、毎月領収シールを国民年金手帳に貼ってもらっていたことを覚えている。申立期間に係る領収証書等の関連資料は無いが、当時の集金人から「サラリーマンの奥さんで国民年金に加入していないのは、Aさんと二人だけ」と言われ、加入して納めた経緯がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、集金人に納付したと主張しているが、申立人が未加入期間とされている申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和49年8月となっているが、申立期間は任意加入の対象となる期間であることから、当該国民年金手帳記号番号の払出しの時点では、制度上、さかのぼって加入すること及び保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、B市における国民年金被保険者台帳及び同市の意見書によっても、昭和42年6月から保険料納付が行われていたことは認められず、申立人にも国民年金手帳の交付を受けた記憶は無いなど、申立人の主張のとおり42年当時に国民年金に加入したことについての周辺事情を見出すのは困難である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山口国民年金 事案 47

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで
申立期間時は、A 市在住であったが、成人式の案内状等も来なかった
ので、住民票は B 市にあったと思われる。

実家にいた両親が、町内会が手帳にスタンプ印を押印する納付方法
で納めていたと思われるが、両親も他界し、証拠書類も無く、記憶も
定かでない。

几帳面な両親だったので、半年間だけ未納となっていることに納得
できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、
国民年金保険料を納付していたとしている申立人の両親も既になくなって
いることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況
が不明であり、申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時、B 市に住所があったように思うと述べ
ているが、戸籍の附票によって、A 市に住所があったことが確認され、申
立人の両親は、昭和 49 年 9 月 18 日に申立人が A 市から B 市に転入後、申
立人が 20 歳の時にさかのぼって国民年金の加入手続を行ったと考えられ、
過年度保険料となる申立期間について町内会によって納付していたという
ことは考え難い。

さらに、前住所地の A 市では、国民年金手帳記号番号は払出しされてお
らず、別の国民年金手帳記号番号が払出しされ、国民年金保険料が納付さ
れていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から46年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から46年10月まで

昭和43年11月の婚姻直後に、市役所職員が来訪し、「自営業者は国民年金の強制加入であり、厚生年金保険を資格喪失した後の期間は、国民年金保険料を遡^{さかのぼ}って納付してください」と勧奨され、妻の国民年金保険料と併せて分割で納付したが、平成19年8月13日に社会保険庁から回答を受けた国民年金保険料収納記録では、昭和40年9月から46年10月までの国民年金保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年11月ごろに市役所の職員が自宅に来訪し、国民年金への加入勧奨によって、遡^{さきゅう}及して国民年金保険料の全額を納付したと主張するが、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、実際に納付に関わった申立人の妻に聴取しても、分割で納付したということ以外に具体的な納付状況（納付金額、納付方法、納付回数等）の記憶は無い。

また、申立人が国民年金被保険者の資格を取得した年月日は、市が所有する当時の国民年金資格記録台帳から、昭和46年11月26日と確認され、国民年金手帳記号番号の払出年月日は、社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿から、同年12月23日であることが確認される。

さらに、申立人は、申立期間当時に他市町村との住所異動は無く、別の国民年金手帳を所持した記憶も無いことから、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間当時は、市役所職員が過年度保険料を収納する方法は既に行われてはおらず、仮に申立人が保険料を納付したとする昭和43年11月の時点で考えた場合でも、申立期間の一部は時効により納付できな

いとともに特例納付が可能な時期でも無いことから、申立人の主張は、不合理であると言わざるを得ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から46年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年4月から46年10月まで

昭和43年11月の婚姻直後に、市役所職員が来訪し、「自営業者の妻は国民年金の強制加入であり、国民年金保険料を遡^{さかのぼ}って納付してください」と勧奨され、夫の国民年金保険料と併せて分割で納付したが、平成19年8月13日に社会保険庁から回答を受けた国民年金保険料収納記録では、昭和43年4月から46年10月までの国民年金保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年11月ごろに市役所の職員が自宅に来訪し、国民年金への加入勧奨によって、遡^{さかのぼ}及して国民年金保険料の全額を納付したと主張するが、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人に聴取しても、分割で納付したということ以外に具体的な納付状況（納付金額、納付方法、納付回数等）の記憶は無い。

また、申立人が国民年金被保険者の資格を取得した年月日は、市が所有する当時の国民年金資格記録台帳から、昭和46年11月26日と確認され、国民年金手帳記号番号の払出年月日は、社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿から、同年12月23日であることが確認される。

さらに、申立人は、申立期間当時に他市町村との住所異動は無く、別の国民年金手帳を所持した記憶も無いことから、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和 36 年に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料として毎月 100 円を夫婦二人分、A 市 B 町の自治会長宅へ持参し、納付していた。

また、昭和 37 年の秋ごろ A 市 C 町に転居後も、38 年春ごろまでは旧自治会長宅へ納付していたが、同町婦人会からの納付先変更の勧誘もあり、その後は、婦人会役員宅へ同じ金額を毎月持参して納付するようになった。

現在、納付の際に使用していた通帳等は残っていないが、間違いなく納付していたので、申立期間について未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（納付の際に使用していたとされる通帳のようなもの、家計簿、確定申告書等）が無く、また、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 40 年 7 月の時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、国民年金手帳記号番号が払い出しされた時期に、過年度保険料等を一括して納付した記憶も申立人には無い。

このほか、戸籍の附票によると、申立人は、昭和 36 年 7 月に A 市 B 町から同市 C 町に転居していることが確認できることから、38 年春ごろま

でB町の自治会長宅へ納付できたとは考え難く、申立内容に不自然な点が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私の妻が、昭和 36 年に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料として毎月 100 円を夫婦二人分、A 市 B 町の自治会長宅へ持参し、納付していた。

また、昭和 37 年秋ごろ A 市 C 町に転居後も、38 年春ごろまでは旧自治会長宅に納付していたが、同町婦人会からの納付先変更の勧誘もあり、その後は、婦人会役員宅へ同じ金額を毎月持参して納付するようになった。

現在、納付の際に使用していた通帳等は残っていないが、間違いなく納付していたので、申立期間について未納とされていることに納付ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（納付の際に使用していたとされる通帳のようなもの、家計簿、確定申告書等）が無い。また、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、その状況が不明であるとともに、申立人の妻に聴取しても、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 40 年 7 月の時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、国民年金手帳記号番号が払い出しされた時期に、過年度保険料等を一括して納付した記憶も申立人の妻には無い。

このほか、戸籍の附票によると、申立人は、昭和 36 年 7 月に A 市 B 町から同市 C 町に転居していることが確認できることから、38 年春ごろまで B 町の自治会長宅へ納付できたとは考え難く、申立内容に不自然な点が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川国民年金 事案 97

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から50年3月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、「昭和47年4月から50年3月についての納付事実が確認できなかった。」との回答を受けたが、50年4月からはA町で納付しており、47年以降もB市内で何回か転居したが納付していたと思う。

納付時期、納付金額は覚えていないが、結婚後、妻が納付していた。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、納付場所、納付金額、納付方法等についての申立人の記憶が明確でない上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から42年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から42年6月まで

国民年金保険料納付記録について照会を行ったところ、「昭和39年3月から42年6月までの期間について納付事実が確認できない。」との回答をもらったが納得できない。

昭和42年夏ごろ、市役所から国民年金の書類が届いたので、国民年金加入手続を行った際、20歳までさかのぼり国民年金保険料を納付するように言われ、その時にA共済退職一時金に足して、国民年金保険料を納付したが、領収書は紛失してしまった。納付金額も覚えていない。

その後は、婦人会の人たちが、3か月ごとに集金に来ていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金の加入手続をした時の記憶はあるものの、納付金額等についての具体的な記憶は無く、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、国民年金に加入した時に20歳までさかのぼって一括納付したと主張しているが、申立期間当時、申立人の夫が厚生年金保険の加入者のため、申立人は、国民年金の任意加入対象者であったことから、申立期間の大部分は国民年金保険料をさかのぼって納付することができない期間であるとともに、申立期間には時効により納付できない期間も含まれ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から平成10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から平成10年3月まで

国民年金保険料納付記録について照会を行ったところ、「昭和36年4月から平成10年3月までの期間について納付事実が確認できない。」との回答をもらったが納得できない。

通算37年間、結婚するまでは母親が、結婚後は妻が国民年金保険料を納めてくれていた。母親は、現在92歳で、昔のことを聞いても分からない。

私は、昭和36年4月から事業所に勤めており、厚生年金保険料と国民年金保険料を二重に納付していたこととなる。

納付していたものを記録したものなどは何も無く、母親と妻が払っていたという記憶だけしかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び妻が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、国民年金制度発足以前から共済組合に加入しており、申立人の妻の国民年金の記録から見ると、平成元年6月の時点でA共済組合第3号被保険者を示す被保険者種別「E」の記載があり、町役場において、申立人が共済組合加入者であることを知り得たはずであることから、二重に国民年金に加入していたとの主張は不自然である。

さらに、申立期間は444か月と長期間であり、この間の国民年金保険料の納付について、全く記録が無いとは考えにくい。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案81

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月から40年3月まで

20歳当時、A市B区で叔父夫婦と同居していた。叔父夫婦から20歳になったら国民年金保険料を納めなければいけないと言われ、国民年金に加入した。国民年金保険料は、毎月か2か月に一回、自宅を訪問してくる集金人に納付していた。これまで税金や家賃等を滞納したこともなく、国民年金保険料を納付したことは事実なので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後にA市から転居したC県D郡E町において払い出されていることが確認できるのみであり、A市のF社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿においても、申立人の氏名は確認できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、C県D郡E町において申立人と連番で払い出されており、申立人の夫についても申立期間は未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案84

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から55年3月まで

昭和54年3月に事業所を退職後、家業を手伝うために帰ってきた。帰郷して間もないころ、住所変更や国民健康保険の手続をするとき、一緒に国民年金の加入手続を行い、両親と同じように集金人に納付したのに、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、国民健康保険の手続と同時に、国民年金の加入手続を行い、両親と同じように保険料を納付したと主張しているが、市役所の国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料検認簿の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年4月に払い出されたものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案85

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月から40年3月まで

私は、20歳になる前から国民年金に関心があったので、20歳になった時、国民年金の加入手続をした。納付の方法は、近所の人が集金に来てくれて100円ぐらいの国民年金保険料を納付した。領収書は破棄した古い国民年金手帳に貼っていたため残っていないが、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人から聴取しても、国民年金保険料を納付した期間、納付時期等の記憶が曖昧であり、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、他の国民年金被保険者の資格取得年月日から昭和40年1月以降に払い出されたものと考えられ、申立期間の一部は過年度となるが、過年度納付をうかがわせる事情も見当たらず、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案86

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年4月から52年3月まで

私は、昭和51年4月に結婚し、当時、父親が私たち夫婦の国民年金の加入手続及び保険料納付をしていていた。

妻の現在の納付記録では、昭和51年4月分から納付済みとなっているにもかかわらず、私だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親についても、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶は曖昧であることから、申立期間に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、A市の国民年金保険料検認簿において、昭和51年度については申立人の記録が無いことに加え、申立人、その両親及び妻の検認日が同一になるのは、申立人の昭和52年4月から同年12月までの国民年金保険料の検認日である53年1月27日以後であることから、この時点から申立人の国民年金保険料の納付が開始されたものと考えるのが自然である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の事前交付日は、申立期間後の昭和52年9月9日とされていることから、当該番号が払い出された時点では、申立期間は過年度となると考えられるが、過年度納付をうかがわせる事情は見当たらず、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案87

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から40年3月まで

20歳の時はまだ学生であったが、母親は集金人に国民年金保険料を納付しており、私の保険料も一緒に納付していると言われた記憶がある。

60歳の時に社会保険事務所で未納となっていると言われたが、納得がわからない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い上、申立期間に係る国民年金の加入^{あいまい}手続、保険料の納付等についての申立人及び母親の記憶も曖昧であり、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳は昭和40年10月26日発行とされており、同年4月から41年3月までの保険料については、国民年金手帳発行日後の41年2月10日の検認印が押印されており、申立人が昭和40年度から国民年金保険料の納付を開始したことがうかがわれる。

さらに、申立人の国民年金手帳の発行日から見ると、申立期間は過年度となるが、過年度納付をうかがわせる事情は見当たらず、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案88

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から48年3月まで

20歳になって数か月後だったと思うが、母親の国民年金保険料を集金に来ていた人に勧められて、数か月分の国民年金保険料をまとめて支払った。その後は、母親の保険料と併せて集金の人に毎月支払っていたと記憶している。集金人は60歳くらいの眼鏡をかけた男性であった。

当時の領収書等は残っていないが確かに支払っていたので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、母親も既に死亡していることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年4月以降に転居後のA町で払い出されたものであり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの期間及び 43 年 10 月から 44 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで
② 昭和 43 年 10 月から 44 年 3 月まで

社会保険事務所に納付記録を照会したところ、昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの期間及び 43 年 10 月から 44 年 3 月までの期間が未納との回答をもらった。

私は、当時事業所を経営しており、その経理担当をしていた父親が、従業員に指示して私の国民年金保険料を支払っていたはずである。几帳面な性格の父親であったので、未納は有り得ないと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないことから、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間当時、申立人と同居していた 4 人の兄弟についても申立期間の大半は未納となっているなど、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から45年9月までの期間、47年4月から48年3月までの期間及び50年4月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年8月から45年9月まで
② 昭和47年4月から48年3月まで
③ 昭和50年4月から52年3月まで

国民年金保険料に未納があることが気になっていたので、経済的に余裕ができた昭和52年ごろ市役所に行き、未納となっていた国民年金保険料をすべて納付した。夫にも未納期間があったが、私だけが納付した。

未納であった国民年金保険料はすべて納付した記憶が鮮明に残っており、絶対に納付している。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金保険料の納付場所、納付金額、納付方法等についての申立人の記憶が明確でなく、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を一括して納付したとする昭和52年ごろは、特例納付の実施時期ではない上、申立人は、申立期間以外にも国民年金保険料の未納期間が多数存在しており、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年7月までの期間及び37年11月から40年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から37年7月まで
② 昭和37年11月から40年9月まで

昭和36年2月に結婚しA市からB市に転居したが、長男が誕生する37年7月までの間は、母が、A市において私と兄夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していた。

長男の誕生時に母から国民年金手帳を渡され、今後は自分で納付するように言われ、昭和37年11月からはB市役所の窓口で納付していた。

第3 委員会の判断の理由

いずれの申立期間についても、申立人又は申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立期間①については、A市が保管する国民年金被保険者名簿の中に申立人の兄夫婦の納付記録は確認できるが、申立人の納付記録は無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間②については、B市が保管する国民年金被保険者名簿の中に申立人の記録は無い上、申立期間当時、申立人がA市からB市に転居したことに伴い国民年金被保険者記録の移管が行われた事実は確認できず、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで
国民年金制度ができた昭和35年当時、私は大学生であったが、良い制度ができた喜び、私と両親の3人が国民年金に加入し、36年4月から国民年金保険料を納付した。

加入当時は国民年金手帳が無く、昭和40年に弟が国民年金に加入した時に初めて、集金人が国民年金手帳を自宅に持ってきた。

私と両親は同居しており、3人分の国民年金保険料を納付していたのに、私だけが未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告等）が無い。

また、申立人の国民年金手帳の発行日は昭和40年8月25日であることから、このころに国民年金の加入手続が行われたものと推認されるが、この時点では、申立期間のうち36年4月から38年6月までの期間は、時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和35年当時、申立人の両親と一緒に国民年金に加入したと主張しているが、社会保険庁の記録では、両親の国民年金手帳記号番号は36年3月に連番で払い出され、申立人については40年7月にその弟と連番で払い出されていることが確認でき、申立期間の大半は申立人が大学生であり国民年金の任意加入対象者であったことを考え併せると、社会保険庁の記録に不自然さは見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から51年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年8月から51年10月まで
昭和49年4月に結婚し、20歳になった同年8月から、同居していた夫の母が国民健康保険料と併せ国民年金保険料も払っていたように思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義理の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険庁の記録上、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付していたとは考えにくく、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月から平成元年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から平成元年 2 月まで

平成 4 年 11 月に結婚し会社員の妻となったため、市役所に第 3 号被保険者の手続の確認に行き、その際、「未納期間の保険料は、今なら特別措置により 2 年前までさかのぼって納付できる。」と言われた。平成 5 年 2 月から同年 4 月までのころに、送付してもらった納付書で、7 万 2,000 円くらいの保険料を銀行に支払った。領収書は引っ越した際に紛失した。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は、平成 5 年 2 月から同年 4 月ころに国民年金保険料を納付したと主張しているが、その時点では、申立期間は時効により納付ができない期間である。

また、申立人が納付したとする金額 7 万 2,000 円も、当時の申立期間の国民年金保険料額 4 万 6,200 円と大きく相違するなど、申立内容には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人は、平成 3 年 11 月及び 4 年 8 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料をさかのぼって過年度納付しており、申立人が納付期間及び納付時期を誤認している可能性がうかがわれる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 2 月

昭和 53 年 1 月末で会社を退職し、直後の 2 月 1 日に市役所の窓口で国民年金の加入手続をした。昭和 53 年 2 月の国民年金保険料は、口座振替が間に合わないと言われたので、現金で支払った。

しかし、なぜか支払った昭和 53 年 2 月の国民年金保険料が還付され、53 年 3 月から国民年金に加入したことになる。わざわざ窓口で未加入にならないよう 53 年 2 月分の保険料を納めたのに、未加入だったと言われても納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿によると、昭和 53 年 3 月 27 日に国民年金に任意加入したとされているとともに、社会保険事務所が保管する特殊台帳に「還付 53. 2 ～. まで 2,200 円 53. 6. 7」と記載されており、申立人の 53 年 2 月の国民年金保険料は、53 年 6 月 7 日に還付されたことが確認できる。

これは、申立期間当時、国民年金の任意加入対象者であった申立人が昭和 53 年 3 月に任意加入しているにもかかわらず、同年 2 月分の保険料が誤って収納されていたために、社会保険事務所が後日過誤納金として還付したものと推認される。

また、申立人は、申立人が居住する市が国民年金保険料の納付方法として納付書方式を導入した昭和 52 年 4 月時点では、国民年金に任意加入しており、年度当初、申立人に対し 1 年分（12 か月綴り）の納付書が発行されており、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付することが可能であったものと考えられ、申立人が国民年金の任意加入手続を行った

時期を誤認している可能性がうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

高知国民年金 事案 50

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年5月まで
私の妻が国民年金保険料を現金納付していたにもかかわらず、申立期間について、私の分が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、昭和48年1月1日に共済組合を脱退しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された記録が無く、申立期間は未加入となっており、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

高知国民年金 事案 51

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から49年3月まで
私は夫と一緒に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無い上、納付場所、金額、納付方法等についての申立人の記憶が明確ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁の国民年金受付処理簿によれば、昭和51年7月23日に払い出されたと推認され、国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、申立人は国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶が無いと申し立てており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間が64か月と長期間であり、申立人の夫も、申立期間を含め昭和43年4月から49年3月までの期間が未納とされている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

高知国民年金 事案 52

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 49 年 3 月まで

私は、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無い上、申立期間の一部については、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、納付場所、金額、納付方法等についての申立人の記憶も明確ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁の国民年金受付処理簿によれば、昭和 51 年 7 月 23 日に払い出されたと推認され、国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、申立人は国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶が無いと申し立てており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間が 72 か月と長期間であり、申立人の妻も、申立期間が未納とされている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 75

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から59年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から59年4月まで
国民年金被保険者の加入記録について、社会保険事務所に照会したところ、申立期間が未納期間とされていた。

国民年金保険料の納付については、母親にすべて任せていたので、納付方法等は不明であるが、昭和42年3月の20歳到達時から、母が私の国民年金保険料を納めていたはずである。

母親から国民年金に入っていることは聞いていたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間当時、加入手続及び保険料の納付をしていたと申立人が主張する申立人の母親は既に死亡していることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和63年から平成元年ごろであることが確認でき、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は申立期間中に何度か転居しているが、転居先において申立人自身が国民年金への加入手続を行った事跡も確認できない。

加えて、申立期間は17年2か月と長期間である上、申立期間以外にも国民年金の未納期間が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 76

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から47年3月まで
国民年金被保険者の加入記録について、社会保険事務所に照会したところ、申立期間が未納期間とされていた。
友人の娘が国民年金保険料を納めていると聞いて、母が私の保険料を集金人に納付し始めた。その時の経緯については、義姉も承知している。領収書等確認できる資料は持っていないが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与していない上、当時、加入手続及び保険料の納付をしていたと申立人が主張する申立人の母親は既に死亡しており、申立人の義姉から聴取しても、具体的な証言は得られず、国民年金の加入状況、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年6月30日に払い出されており、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親及び義姉は、申立期間後の昭和47年8月に、国民年金の任意加入者として、国民年金手帳記号番号が払い出され、同月から保険料の納付を始めている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 77

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から42年9月までの期間、43年2月から45年3月までの期間及び45年7月から55年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものとは認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年12月から42年9月まで
② 昭和43年2月から45年3月まで
③ 昭和45年7月から55年9月まで

母親から国民年金に加入するよう言われていたので、私は、20代の時にA市役所B支所の窓口で、一括して納付した。その後は振替用紙でA市内のC銀行かD銀行で納付したと記憶している。申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が一括して支払ったと主張している申立人の20歳代においては、国民年金保険料を一括して前納する制度は存在せず、申立人の主張は不合理である。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間について、申立人の国民保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、昭和45年4月に、一緒に連番で国民年金手帳記号番号が払い出された元夫についても、婚姻期間のほぼ同時期が未納期間となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとは認めることはできない。

福岡国民年金 事案 78

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 12 月から 43 年 11 月までの期間及び 52 年 4 月から 53 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 12 月から 43 年 11 月まで
② 昭和 52 年 4 月から 53 年 6 月まで

昭和 48 年 12 月、区役所において国民年金保険料を 10 年さかのぼって納付することができるとの説明を受けたことから、夫婦二人分の保険料 13 万円余りを納付した。49 年 1 月からは農協の口座振替により保険料を納付し、56 年からは農業者年金にも加入している。

申立期間が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、国民年金保険料の申請免除を認められていた昭和 44 年 7 月から 52 年 3 月までの期間のうち、時効により納付できない期間の保険料を除く 44 年 9 月から 52 年 3 月までの保険料を 54 年 9 月 6 日に追納したことが確認でき、この際の申立人の国民年金保険料の納付額は 6 万 7,300 円であり、同時に納付した妻の国民年金保険料を加えると、二人分の納付額の合計は 13 万 4,600 円となり、13 万円余りをさかのぼって納付したとの申立てとほぼ合致し、申立人が追納の時期を誤認している可能性がうかがわれる。

また、申立人は、昭和 49 年以降、口座振替により国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、前述のとおり、54 年 9 月に国民年金保険料を追納し、これを契機に国民年金保険料の納付を始めたことを認めている。

さらに、昭和 55 年 10 月に申立期間②の直後の 53 年 7 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付したことが確認でき、この時点では申立期間②の保険料は時効により納付することはできなかつたものと考えられる。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 79

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から48年3月まで

私は、中学校を卒業後、個人経営の店に就職し国民年金に加入していた。当時、私の国民年金の加入手続は同居していた母が行い、国民年金保険料も母が納付していたものと思っている。母は、既に亡くなっており、当時の国民年金手帳などの資料や記録は何も残っていない。

しかし、母は、私の姉妹にも年金を払っていないと将来自分が困ると言っており、母自身も国民年金保険料をきちんと納付して年金を受給していたので、申立期間が未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、母親が申立人の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は既に死亡しているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和48年8月であることが確認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 80

第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月

申立期間については、A市B区役所の窓口で国民年金保険料を納付した記憶があり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人は、申立期間当時、国民年金手帳の交付を受けた記憶が無く、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人は、既に満60歳を経過しており、国民年金の満額の月数を満たしているため、国民年金に任意加入しても年金の受給額が増額になることはなかったものと考えられるとともに、申立人の妻については、申立期間は国民年金の強制加入期間であり、保険料は納付済みとなっていることから、申立人が妻の国民年金保険料の納付を自らの国民年金保険料の納付と混同している可能性も否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 81

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から53年1月までの国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から53年1月まで
昭和50年ごろまで、勤め先である義姉の工場に集金人が集金に来ていたので、私も納付していた。また、50年ごろには国外に出たが、住民票はA市に残しており、国外に在住中は近所に居住していた姉のところに集金に来てもらっていたので、申立期間について未加入とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年ごろまで、勤め先である義姉の工場で集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日（昭和53年1月6日）からすると、申立期間は国民年金の任意加入期間であることから、過年度納付及び特例納付もできない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人から聴取しても、申立期間に係る国民年金保険料の納付についての記憶は明確でなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月から同年7月まで
申立期間については、A町（現在は、B市）役場の窓口で国民年金保険料を支払った記憶があり、申立期間について未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、申立期間当時、国民年金手帳の交付を受けた記憶が無く、市では、申立期間当時、国民年金手帳記号番号を払い出さずに、国民年金保険料の納付書を作成することは無いとしており、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の妻については、申立期間は国民年金の強制加入期間であり、保険料は納付済みとなっていることから、申立人が妻の国民年金保険料の納付を自らの国民年金保険料の納付と混同している可能性も否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から50年6月まで

昭和52年、私が26歳の時、母親から、「A区役所へ行って、20歳からの分の国民年金保険料を一括して納付してきた。これからは、責任を持って必ず納付して行きなさい。」と言われたことをよく覚えている。

それからは、国民年金及び厚生年金保険とも滞りなく納付してきた。

当時、母親が納付した国民年金保険料の金額は聞いていないし、領収書等は残っていないが、母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことは間違いないと思うので、納付記録が無いのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は既に死亡しているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、母親から、昭和52年にB市A区役所へ行き、申立人の20歳(昭和45年12月)以降の国民年金保険料をすべて納付してきたと聞いたとしているが、52年は特例納付の実施されていた時期ではなく、過年度納付の場合でも、申立期間の一部は時効により納付できない期間である。

さらに、特殊台帳の記録により、申立人は、昭和52年9月に、50年7月から52年3月までの国民年金保険料を納付していることが確認でき、この時点では、申立期間については、時効により納付できなかったものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から45年12月までの期間及び46年7月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月から45年12月まで
② 昭和46年7月から55年3月まで

私は、昭和55年にA町役場で国民年金の加入手続きを行い、未納期間の国民年金保険料を特例納付で納付した。

納付場所、納付金額は覚えていないが、申立期間について、確かに納付したので、国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿・確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金保険料の納付場所、金額等についての記憶が無いとしており、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間については、特例納付及び過年度納付が可能な期間であるが、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長崎国民年金 事案 64

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 2 月から 55 年 3 月まで国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月から 55 年 3 月まで

私は、昭和 55 年に A 町役場で国民年金加入手続を行い、未納期間の国民年金保険料を特例納付で納付した。

納付場所、納付金額は覚えていないが、申立期間について、確かに納付したので、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿・確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金保険料の納付場所、金額等についての記憶が無いとしており、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間については、特例納付及び過年度納付が可能な期間であるが、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から52年3月まで

申立期間当時、農協の窓口で納付書を持参し、私の預金口座から引き落とす方法で国民年金保険料を納付していた。

昭和49年5月の婚姻以降、妻の国民年金保険料とともに農協で私の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、妻の分は納付済みであり、私の分が未納とされていることに納得できない。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人は、国民年金加入期間について、農協の窓口で納付書を持参し、預金口座から国民年金保険料を引き落とししていたと主張するが、昭和46年9月までの国民年金保険料収納方式は、国民年金手帳による印紙検認方式であることから、46年9月以前の期間について、申立人の主張する方法で保険料を納付したとは考えられず、申立内容には不自然な点がある。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年6月ごろ払い出されており、その時点では、申立期間の大部分(昭和44年12月から50年3月までの期間)は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の妻の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和49年8月から同年9月ごろと推定され、申立人夫婦の国民年金加入時期は一致しておらず、申立人も夫婦別々の時期に加入手続を行ったとしていることから、婚

姻後の 49 年 5 月以降の期間について、妻の分は納付済みであるのに、申立人の分が未納とされているはずはないとする主張は不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長崎国民年金 事案 66

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から51年3月まで

申立期間に係る国民年金保険料については、申立期間当時勤めていたA商店へ集金に来ていた婦人部長に預け、納付していた。昭和58年ごろに自宅を新築する際、融資の条件が国民年金保険料納付期間10年以上だったと記憶しているので、未納とされていることは納得できない。申立期間の国民年金保険料が納付済みであることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人が国民年金保険料を預けていたとされる当時の婦人部長も既に亡くなっており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年7月15日に払い出されているが、この時点では、申立期間の一部は、時効により納付できない期間であり、過年度納付を行ったとの主張もなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人は、住宅融資の条件として国民年金納付済期間が10年以上必要であったと主張しているが、A事業団（当時）による融資条件は必ずしも10年以上ではなく、また、申立人自身も、実際には融資を受けていないと回答している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から48年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から48年11月まで

私は、申立期間当時の住所に転居してから2、3年後にA町役場の窓口で国民年金担当のB氏に申立期間の国民年金保険料を一括納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金の加入時期、申立期間の加入状況等に関する申立人の記憶が明確ではない。

また、①申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年11月に払い出されていること、②社会保険庁の国民年金受付処理簿には申立人の氏名が50年12月に記録されていること、及び③A町役場の国民年金事務担当にBという職員が勤務していた期間は50年7月から53年6月までの間であることから、申立人が国民年金に加入したと主張している時期は、50年12月と考えられ、この時期に申立人が特例納付をなすことは可能ではあった。しかし、申立人が納付したと主張する国民年金保険料の額は、この時点で申立期間の保険料の一括納付に必要な金額と大きく相違する。

さらに、申立人の国民年金保険料は、昭和48年12月から納付済みとなっている50年12月の国民年金加入時点で過年度納付した場合の保険料額と申立人が納付したとする保険料額はおおむね一致するほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から44年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から44年6月まで

私は、申立期間については、毎月、自治会の集金人に国民年金保険料を納付していた記憶がある。ところが、昭和46年ごろ、市の担当者から国民年金に加入していないと言われ、当時は波風を立てたくないと思って、2年間ぐらいさかのぼって保険料を納付した。納付した保険料の還付は求めないが、申立期間の保険料の納付を認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

市役所の国民年金被保険者名簿には、申立人から国民年金の加入手続を昭和46年8月4日に受け付けた旨の記載がある上、同名簿及び社会保険庁の特殊台帳から、申立人は、同日に44年7月から46年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できるところ、それ以前に別の国民年金手帳が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、毎月、自治会の集金人に国民年金保険料を納付していた記憶があると主張しているが、国民年金の加入時期及び国民年金保険料の納付金額については記憶が曖昧^{あいまい}で、自治会の集金人が集金していたとする金額に国民年金保険料が含まれていたか否か不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から45年6月まで
私は、昭和45年7月に市役所で20歳に^{そきゅう}遡及して国民年金に加入し、その時に市役所窓口で40年4月から45年6月までの保険料を一括して納付していたのに未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和39年4月から45年6月までの期間については、厚生年金保険の被保険者であり、この間は国民年金保険料を納付することができなかつた期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を市役所窓口で一括して納付したと主張しているが、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、市役所の国民年金被保険者名簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の資格取得日や、申立人が所持する国民年金手帳の発行日が昭和45年12月24日であることから、申立人は45年12月に国民年金の加入手続を行ったと推認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、45年7月に国民年金の加入手続を行ったとする申立人の主張と相違する。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したとする昭和45年12月ごろは特例納付の実施期間ではあるが、申立人は、納付したとする金額をほとんど記憶しておらず、納付方法についても市役所の窓口で納付したとするなど申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年7月から47年3月まで

私の妻が、昭和45年に区役所で20歳まで遡^{そきゅう}及して国民年金の加入手続を行い、同年に特例納付により20歳まで遡^{そきゅう}及して保険料を一括して納付した。

また、その後も国民年金保険料を毎月納付していたのに未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が申立期間のうち昭和38年7月から45年までの国民年金保険料を45年に特例納付により20歳にさかのぼって一括して納付し、また、その後も45年から47年3月までの保険料を毎月納付したと主張しているが、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は昭和45年に国民年金の加入手続を行ったと主張するところ、申立人が所持しているのは、「昭和47年4月1日発行」と記載された国民年金手帳であり、管轄の社会保険事務所は、当該国民年金手帳の払出日を47年5月31日と回答していることから、申立人は、47年5月ごろに国民年金の加入手続を行ったと推認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、特例納付の保険料に係る納付金額、納付場所、納付方法、領収書等について申立人及びその妻に記憶が無く、申立人は、昭和45年に特例納付により保険料を納付後については、毎月納付したと主張しているが、毎月納付した保険料の額、納付方法等については記憶が無いと述べている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮崎国民年金 事案 77

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から46年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から46年6月まで

申立期間は、納税組合が国民年金保険を集金しており、保険料を納付しないと、地区の奨励金が受けられないので納付しなければならなかった。

複写でピンク色の領収書をもらった覚えもあり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を地区の納税組合で納付したと主張しているが、A町が国民年金の未加入者に対し加入勧奨を行った昭和47年1月25日起案の加入勧奨者名簿に申立人の名前が記載されており、同年4月に国民年金保険料の納付勧奨を行った納付勧奨者名簿にも名前が記載されている。

また、納付勧奨者名簿には、昭和47年4月末日までに納付すべき金額が記入され、申立人あてに同年4月8日に当該年度分、過年度分及び特例納付分を含めた2部の納付書を発送した記録があることから、A町が、現年度保険料ではない申立期間の国民年金保険料について納税組合に集金を依頼することは考え難い。

さらに、申立人は、国民年金手帳をもらった記憶が一冊としており、この手帳記号番号は、昭和47年3月23日に払い出されており、また、この日以前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮崎国民年金 事案 80

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から44年3月まで

私は、昭和41年3月まで勤めていた会社を退職し、脱退手当金を受給したが、この脱退手当金全額を父に渡した。そのとき、父が「このお金で、20歳になったらおまえの国民年金を納めておく。」と言ったことを覚えている。

既に父は亡くなっているため、詳しい状況は分からないが、母もそのように証言しているため未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金加入手続を行ったとされる父も既に死亡しているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年1月に払い出されていることが確認できるのみで、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部については、時効により納付できない期間である。

さらに、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立人の父は既に死亡しており、申立人又はその母が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮崎国民年金 事案 82

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から46年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から46年2月まで

父親が役場勤務ということもあって年金制度に理解があったことから、私が20歳になった際の国民年金の加入手続は父親が行った。国民年金保険料についても、私が結婚してA市へ転出するまで地区婦人会の集金人へ父親が納めていたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、当時、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたと主張する申立人の父親は死亡しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、任意加入による昭和55年7月2日の払出しが確認できるのみで、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、当時の地区婦人会の役員に確認したが、申立人の保険料を収納したことについての証言を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生年金 事案 124

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月10日から34年2月20日まで
社会保険庁の記録では、A社における資格の取得日が昭和34年2月20日となっている。同社が厚生年金保険の適用事業所となった29年1月10日よりも前の25年4月から同社に勤務しており、継続勤務に対する表彰状もあるので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入していたB協同組合からの表彰状により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人は、当該事業所に昭和25年から45年まで20年間勤務したと主張しているところ、当該事業所に勤務した前半の期間（34年ごろまで）は健康保険証を持っておらず、この間の医療費は事業主の妻が同行して支払ってくれており、同保険証が交付されたのは、当該事業所に勤務した期間の後半（35年ごろ以降）であるとしている。さらに、申立人の雇用保険の資格取得日は、34年2月16日となっており、厚生年金保険の資格取得日と同月である。これらのことから、事業主は、申立期間において申立人の厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

加えて、申立人によると、申立期間当時の給与は、経理担当者から現金で手渡されており、厚生年金保険料を控除されていたかどうかは分からないとしている。このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月 30 日から 39 年 1 月 1 日まで
② 昭和 60 年 5 月 1 日から 62 年 9 月 5 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。①の期間については、A社B営業所において事務員として、また、②の期間については、C社においてフックロールという産業廃棄物用のコンテナを移動する車両の運転手として、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

①の期間については、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について事業主に照会したが、これらの事実を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

また、申立人は、A社B営業所は、申立期間当時、D市E所周辺に事務所があったと主張するが、当該事務所は社会保険事務所における厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、さらに、事業主からも、同社にF事務所は存在したが、同市E所には所在せず、厚生年金保険の適用事業所ではなかったとの証言がある。

②の期間については、申立人の同僚等の証言はあるものの、いずれもその期間及び内容は不明確であり、申立人が当該期間当時においてC社に勤務していたことは推定できるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実までは確認できない。

また、申立人は、社会保険の被保険者証により医療機関に受診していたと主張するが、健康保険の被保険者であったことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

さらに、①及び②の期間について、雇用保険の記録においても、申立人の加入記録は存在しない。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 26

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月から同年 12 月まで
昭和 52 年 10 月ごろから同年 12 月 30 日までの間において、A社（B店）に勤務していたが、厚生年金加入記録を照会したところ、申立期間に係る年金加入記録が無いとの回答を受けた。
しかし、健康保険証と年金手帳をもらった記憶は無いが、給料から健康保険と厚生年金の保険料を控除されていたことをはっきり記憶している。保険料控除の事実を確認できる給与明細書等の証拠書類は無いが、申立期間について厚生年金加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤めていたとするA社はC社に合併し解散しているが、承継会社であるC社は、申立人が勤務したB店の経営をしていないとしているため、申立人が勤務したことを確認できない。

また、雇用保険及び当時A社が加入していたD健康保険組合の加入記録において、申立期間に係る記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該事業所に勤務したことが確認できないことから、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 27

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日まで
② 昭和 61 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日まで
③ 昭和 62 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日まで
④ 昭和 63 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日まで

申立期間においてA社で勤務していたが、同期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

A社は厚生年金保険に加入している事業所で、現在も存在しており、入社当時は季節雇用の臨時社員とし運転業務に従事しており、同種業務を行っていた先輩は年金を受け取っているとのことである。

A社に勤務したことは事実であり、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者期間確認照会回答書及び事業主からの回答書により、申立人がA社に勤務していたことは認められるが、申立人が厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていた事実までは確認できない。

また、申立人に係る厚生年金保険の適用について事業主に照会したものの、これらの事実を確認できる関連資料を得ることはできなかった。

さらに、事業主は、正社員のみを対象に厚生年金被保険者資格届を行っており、臨時（準社員を含む。）の社員については被保険者資格取得届を行っていないとしており、このことは社会保険庁の記録により確認できる。

なお、申立人は厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたか全く記憶にないほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 28

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 7 月 31 日まで
高校生の時からA社に見習として勤務しており、昭和 34 年 4 月から正職員となり保険証をもらったと記憶している。同僚にB氏がいたので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に事業主により給与から保険料が控除されていたことに関する具体的記憶を有していない上、給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料も無い。

また、申立人の同僚によると、申立人と一緒に勤務していたことは記憶にあるが、時期等については記憶しておらず、申立人が厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていた事実までは確認できない。

なお、申立人のA社における在籍記録及び厚生年金保険に係る記録は、A社が昭和 37 年 4 月に解散しているため確認できず、雇用保険の加入記録においてもA社における申立人の記録は存在しない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和 34 年 11 月 1 日に法人化に伴い旧事業所を解散し、新事業所を設立しているが、申立人の厚生年金の記録は、新・旧どちらの事業所からも確認できない。

加えて、申立人は、社会保険の保険証により医療機関に受診していたと主張するが、健康保険への加入を確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

釧路厚生年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年から 28 年まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

当時は定時制高等学校に通いながらA社に勤めていた。同社は親戚の者が経営しており、父と兄も勤務していた。父と兄は厚生年金保険に加入しており、私も同じ仕事をしていたので未加入であったとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する被保険者名簿により、A社において、申立人の父と兄が厚生年金保険被保険者であったことは確認できるものの、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の番号にも欠番は無い。また、申立人は、申立人の父と兄と一緒に仕事をしており、父は昭和 29 年まで、兄も 28 年まで勤めていたと述べているが、厚生年金保険被保険者期間は、父が 22 年 9 月 1 日から 27 年 7 月 1 日まで、兄が 22 年 9 月 1 日から 26 年 4 月 1 日までとされており、申立人の主張と異なる。

さらに、A社に申立期間当時の人事異動、厚生年金保険に係る資料の照会をしたところ、「関係資料については残されていない。」との回答を得ており、申立人の勤務実態を確認できる資料及び周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間に保険料が控除されていたことに関する具体的記憶を有していない上、給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

釧路厚生年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から30年12月まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

昭和29年4月1日にA社に入社し、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった30年12月まで、厚生年金保険料が給与から控除されていた記憶があり、また、当時の同僚の名前も覚えているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人が記憶している3名の同僚の名前のうち1名については厚生年金保険の加入記録が存在するが、他の2名については確認できず、申立人の氏名も見当たらない。また、健康保険の番号にも欠番は無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得手続が行われたことをうかがわせる記載は確認できない。

さらに、給与明細等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関係資料は無い。

このほか、A社は既に全喪しており、当時の事業主は死亡している上、事業主の家族も関係書類を保存していないことから、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

釧路厚生年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月1日から30年12月30日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

結婚するためにA市に戻り、昭和25年6月1日に父親が経営するB社に勤めた。同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった30年12月まで、厚生年金保険料が給与から控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻から提出された写真により、当時、申立人がB社に勤務していたことは推認できるが、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料が控除された事実を確認できる給与明細書等の関係資料は無い。

また、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立期間において、健康保険の番号に欠番は無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得手続きが行われたことをうかがわせる記載は確認できない。

さらに、B社は既に全喪しており、当時の事業主や社会保険関係の事務をしていたとする者も死亡していることから、厚生年金保険料控除を裏付ける証言を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 5 月 1 日まで
昭和 40 年 10 月から 44 年 4 月までA市にあるB社に勤務していたが、当時の厚生年金保険記録の確認を行ったところ、資格取得が 41 年 5 月 1 日で間違いないとの回答を受けた。

私はB社で昭和 40 年 9 月に面接を受けた記憶があり、同年 10 月から間違いなく働いた。当時の失業保険被保険者証を提出するので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立期間のうち昭和 40 年 12 月 1 日から当該事業所に勤務していた事実は確認できるが、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

また、当該事業所において申立人と同日に厚生年金保険の資格を取得した同僚 5 名の雇用保険加入記録を確認したところ、申立人と同日に加入した者、未加入となっている者、厚生年金保険資格取得後に加入している者など取扱いが区々であり厚生年金保険の資格取得日と一致しておらず、当該事業所では厚生年金保険や雇用保険の加入は入社後すぐには行わず、従業員ごとに様々な取扱いであったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者原票では、当該事業所での資格取得日は昭和 41 年 5 月 1 日であることが確認でき、かかる手続に不自然な点は見受けられない。

このほか、当該事業所は既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月 1 日から 58 年 3 月ごろまで
昭和 52 年 11 月から 58 年 1 月までの厚生年金保険の加入期間について照会申出書を社会保険事務所へ提出したところ、厚生年金保険加入期間は 52 年 12 月 1 日資格取得、56 年 5 月 1 日資格喪失という回答をもらった。

昔のことで記憶は定かではないが、昭和 56 年 5 月から 58 年 3 月ごろまでの厚生年金保険料を全額当時の事業主へ毎月支払をしていたので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 56 年 5 月に老齢厚生年金の受給権を取得し、同月から受給を開始しているが、当時の制度上、厚生年金保険被保険者資格を喪失しなければ老齢厚生年金を受給することはできないことから、申立人が申立期間に厚生年金保険被保険者となることはできない。

また、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の当該事業所での資格喪失日は昭和 56 年 5 月 1 日であることが確認でき、かかる手続に不自然な点は見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 10 月 1 日から 22 年 10 月 31 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和 20 年 10 月から 22 年 10 月までの加入記録が無いとの回答をもらった。
この期間は、A 社（現在は、B 社）C 事務所に勤務しており、給与から社会保険料が控除されていた。
当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、A 社 C 事務所は、同社 D 出張所の管下に設置されたが、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、当該出張所は昭和 21 年 6 月 1 日に適用事業所になっている。

このことから、申立期間のうち、昭和 20 年 10 月 1 日から 21 年 5 月 31 日まで申立人は当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者となることはできない。

さらに、当該出張所が適用事業所となった昭和 21 年 6 月 1 日以降の被保険者名簿の中にも申立人の氏名は見当たらない。

加えて、当該事業所に照会を行ったものの、労働者名簿等の資料は保存されていない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年9月1日から31年9月1日まで
② 昭和32年10月1日から33年8月1日まで

昭和30年9月から31年9月までA店に勤務していた期間及び32年10月から33年8月までB(株)に勤務していた期間を厚生年金保険加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給与明細等の資料は無く、厚生年金保険料の控除について申立人の記憶は曖昧である。

また、申立期間①については、申立人が勤務していたとされるA店は、C商事であることが判明したが、社会保険事務所の記録では、申立期間において厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことから、申立人は申立期間について当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者となることはできない。さらに、申立人が当時の同僚としてその氏名を記憶していた二人も申立期間当時、厚生年金保険への加入が無いことが確認できる。

加えて、申立期間②については、申立人が勤務していたとされるB(株)は、社会保険事務所の記録では、申立期間において厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことから申立人は申立期間について当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者となることはできない。その上、申立人が当時の会長、社長としてその氏名を記憶していた二人も申立期間当時、厚生年金保険への加入が無いことが確認できる。

このほか、すべての申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料

及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
私が A 事業所に勤務した期間は、昭和 33 年 5 月 1 日からであるが、厚生年金保険の加入記録では、同年 7 月 1 日からとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の人事記録カードにより、申立人が申立期間に A 事業所に勤務していたことは確認できるが、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、社会保険事務所の記録によれば、A 事業所は、申立期間当時は、社会保険の適用事業所とはなっていないことから、申立人は申立期間について当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者となることができない。

なお、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所となった時期は、昭和 33 年 7 月 1 日であり、同日付けで申立人のほか 82 人が厚生年金保険の資格取得をしていることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月 1 日から 59 年 12 月 1 日まで
(有) A で運転手として勤務した昭和 56 年 1 月から 59 年 12 月までの期間を厚生年金保険加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 1 月から 59 年 12 月まで (有) A に勤務し厚生年金保険に加入していたと主張するが、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、申立人は、申立期間当時の同僚の氏名の記憶も無く、当時の同僚から勤務状況等を確認することもできない。

さらに、申立人は、雇用保険の記録においても、申立期間当時、雇用保険に加入していないことが確認できる。

加えて、社会保険事務所の記録では、申立期間中に厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記載は無く、欠番も無い。

なお、(有) A への事業所照会を行った結果、当時の資料は廃棄済みであり、当時の社長も既に死亡していることから、申立事実は確認できなかったとの回答が得られた。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 27

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から26年6月30日まで
A病院に看護師として勤務した昭和24年4月1日から26年6月30日までの期間を厚生年金保険加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA病院に勤務していたことは、同病院の職歴証明書により確認できる。

一方、厚生年金保険法は、昭和17年1月に施行された労働者年金法を経て、19年6月に施行されたが、「疾病の治療、助産その他医療の事業」が強制適用事業とされたのは28年9月1日からである。

申立人が勤務していたA病院が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和19年6月1日からであるが、医師、看護師等の医療従事者が厚生年金保険の被保険者となったのは28年11月1日からである。

このため、看護師として勤務していた申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者となることはできない。

このほか、A病院は既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月14日から39年2月5日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無かった旨の回答をもらった。

しかし、昭和38年7月に前の会社を退職後、すぐにA株式会社に就職し、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について、厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、昭和39年2月5日から同年4月3日まで、A株式会社において厚生年金保険に加入していたことが確認できるほか、申立期間当時、一緒に勤務していたとする同僚の証言等から、申立期間中に同社に勤務していたことは推認できるが、申立期間について厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細等の関連資料が無く、厚生年金保険料の控除の事実は確認できない。

また、A株式会社への就職を紹介したとする申立人の関係者から聴取したところ、申立人は同社に勤務していたとしているものの、厚生年金保険の加入状況について、具体的な証言を得ることができなかった。

さらに、A株式会社に照会したものの、申立てを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

加えて、申立人が申立期間当時、一緒に勤務していたとする上記同僚は、同じ時期ごろにA株式会社に入社したとしているものの、同社における厚生年金保険の加入期間を見ると、申立期間の一部については、未加入であることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年から 50 年まで (月日は不明)
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無かった旨の回答をもらった。
しかし、申立期間当時、私の夫の親族の紹介でA社に入社し、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA社の清算業務を引き継いでいるB社清算事務局を通じ、A社の後継事業所に照会した結果、後継事業所では、「申立人は、昭和 47 年 9 月 13 日から 48 年 8 月までA社に在籍していた」としており、申立人が申立期間の一部の期間について、A社に勤務していたことは認められるが、申立期間中に、給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料が無く、事業主により給与から保険料を控除されていた事実までは確認できない。

また、社会保険庁の記録上、申立人が勤務していたとするA社C支店は、昭和 49 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人が同日以前から厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

さらに、後継事業所では、「厚生年金保険の加入状況については、関連資料が無く不明である」としており、申立てを裏付ける証言を得ることはできなかった。

加えて、申立人が勧誘して入社したとする同僚についても、A社C支店における厚生年金保険の被保険者であったことが確認できない上、申立人から聴取しても、勤務期間を明確に特定できないほか、給与から控除されていたとする厚生年金保険料額も不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
昭和 52 年 3 月から 54 年 10 月までの厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所へ期間照会したところ、被保険者期間は同年 9 月までという回答だった。保険料控除の事実が確認できる在職期間中の給与明細書があるので、54 年 10 月を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務していた A 株式会社保管されていた「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」では、資格喪失年月日は、昭和 54 年 10 月 29 日となっていることが確認でき、また、雇用保険の加入記録によれば、同年 10 月 28 日に離職していることが確認できる。

さらに、申立人の所持している昭和 54 年 9 月及び同年 10 月の給与明細書において控除されている厚生年金保険料は、当時の標準報酬月額（昭和 54 年 8 月分は 13 万 4,000 円、同年 9 月分は 16 万円）及び保険料率から計算すると、A 株式会社は保険料を翌月の給料から控除する翌月控除の方法をとっており、当該保険料は、同年 8 月及び同年 9 月の保険料と確認できる。なお、同社の回答も同様に、当時の保険料控除は翌月控除の方法であるとしている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 41

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 12 月 30 日から 50 年 7 月 7 日まで
有限会社Aに昭和 47 年 4 月 1 日入社後、52 年 2 月 26 日に退職するまで一貫して勤務してきた。途中で未加入になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

事業所照会に対する回答により、申立人が有限会社Aに勤務していた事実は推認できる。

しかし、申立期間に係る雇用保険加入記録によると、申立人は当該事業所を昭和 49 年 12 月 29 日にいったん離職し、当該事業所に昭和 50 年 7 月 7 日に再び入社していることが確認できるが、申立期間については、加入記録は確認できなかった。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、上記申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。申立期間については、人事記録では試用員となっているが、納得できないので当該期間についても、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る給与明細書等の資料が残っていないことから、保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、当時の公共企業体職員等共済組合法によると、「役員及び職員（臨時に使用される者を除く。）は、すべて組合員とする。役職員となった者は、役職員となった日から組合員の資格を取得する。」とあり、申立人のように試用員期間は、A共済組合の共済年金（現在厚生年金保険）期間に算入されない。

さらに、試用員でも昭和 38 年 12 月以降は、勤務箇所やブロック機関などの単位で適用事業所となっていたところもあるが、申立人のB局は、38 年 12 月 1 日付けで新規適用であるため、厚生年金保険も未加入である。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 1 月から 6 年 9 月まで

私は、申立期間において株式会社Aに勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いとされた。保険料の控除の事実が確認できる書類は無いが、当該事業所に勤務し、その間、厚生年金保険の保険料を源泉控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、給料から厚生年金保険料を控除されていたと主張しているが、申立期間における保険料控除を確認できる給与明細、源泉徴収票等の資料が無く、申立期間に係る雇用保険の加入記録も無い。

また、社会保険庁の記録によると株式会社Aは厚生年金保険適用事業所となっておらず、同社と所在地を同じくする関連会社についても厚生年金保険の適用事業所となっていない。

さらに、株式会社Aは既に事業を廃止し、当時の経営者も死亡していることから、申立期間に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができない。

群馬厚生年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から同年 5 月 20 日まで
学校を昭和 26 年 3 月に卒業して、同年 4 月から A 社で働き始めたので、同年 5 月から加入とされているのはおかしい。26 年 4 月から厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間について、中学校卒業直後である昭和 26 年 4 月から A 社に勤務していたので、厚生年金保険に加入していたと主張しているが、申立人と同時に採用になった同僚 7 人の厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、資格取得日については、7 人全員が申立人の厚生年金保険の記録と同一である「昭和 26 年 5 月 20 日」となっている。

また、申立人はそれら同僚と同じ仕事内容であったと申し述べていることから、申立人のみが同僚に先立って厚生年金保険に加入する事情は見当たらず、当該事業所では、当時、採用後、一定の試用期間を設けた後に厚生年金保険に加入させていたことが推認できる。

さらに、申立人は申立期間についての保険料控除に係る給与明細書等の資料等を保有しておらず、かつ、当時の事業主は既に亡くなっているため、証言等を得ることができないことから、保険料控除の事実が確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 100

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 1 日から 43 年 10 月 1 日まで

私は、夫が代表取締役であったA有限会社が昭和 39 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となった際に、夫や他の従業員と共に厚生年金保険被保険者となり、全喪した 43 年 10 月 1 日まで、夫と共に厚生年金保険に加入していたはずだが、社会保険事務所の記録では、自分だけ資格喪失日が 41 年 1 月 1 日となっている。自分だけ先に退職することはありえず納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A有限会社が全喪した昭和 43 年 10 月 1 日まで、夫と共に厚生年金保険に加入していたはずであり、夫より先に退職することはありえないとしているが、社会保険事務所が保有する同社の被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は 41 年 1 月 1 日と確認ができ、同年以降の「標準報酬月額の変せん」欄には標準報酬月額の記載が無い上、更新された同社の被保険者原票に申立人の氏名は見当たらず、これらの被保険者原票に不自然さは見られない。申立人は、事業主の妻であり、申立内容からも、A有限会社が全喪するまで、同社で業務に従事していたことは事実であると認められるが、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失は、同社が何らかの理由でその手続を行ったと考えられ、申立てに係る期間は厚生年金保険被保険者ではなかったと考えざるを得ない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情等は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月 21 日から 44 年 1 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、A事業所の厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和 44 年 1 月 1 日となっている。しかし、実際には 43 年 2 月 21 日から勤務しているため、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の具体的な証言等から、申立人が申立期間の始めからA事業所に在籍していたものと認められる。

しかし、社会保険事務所が保管するA事業所の被保険者名簿を見ると、申立人の資格取得日と同日の昭和 44 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者が外に少なくとも 6 名認められるが、申立人は、このうち 4 名は申立人が勤務を開始するよりも前から在籍していたとし、2 名は申立人よりも後に勤務を始めたとしており、また、43 年 11 月 1 日に資格を取得した者のうち 3 名は申立人よりも後に勤務を始めたとしている。このことから、事業主が何らかの基準により、採用当初は厚生年金保険の加入手続を行わず、かつ従業員ごとに加入の時期について判断し、一定人数の従業員をまとめた上で加入手続を行っていたものと考えられる。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無く、B法人C事業所（当時のA事業所）には当時の状況を知る者はおらず、当該事業所では、申立期間に係る記録について、既に保存していないため、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 102

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 10 日から 10 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。私は、昭和 58 年 7 月から平成 10 年 2 月まで A 株式会社に勤務していたので、申立期間が厚生年金保険被保険者でないことは有り得ない。給与明細書は保管していないが、事業所からの支給額と手取り額を書き留めた記録「御通帳台帳」を提出するので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 株式会社に在職していた期間の各月の給与支給額と手取り額を「御通帳台帳」として詳細に記録しており、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立人から提出された申立期間に係る「御通帳台帳」を見ると、国民健康保険料に関する記載が見られるとともに、記載された支給額と手取り額の差額（給与からの控除額）は、その支給額から試算した当時の厚生年金保険料の被保険者負担額と比べ少額であり、給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

また、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成 7 年 3 月 10 日は、申立人が 60 歳に到達した日であり、「御通帳台帳」には同年 5 月に退職金が支給されたと見られる記載があり、さらに、雇用保険被保険者資格取得日は昭和 58 年 7 月 26 日、離職日は平成 7 年 3 月 9 日で厚生年金加入記録と一致していることから、事業主が申立人の定年退職を契機に厚生年金保険被保険者資格の喪失届を社会保険事務所に提出したと考えるのが相当である。

このほか、A 株式会社は既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 11 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A株式会社に勤務していたころの加入記録が無かった旨の回答を社会保険事務所からもらった。前の会社を退職後、すぐに勤めていたところであり、同僚の名前も覚えているので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間前後の職歴を詳細に覚えており、当該事業所では寮生活をしてきたことから、勤務していたことは推定できるが、給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる資料は無い。

また、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、健康保険番号に欠番が無く、かつ、申立人が記憶している同僚も厚生年金保険の被保険者になっていないことが確認できることから、業務内容や雇用形態によって、当該事業所では被保険者とならない場合があったものと考えられる。

このほか、当該事業所では、申立期間当時の人事記録等は保管しておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 104

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 7 月 20 日から 30 年 4 月 1 日まで
② 昭和 32 年 5 月 11 日から 34 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。①の申立期間については、A有限会社に勤務しており、②の申立期間についてはB有限会社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる資料は無く、申立人は保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

申立期間①及び申立期間②に係る社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、健康保険番号の欠番や申立人の記録に訂正箇所も無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

また、申立期間①について、A有限会社は昭和 29 年 7 月 6 日に全喪していることから、申立人は申立期間①の一部期間において同社の厚生年金保険の被保険者となることができない。

さらに、申立期間②について、同僚の厚生年金保険の加入記録は、申立人と同様に勤務期間より短期間であることが確認できることから、何らかの事情で事業主が適正な届出を行わなかったことがうかがえる。

このほか、申立期間①及び②に係る事業所は、既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 11 月 30 日から 63 年 8 月 21 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間についてA有限会社における厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。
しかし、私は、A有限会社に勤務して厚生年金保険、健康保険及び雇用保険に加入しており、退職後、失業給付を受けていたことを覚えているので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたと主張するA有限会社は、社会保険事務所の記録によると、申立期間より前の昭和 52 年 8 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所としての資格を喪失していることから、申立人は、申立期間について厚生年金保険の被保険者となることはできず、適用事業所でなくなってから3年以上経過した後、同社が7年間に及ぶ申立期間において厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたとは考え難い。

また、申立人の雇用保険被保険者記録から、申立期間に雇用保険被保険者資格を取得していないことが確認でき、一方、申立期間の直前に勤務していた事業所において雇用保険に加入し、申立期間の一部と重なる昭和 55 年 12 月 11 日に失業給付の受給資格が決定され、56 年 1 月 18 日から同年 2 月 12 日まで失業給付を受けていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から24年5月1日

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間についてA工場における厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。

しかし、私は、A工場に正規の職人として勤務し、昭和23年には労災認定を受けており在籍したことは確かであるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A工場における仕事の内容や寮生活に関して詳細な説明を行っており、申立人が同工場に勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険事務所が保管するA工場の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人から、厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び証言も提示されていない。

このほか、A工場は、昭和27年3月1日に厚生年金保険の適用事業所としての資格を喪失しており、事業を継承した事業者も確認ができないため、申立内容を確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 107

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月31日から同年12月1日まで
平成4年1月6日から同年12月1日までA株式会社に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。
しかし、私は上司とのトラブルのため仕事の内容が変わり、給与を支給されなくなったものの、申立期間について厚生年金保険料と税金を事業主に納付していたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務していたA株式会社における上司とのトラブルに伴って、申立期間において、勤務場所及び業務内容を変更されて無給で勤務し、事業主に請求された厚生年金保険料と税金を納付していたと説明している。

しかし、A株式会社から提出のあった社会保険事務所の平成4年8月5日付け確認印が押印された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の資格喪失年月日は、社会保険庁の記録と同じ同年7月31日であり、公共職業安定所長の公印が押印された「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」の離職等年月日は同年7月30日であることから、申立人が、それ以降も無給で勤務していたとする申立期間において、雇用関係が継続していたとは考え難く、事業主の請求に従って厚生年金保険料と税金を納付していたとする主張は、不自然、不合理であり、この主張を証明する資料や証言は無い。

また、申立人は、申立期間において、申立人の国民年金保険料が納付済みとなっており、申立人は、自ら国民年金保険料を納付したことは無いとしているものの、資格喪失の手続を行った事業主が、申立人の国民年金保険料を、申立人が承知していないまま納付していたと考えることは不自然である。

このほか、申立内容を裏付ける事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 6 月から 44 年 2 月 1 日まで
② 昭和 44 年 3 月 29 日から 45 年 1 月まで

A株式会社B工場における厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和 44 年 2 月 1 日に資格を取得し、同年 3 月 29 日に資格を喪失したこととされている。

しかし、私は、A株式会社に昭和 41 年 6 月から 45 年 1 月まで勤務していたので、申立期間について被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA株式会社B工場の事業所別被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の加入期間は昭和 44 年 2 月 1 日から同年 3 月 29 日までと記載されていることが確認でき、健康保険証の番号は申立人の付番まで欠番が無く、当該記録以外の申立人の同社における記録が漏れているとは考え難いことから、申立人が申立期間①について厚生年金保険に加入していなかったものと推認される。

また、社会保険事務所の記録によると、A株式会社B工場は昭和 44 年 3 月 29 日で全喪しており、同社の厚生年金保険被保険者は同日に資格を喪失しており、申立人も申立期間②について厚生年金保険の被保険者となることはできない。

さらに、雇用保険の加入記録について、A株式会社B工場における申立人の記録は見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月ごろから平成元年 12 月ごろまで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。

しかし、私は、申立期間においてA株式会社に正社員として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A株式会社に勤務していたと主張しているが、商業登記簿により、昭和 58 年 2 月 28 日に申立人が同社を継承して設立したB株式会社の代表取締役役に就任していることが確認できることから、申立人がA株式会社に在籍した期間は 56 年 1 月ごろから 58 年 2 月 28 日より前までの期間であると推認される。

一方、社会保険事務所が保管するA株式会社の被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらない上、同社は、申立人が在籍していたとする2年以上前の昭和53年8月31日に厚生年金保険の適用事業所としての資格を喪失していることから、申立人は、申立期間について厚生年金保険の被保険者となることはできず、適用事業所でなくなってから2年以上経過した後の申立期間において同社が厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたとは考え難い。

また、申立人はA株式会社において総務部長職にあつたと主張しているが、厚生年金保険料控除に関する記憶は曖昧であり、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる資料及び証言は提示されておらず、同社を継承したB株式会社、さらにB株式会社を継承したC株式会社は、現存しておらず、新たな資料及び証言は得られないほか、社会保険事務所の記録によると、A株式会社を継承した2社は、厚生年金適用事業者であったことが確認できない。

さらに、雇用保険の加入記録についてA株式会社における申立人の記録は確認ができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 110

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 10 月 1 日から 12 年 1 月 1 日まで
A株式会社における厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。
しかし、私は、平成 8 年から勤務し、11 年 10 月から厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA株式会社は、社会保険庁の記録によると、平成 12 年 1 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所になったことが確認でき、申立人は申立期間について厚生年金保険の被保険者となることはできず、社会保険庁の記録においても、申立人を含めて18人が12年1月1日に資格取得しており、それ以前に資格取得した者は見当たらない。

また、区役所が保存している申立人の「平成 11 年度の給与所得の源泉徴収票」の「社会保険料等の金額」欄には0円と記載されており、申立人は、申立期間において社会保険料等を給与から控除されていないことが認められる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月 2 日から 36 年 1 月 3 日まで
中学校を卒業後の昭和 33 年 4 月に A 製紙所に入社したが、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録では、36 年 1 月 3 日からとされている。同時期に、同事業所に入社した夫の厚生年金保険加入記録は、33 年 10 月からになっているため、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について A 製紙所に勤務していたことは、元同僚等からの証言により推認できるが、社会保険事務所の記録によると申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和 36 年 1 月 3 日となっている。

また、公共職業安定所には、昭和 40 年 3 月 30 日以前に離職した雇用保険被保険者の記録が残っておらず、A 製紙所も 40 年 9 月に全喪しており、当時の事業主の証言も得ることができず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていた記憶が曖昧であり、かつ、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年ごろから 9 年ごろまで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかった旨の回答を得た。

当時、A社に勤務していたことは事実なので、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していたA社の事業主名及び同僚の氏名が、社会保険庁の記録から確認できることから、申立人は同社に勤務していたと推認されるが、同社に勤務していた期間や厚生年金保険料が控除されていたことに関する記憶が曖昧であり、かつ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、申立人は、申立期間当時、健康保険証を交付されておらず、休職期間も医療機関での治療を受けていないと主張していることから、健康保険に加入していたとは考え難く、A社の健康保険は政府管掌健康保険であることから、制度上、厚生年金保険のみに加入していたとは考え難い。

さらに、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の記録は無く、同様にA社が依頼していた社会保険労務士が保管する当時の算定基礎届控にも申立人の記録は無い。

加えて、A社は既に全喪しており、当時の事業主に照会を行ったものの人事記録等の資料は無く、かつ、当時の同僚等の証言も得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたものと認めることはできない。

長野厚生年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月から33年5月31日まで
A社に、昭和29年6月から33年5月まで勤務していたのに厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元社長の証言により、申立人がA社の木工部門に勤務していたことは認められるものの、勤務していた期間については定かではなく、また、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことまでは確認できない。

さらに、当該事業所は廃業に伴い当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は廃棄されており、証言をしてくれる元同僚もなく、このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月 18 日から 39 年 4 月 30 日まで
昭和 36 年 8 月から 39 年 4 月まで A 社に在職していた。健康保険証を使っていた覚えがあるので、厚生年金保険料も控除されていたはずである。
保険料控除の事実が確認できる給与明細書等はないが、申立期間に厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の元社員の中に申立人が在籍していたことを記憶している者がいることから、申立人は A 社に勤務していたものと認められる。

しかし、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料はない。

また、申立人が同僚と一緒に撮ったとしている写真に写っている同僚 6 名のうち、氏名、生年月日等から厚生年金保険の加入記録が確認可能である 3 名についてはいずれも A 社における厚生年金保険の加入記録は確認できず、当該事業所では、すべての雇用者が厚生年金保険に加入していたわけではないことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情はない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月から 41 年 6 月 10 日まで

私は、昭和 39 年 7 月から 41 年 7 月まで A 社に勤務していたが、厚生年金保険の加入期間は、退職前の 41 年 6 月の 1 か月だけとなっている。

私より 3 か月ほど前に同じ A 社に入社した妻は、昭和 39 年 8 月 5 日から 41 年 7 月 8 日まで厚生年金保険の加入記録があるので、私の申立期間についても厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかを記憶しておらず、給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料も無い。

また、申立人が一緒に働いていたとする同僚及び妻は、当時、申立人が当該事業所に勤務していたことは記憶しているものの、申立人が厚生年金保険料を控除されていたかどうかまでの記憶は無いとしている。

さらに、A 社は、既に全喪しており、申立内容を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

なお、社会保険庁の記録においては、申立期間は国民年金加入期間となっており、国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

富山厚生年金 事案6

第1 委員会の結論

申立人については、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月

申立期間において、A事業所に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険に加入していた事実が無いとされたことに納得できない。入社当初は、同事業所に長く勤務するつもりであり、被保険者資格の適用除外にも該当しないと考えるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和26年6月以降に勤めたB事業所へ提出した履歴書により、申立期間においてA事業所に勤務していたことはうかがわれるものの、A事業所は平成19年に閉鎖され資料が無いので、そのことを確認することができない。

また、申立人は、給料から厚生年金保険料を控除されていたかどうかについて具体的な記憶を有していない上、保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等も無い。

さらに、A事業所が、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できるものの、申立期間及びその前後において同事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の名簿を確認しても、申立人の氏名が記載されていないなど、申立内容を裏付ける関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案8

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 6 月 20 日から 33 年 5 月 31 日まで
(A社)
② 昭和 34 年 3 月 15 日から 35 年 10 月 31 日まで
(B社)

A社には、昭和 28 年 7 月 10 日から 33 年 5 月 31 日まで勤務していた。また、B社には 33 年 6 月 13 日から 35 年 10 月 31 日まで勤務しており、34 年 11 月から 35 年 10 月まではC町のD社に派遣されていた。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が両申立期間に勤務していた事実が確認できない。

また、両申立期間に厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたかどうかを記憶していない。

さらに、社会保険事務所で管理している厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人は、A社では昭和 29 年 6 月 20 日、B社では 34 年 3 月 15 日に資格喪失しており、いずれも再度資格取得した形跡は認められない。

なお、申立人が派遣されていたと主張しているE社については、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

このほか、当該事業所は既に全喪しており、すべての申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 9

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月から30年2月まで
中学を卒業した昭和25年4月にA社に入社し、30年2月まで自動車の荷台を製作する仕事に従事した。当時同じ工場の別の部署にいた同僚は厚生年金保険の記録があるのに、自分は記録が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人がB社に勤務していたことは、同僚の証言から確認できるものの、厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたかどうかを記憶していない。

また、申立期間の前後の期間を含む、社会保険事務所の管理している厚生年金保険被保険者名簿を見ても、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した形跡は認められない。

さらに、当該事業所では、昭和40年ごろ移転しており、そのころ、当時の資料は廃棄してしまったと回答している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 31

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月30日から同年11月17日まで
申立期間は、A市に所在していたB社（会社名の記憶は不明確）に勤務しており、社会保険料を給与から控除されていた。その間の厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張するB社は、社会保険事務所の記録からみると、A市において厚生年金保険の適用事業所としては存在せず、B社と名称が酷似する会社（A市以外の全国の市町村に存在するものを含む。）の被保険者記録にも申立人の記録を確認することはできない。

また、申立人は、申立期間に勤務していた事業所の名称及び同僚等関係者の氏名についての記憶が不明確であることから、事業所における厚生年金保険の適用状況や保険料控除をうかがわせる事情を確認することはできない。

さらに、申立人から、申立期間において事業主により厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料の提出が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 32

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年11月から20年4月10日まで
② 昭和20年10月7日から22年10月まで

A社B工場に係る昭和19年11月から22年10月までの厚生年金保険加入期間について照会したところ、20年4月10日から同年10月7日の期間については厚生年金保険被保険者であることが判明した。しかし、終戦後2年ほど勤務した記憶がある。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、学徒動員され、卒業後そのまま採用されたという申立人の主張及び当該事業所から提出された工員名簿の記載から、学徒動員された期間であることが明らかであると判断できる。

しかし、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、労働者年金保険（現在は、厚生年金保険）の被保険者には該当しない取扱いになっている。

申立期間②については、当該事業所から提出された工員名簿に、申立人は昭和20年10月6日解雇と記載されており、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿における、申立人の厚生年金保険の資格喪失日の記録と一致している。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 33

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 15 日から同年 7 月 1 日まで

私は、申立期間当時の給与明細、源泉徴収票等の資料は無いが、A社に昭和34年3月15日に就職し、入社当初から厚生年金保険料が給与から天引きされていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

また、申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について事業主に照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人から聴取しても、A社における厚生年金保険料控除の状況について明確な回答が得られない。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A社における申立人を含む昭和18年生まれの全従業員が、昭和34年7月2日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、申立期間は試用期間であり厚生年金保険の被保険者資格を取得していなかったことがうかがわれる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料等はない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 34

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月から 36 年 12 月まで

A社に勤務していた期間について、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答があった。

当時、A社に昭和 33 年 1 月から勤め始め、健康保険証があつて医者にかかった覚えがあり、今回、社長から厚生年金保険被保険者証を渡した覚えがあると言ってくれたことから、申立期間を厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

また、A社は、平成 17 年 1 月 24 日に全喪しているものの、当時の事業主と連絡が取れたことから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、事業主は、申立期間については、申立人を雇用し厚生年金保険料を控除したと証言しているが、これらを確認できる関連資料を得ることはできなかった。

さらに、A社は、昭和 35 年 8 月 1 日に厚生年金保険の新規適用を受けており、申立期間のうち 33 年 1 月から 35 年 7 月までの期間について、申立人は同社の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情はない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 35

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月 31 日から 46 年 4 月 30 日まで

A社に昭和 38 年 10 月 1 日に入社し、入社時には健康保険証の交付を受け厚生年金保険料も退職まで給料より控除されていた。48 年 11 月 30 日に退職するまで同社で働いていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の記憶により、申立人が同社に勤務していたことは認められるが、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことまでは確認できない。

また、雇用保険の加入状況を見ると、申立期間の前後については申立人の加入記録が確認できるものの、申立期間については申立人の加入記録は無く、申立人が継続して勤務していたとは考え難い。

さらに、申立期間のうち、昭和 44 年 10 月 3 日から 46 年 5 月 7 日までの期間について、申立人は、夫（同じ事業所で勤務）の健康保険の被扶養者として認定されていることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 47

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 11 月から 53 年 3 月まで

私は、A事務所に昭和 49 年 11 月から 53 年 3 月まで勤務していたが、この間の厚生年金保険の加入記録が無い。この期間のうち 50 年分について源泉徴収票が残っており、社会保険料の金額欄に 5 万 5,100 円の記載があることから、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の在職状況については、昭和 50 年の源泉徴収票があること、及び同じ事務所に勤務していた同僚等の裏付けがあることから、申立人が申立期間においてA事務所に勤務していたことは推認できる。

しかし、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できなかった。また、一緒に勤務していた同僚等も、A事務所は法人ではなく同事務所においては厚生年金保険に加入していなかったとしている。

さらに、申立人は、昭和 50 年の源泉徴収票に記載されている社会保険料は、厚生年金保険料及び健康保険料であると主張しているが、当時の申立人の年収から国民健康保険料を試算すると、おおむね源泉徴収票の社会保険料の金額欄に記載されている金額と一致し、記載の金額は国民健康保険料であったと考えるのが相当である。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立人は申立期間中には国民年金に加入しており、このうち昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までは申請免除とされている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月から 36 年 2 月まで

申立期間はA社に勤務しており、厚生年金保険に加入していたと思っていた。社会保険事務所に問い合わせたところ、加入記録が無いと言われたが、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社は昭和 24 年 8 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、B社として存続している。

申立人は申立期間において厚生年金保険に加入していたと申し立てているが、厚生年金保険料の控除に係る記憶については無いとしている。

また、申立期間及び前後 1 年間において、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記載は確認できず、B社に保管されている社会保険台帳においても申立人の記載は確認できなかった。

さらに、唯一同僚として挙げられているC氏についても、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿及びB社の社会保険台帳において記載が確認できないほか、その他の同僚については記憶も交流も無いとしている。

その他の事情について、申立人から申立内容を是認するに足りる資料、情報は得られなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 49

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 5 月又は 6 月から 47 年 5 月まで
② 昭和 48 年 5 月 7 日から同年 10 月 31 日まで

私は、昭和 46 年 5 月又は 6 月から 47 年 5 月まで A 社に勤務した。また、48 年 5 月 7 日から 50 年 12 月 21 日まで B 社に勤務したことがあり、雇用保険の記録上も 48 年 5 月 7 日から同社に勤務していたこととされている。

しかし、A 社に勤務していた全期間及び B 社に勤務した期間のうち昭和 48 年 5 月 7 日から 48 年 10 月 31 日までの期間が厚生年金保険の加入期間とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①において勤務していたと主張している A 社については、社会保険事務所の保管する事業所名簿の検索を行っても厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらなかった。

また、申立人が申立期間②において B 社に勤務していたことについては、雇用保険の加入記録から認められるものの、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 48 年 11 月 1 日であり、このため申立人が申立期間②において厚生年金保険に加入することは制度上無理であった。

このほか、申立人が申立期間①、②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年12月1日から32年6月まで

私は、A社に勤務していたが、社長から自社の技術開発のためにB社に勤務して技術を習得するよう懇請され、昭和31年12月1日に同社に入社し32年6月まで勤務した。同社では仕上職人として勤務し、当時の先輩も記憶している。しかし、同社に勤務していた期間が厚生年金保険の加入期間とされておらず納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社における在職については、申立人が同社で仕上職人をしていたとする先輩と思われる者が同社の健康保険・厚生年金保険被保険者名簿に登載されていることや、申立期間より前に申立人と同じ職場で働いていたとする同僚の陳述から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社の健康保険・厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間前後において健康保険番号の欠番は見当たらなかったことから、申立人について記載漏れがあったとは考えにくい。

また、申立人はB社からは給与のほかに特別手当が出ており、職能を持っていたので待遇は良かったと述べているなど、他の社員とは異なる取扱いを受けていたこともうかがわれる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 8 月から 22 年 8 月まで

私は、昭和20年8月から22年8月までA事業所で事務の仕事をしていた。その間、厚生年金保険を掛けていたように思う。当時の給与支払通知書を持っており、勤務していたことが証明できるので厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A事業所に勤務していたことは、申立人が保管していた昭和21年6月及び同年8月付けのA事業所名の文書により確認できる。

しかし、A事業所における給与支払者であると申立人が陳述している事業主は、事業所別被保険者名簿の事業主氏名欄には見当たらず、別の者2名が申立期間における事業主であると確認できる。また、上司であったとしている者の氏名も同名簿の被保険者氏名欄には見当たらない。

さらに、申立てによれば、申立人が当時従事していた配給米に係る農家への割当計算の事務は、事業所別被保険者名簿に記載されている事業所所在地ではなく、市役所の近くの別の建物で行っていたとしている。

加えて、勤務していたのは男3人女3人の計6人であったとしているが、申立期間のいずれの時点においても、同名簿の被保険者数と符合しない。このような事情から申立人は当時、A事業所の固有の職務とは別に、終戦直後の臨時的業務に従事していたことが推認できる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 52

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 32 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 30 年 4 月 1 日から 32 年 4 月末まで、A社に当時の村長の紹介で就職し勤務した。同社退職時に、健康保険証を返し失業保険を受給した記憶があるので厚生年金保険にも加入していたはずである。30 年 4 月 1 日から 32 年 5 月 1 日までを厚生年金加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことは、同僚の陳述から推認できる。

しかし、A社は当時、厚生年金保険の適用事業所の届出を行っておらず、この点について、元役員の妻も経営が苦しかったため社会保険には加入していなかったと陳述している。また、申立人の在籍を陳述した同僚を始め数名の元社員が、同社は厚生年金保険に加入していなかったとしている。

さらに、申立人は退職時に健康保険証を返したとしているが、在職中に保険証を使ったことがなく、色や体裁については覚えていないとしており、保険証に関する記憶は曖昧である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 27 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 41 年 2 月 1 日から 42 年 5 月 10 日まで

申立期間①については、Aビルの和食の店でウエイトレスとして勤務していた。申立期間②に係る期間についてはB社に勤務していた。両社とも被保険者記録から抜けていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の昭和 34 年 4 月 27 日から同年 10 月 30 日まで在職していたと申し立てている①の期間について、AビルがC市に存在していることが確認されたものの、所有者であるD社によれば、40 年以前の申立期間当時はテナントが店を経営しており、当時のテナントの名簿は保存されていないとしている。このため、申立人の主張する事業所は特定できないことに加え、申立人の記憶も曖昧である。

一方、昭和 41 年 2 月 1 日から 42 年 5 月 10 日までB社に勤務していたと申し立てている②の期間については、上司であったとしている者の厚生年金保険の被保険者記録はあることから、申立人が勤務していたことは推認できるものの、社会保険事務所の「厚生年金保険被保険者名簿」には申立人の記録は見当たらなかった。

また、当時の健康保険の適用関係について、申立人は当初第二子出産のため、会社を退職し、夫の扶養になっていたと陳述していたが、その後、扶養の期間については不明であるとするなど、申立内容の変遷がみられる。さらに、昭和 41 年 6 月 1 日から 44 年 6 月 26 日まで夫が勤務していたE社の「厚生年金保険被保険者名簿」には扶養親族がいることをうかがわせる押印がみられる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料

を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 54

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年2月1日から同年4月1日まで
昭和25年10月1日から28年7月1日までA社B工場、C社及びC社D工場に継続して勤務した。3社とも社長は同一人であり、A社B工場とC社は同じ敷地内にあった。しかし、社会保険庁の記録では26年2月1日にA社B工場での厚生年金資格を喪失し、同年4月1日にC社での資格を取得したようになっており、2か月間の未加入期間がある。当時、A社B工場からC社に移籍したが、勤務に空白期間はなく、会社を移ったという意識も無かった。この間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場とC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当時の両社の所在地は同じ町名（番地は読取り不能）であり、申立人が両社は同じ敷地内にあったと申し立てていることと矛盾しない。しかし、両社の業務は、原木の原材料化と製紙業であり関連性は高いものの、代表者を異にする会社である。当時、A社B工場が業務を停止したため、C社が業務及び従業員の大半を引き受けたこととしたものと推測される。

また、両社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を対比したところ、A社B工場が適用廃止になった昭和26年2月1日現在、同社に在籍していた社員37人のうち申立人を含む30人がC社に移籍している。そして、その全員が26年2月1日に資格を喪失し、同年4月1日にC社での資格を取得していることから、会社間の異動に係る何らかの理由により、26年4月1日を厚生年金保険被保険者の資格取得日としたものと思われる。さらに、当該事業所は既に全廃しており、当時の役員等の所在をつかむことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 8 月から 10 年 3 月 1 日まで

A社で勤務した平成 9 年 8 月から 10 年 5 月 30 日までのうち、厚生年金保険加入期間は 10 年 3 月 2 日から同年 5 月 30 日までの 2 か月間のみだった。給与から社会保険料は控除されていたので、9 年 8 月から 10 年 3 月 1 日までの期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった銀行の取引明細書の給与振込記録から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは認められる。

しかし、元事業主から、申立期間は研修期間であり、当該期間については公的保険に加入させておらず、その内容は入社時に申立人に伝えていたとの陳述があり、元同僚からも入社後の研修期間は公的保険に加入していなかったとの陳述があった。

また、銀行の取引明細書の給与振込額を見ると、申立期間である平成 9 年 9 月から 10 年 2 月までの給与振込額と資格取得後の 10 年 3 月から同年 5 月までの給与振込額では、明らかに後者の給与振込額が低くなっていることが確認できる。

さらに、当時A社に關与していた社会保険労務士が保管していた厚生年金保険被保険者台帳は社会保険庁の記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月13日から同年10月まで
昭和42年月2月13日から同年10月までA事業所に勤務していた。同事業所での厚生年金保険被保険者記録がないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の在職状況について、A事業所を経営していたB社に関する社会保険庁の記録によれば、当時の同僚等として申立てのあった5名のうち3名とみられる者が確認できることから、申立期間前後に同事業所に在職していたことが推認できる。

ところで、B社の主たる業務は化学製品の製造販売であることが商業登記簿から推認できるところ、A事業所についてはその付加的業務として、折からのブームに乗って展開することになったと考えられる。申立人が同僚としている5名のうち2名については社会保険庁の記録から確認できず、付加的かつ独立的業務においては、化学業本体の社員とは異なる取扱いがなされた可能性を否定することができない。

また、給与額や厚生年金保険料控除に関する申立人の記憶は曖昧であるほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 57

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月から25年6月まで

昭和21年3月に工業高校を卒業し、同年4月から25年6月ごろまで、A社に勤務し、常勤の正社員として同社の2階に居住していた。同じ職種、勤務形態であった同僚には、同社での当時の加入期間があるのに対して、自分に加入期間が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の在職状況について、A社での加入記録が確認できる同僚の陳述により、申立人が申立期間前後に同社に勤務していたことは推認できる。

一方、当時、同じく正社員として勤務していたとする同僚の妻については、厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、同社の社員については何らかの事情により異なる取扱いを行っていた形跡がうかがえる。申立人は事業主が母方の親戚であったと陳述しており、このことから厚生年金保険には加入しない取扱いがなされた可能性も否定できない。

なお、A社は昭和22年に厚生年金保険の適用が廃止されており、その後の期間について加入を認めることはできない。

このほか、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたか否かについての申立人の記憶は曖昧であり、その他控除が行われていた事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 58

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の配偶者の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月31日から41年3月14日まで

結婚前の事で分からないが、昭和30年7月31日から41年3月14日までの間、夫の厚生年金加入記録が無い。10年余りも働いていなかったとは考えられない。同期間中の36年11月10日発生の労災事故に係る45年10月15日付けの障害補償給付請求書から、事故当時A社に在籍したことは間違いない。厚生年金加入期間が9か月不足していることにより、遺族厚生年金受給資格が無い。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の在職状況については、申立人から提出のあった障害補償給付請求書に事業主証明があることから、昭和36年11月10日の労災事故発生当時、A社が関係する事業場で勤務していたことは確認できる。一方、申立人が生前作成した履歴書によれば申立期間に含まれる36年当時、B社に勤務していた旨の記載が確認できる。

そこで両社の被保険者台帳から申立人の記録を調査したものの、いずれにおいても記録の確認はできなかった。また、氏名別読みの検索からも、申立期間における厚生年金保険加入記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 8 月 20 日から 31 年 4 月 (日付不詳) まで
② 昭和 32 年 4 月 (日付不詳) から 35 年 4 月 (日付不詳) まで

私は、A社に昭和 28 年 4 月から約 3 年間、B社に 32 年 4 月から約 3 年間勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録によると、A社については、昭和 28 年 4 月に資格取得しているものの、28 年 8 月 20 日で資格喪失となっており、B社については厚生年金保険の加入記録すらない。

納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①②とも、申立人は事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたと確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、申立期間①のA社については、社会保険事務所に保存されている健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 28 年 4 月 1 日に資格取得し、28 年 8 月 20 日に資格喪失していることが確認でき、かかる手続に不自然な点は見受けられない。さらに、当該事業所は既に全喪しており、人事記録等の関連資料を確認することもできない。

一方、申立期間②のB社については、同社が厚生年金保険の適用事業所であることは確認できるが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記載は無く、整理番号に欠番も見られない。また、事業所への照会を行ったものの、当時の人事記録等の資料は既に廃棄されており、明確な証言等も得ることができなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案9

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年3月1日から23年3月1日まで
② 昭和23年7月1日から24年1月1日まで

私は、昭和22年3月から23年6月まではA事業所、23年7月から同年12月まではB事業所にそれぞれ勤務していた。しかし、社会保険庁の記録を見ると、A事業所における厚生年金保険被保険者期間は23年3月1日から同年6月14日までしかなく、B事業所にいたっては同期間が全く無かった。勤務したことは事実であるので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の記憶する元同僚の証言により、昭和22年3月から23年6月まではA事業所、23年7月から同年12月まではB事業所にそれぞれ勤務していたと推認される。

しかし、申立期間のうち、①昭和22年3月1日から23年2月28日までの期間については、A事業所が23年3月1日に厚生年金保険の新規適用を受け、同日付けで申立人を含めた従業員を厚生年金保険被保険者としていることから、申立人が当該期間において、厚生年金保険被保険者であったとは考えにくく、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除したとする関連資料も見当たらない。

また、②昭和23年7月1日から同年12月31日までの期間については、申立人の氏名が健康保険厚生年金保険被保険者名簿に登載されておらず、整理番号の欠落も無く、申立人自身も、事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたとする明確な記憶が無い上、控除したとする関連資料も見当たらない。

さらに、両事業所は既に全喪しており、当時の役員及び会計担当者から証言

も得ることができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月から同年 10 月まで
② 昭和 36 年 4 月から同年 9 月まで

私は、昭和 35 年 3 月から同年 10 月までの期間及び 36 年 4 月から 37 年 1 月までの期間、それぞれ別の事業所に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

いずれの申立期間についても、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料が無い。

申立期間①に係る事業所については、申立人の言う名称で該当する事業所は見当たらず、申立人が記憶する社長の名前から、別の類似の名称の事業所と推認されるが、同事業所の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は見当たらない。

申立期間②に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の加入期間は昭和 36 年 12 月 1 日から 37 年 2 月 17 日までと記録されているが、申立期間に係る記録は見当たらず、申立人が「自分より 1、2 ヶ月前に入社していた」としている同僚の資格取得日は昭和 36 年 5 月 1 日であり、申立人が 4 月入社していたとの申立てとは合致しない。

さらに、申立期間に係る事業所はいずれも既に全喪し、当時の役員等も死亡又は消息不明となっている。

このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 41

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 8 月 19 日から 51 年 8 月まで
② 昭和 51 年 8 月から 51 年 12 月まで

私は、昭和 47 年 7 月、運送会社に木材運搬車の運転手として就職し、同社が倒産するまで勤務した。社会保険事務所において同社が倒産したのは 51 年 8 月との説明を受けたが、私の厚生年金保険の資格喪失日は倒産前の 50 年 8 月とされており、この間の被保険者記録が無くなっている。保険料は給料から控除されていたので、未加入とされているのは納得できない。

また、運送会社の倒産後、当該運送会社の元請であった製材会社において、引き続き木材運搬車の運転手として働いたが、この期間についても未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①において勤務していたとする運送事業所は、社会保険庁の記録によると、昭和 50 年 8 月 19 日に全喪していることから、申立人が申立期間①において厚生年金保険に加入していたことは確認できない。

また、申立人の申立期間①に係る雇用保険の被保険者記録は、昭和 50 年 8 月 14 日までであり、厚生年金保険の被保険者記録とほぼ一致する。

なお、申立期間①の運送事業所が全喪した直後の昭和 50 年 9 月から 54 年 9 月まで、土木関係事業所において、雇用保険の被保険者資格を取得しており(厚生年金保険の被保険者資格は取得していない。)、申立期間①及び②の大半は、当該土木関係事業所で勤務していたことが確認できる。

さらに、申立期間②に係る製材事業所では、申立期間①に係る運送事業所が倒産した後に臨時に申立人を雇用したものであり、厚生年金保険には加入させていなかったとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 42

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年ごろ
② 昭和28年ごろ
③ 昭和29年ごろ
④ 昭和30年ごろ
⑤ 昭和31年ごろ

昭和27年ころから31年ころまで、5つの事業所で勤務し、いずれの事業所でも健康保険証の交付を受けていた。厚生年金保険料も控除されていた記憶があり、厚生年金保険に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に申立てに係る事業所に勤務していた事実を確認できる人事記録等の資料や同僚の証言は無く、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

また、申立人が申立期間①において勤務していたとする事業所は、社会保険庁の記録から厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認でき、申立期間②から⑤における事業所については、いずれも申立期間後に適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所となっていない。

さらに、申立期間②、③及び⑤に係る事業所は既に全喪しており、唯一現在も存続している申立期間④に係る事業所では、申立人に係る関係資料等はないとしており、このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月から 38 年 3 月まで
昭和 37 年 9 月から 38 年 3 月まで、A 社に勤務していたが、この間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、当時の同僚を記憶しており、同僚の氏名は社会保険事務所の被保険者名簿に存在することから、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社では、社会保険適用対象者である正社員と臨時従業員（このほか社会保険適用外である日雇がいる）について、それぞれ名簿を保存しているが、これらの名簿には申立人の氏名は無く、申立人は社会保険の適用のない日雇であったと推認される。

また、社会保険事務所が保管する A 社及び関連会社の被保険者名簿には申立人の氏名の記載は見当たらず、整理番号にも欠番は確認できない。

さらに、雇用保険の加入記録について公共職業安定所へ照会したところ、A 社及び関連会社での申立人の加入記録は存在しない。

このほか、申立期間の申立に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から 56 年 4 月まで
昭和 55 年 7 月から 56 年 4 月まで、A社に勤務していたが、この間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の記憶する同僚がA社の厚生年金被保険者として存在することから、当時、申立人が勤務していたことは推認できるが、申立人は、給与明細書等の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料が無く、保険料控除に係る記憶も曖昧であり、事業所も全喪により関係資料が無いため、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

また、社会保険事務所が保管するA社の被保険者名簿には申立人の氏名の記載は見当たらず、整理番号にも欠番は確認できない。

さらに、雇用保険の加入記録について公共職業安定所へ照会したところ、申立期間についてA社での申立人の加入記録は存在しない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から同年 11 月まで
昭和 41 年 4 月から同年 11 月まで、A社に勤務していたが、この間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の記憶する同僚がA社の厚生年金被保険者として存在することから、当時、申立人が勤務していたことは推認できるが、申立人は給与明細書等の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料は無く、事業所も全喪により関係資料が無いため、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

また、社会保険事務所が保管するA社の被保険者名簿には申立人の氏名の記載は見当たらず、整理番号にも欠番は確認できない。

さらに、申立人の記憶する同僚は1期先輩であるが、同僚の厚生年金保険の適用は申立人が入社した昭和 41 年 4 月である。同社は入社後しばらく試用期間を設けていたと考えられ、申立人が勤務していた7か月は試用期間に相当し、厚生年金保険の適用は無かったものと推認される。

加えて、雇用保険の加入記録について公共職業安定所へ照会したところ、申立期間についてA社での申立人の加入記録は存在しない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 8 月から 38 年 4 月まで
② 昭和 38 年 9 月から 39 年 7 月まで
③ 昭和 40 年 2 月から 41 年 5 月まで
④ 昭和 42 年 12 月から 43 年 3 月まで

上記期間にA県B市の運送会社3社（C社、D社、E社）に勤務していたが、この間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は上記3社に勤務したとしているが、勤務の順序、時期等を記憶しておらず、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等も無い。

申立てのあった事業所のうち、C社及びD社は厚生年金保険適用事業所であるが、社会保険事務所が保管する2社の被保険者名簿を確認したところ、同名簿には申立人の氏名の記載は見当たらず、また、整理番号にも欠番は確認できない。さらに、現存するD社に申立人の勤務状況等を確認したところ、保存期限経過により賃金台帳、人事記録等が保存されておらず不明であり、もう一方のC社は既に全喪しており、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

加えて、E社については、申立人が主張する所在地に厚生年金保険適用事業所は見当たらない。さらにA県下の類似名称の事業所を確認したところ、3社の厚生年金保険適用事業所が認められたが、社会保険事務所が保管する3社の被保険者名簿には申立人の氏名の記載は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 11 月から 31 年 9 月まで
昭和 30 年 3 月 1 日から 32 年 11 月 30 日まで、A 社に勤務していたが、30 年 11 月から 31 年 9 月までの厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 30 年 3 月に A 社に入社し、申立期間は、同社に勤務しつつ、運転免許を取得するため自動車学校の昼間部に通学し、運転免許取得後は同社で配達、集荷業務に従事したとしている。

しかし、申立期間について、申立人は給与明細書等の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料は無く、事業所も全喪により関係資料が無いため、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

また、社会保険事務所が保管する A 社の被保険者名簿では、昭和 30 年 11 月 10 日に厚生年金保険の資格を喪失して、いったん健康保険証を返納し、その後 31 年 10 月 1 日に再度同社で厚生年金保険の資格を取得したこととなっており、その間は申立人の氏名の記載は見当たらず、整理番号にも欠番は確認できない。

さらに、当時の経営者の関係者に事情を聴取したところ、申立人が勤務していたことは記憶があるとしているが、普通、運転免許取得のために事業所に在籍させたままで自動車学校に昼間入学させることは考えにくいとしている。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断する

と、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

島根厚生年金 事案 22

第 1 委員会の結論

申立人が、申立期間において、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 41 年 6 月 27 日から同年 7 月 19 日まで
②平成 3 年 6 月 11 日から同年 6 月 30 日まで

①の期間については、昭和 39 年 12 月 24 日から 42 年 1 月 10 日まで申立期間を含め A 事業所に引き続いて勤務し、また、②の期間については、A 事業所から B 事業所に引き継ぎされて勤務していた。各申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人が各申立期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い。

申立期間①については、A 事業所が既に解散しており、調査を尽くしたものの、当時の事業主等の連絡先はつかめず、かつ、申立人も同僚等の記憶が無いことから関係者からの証言等を得ることができなかった。また、社会保険事務所の保管する船員保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間前後に整理番号の欠番も無く、申立人の被保険者記録は昭和 41 年 6 月 27 日に資格喪失、同年 7 月 20 日に資格取得となっており、かかる手続に不自然な点は見受けられない。

申立期間②については、申立人の船員手帳により、平成 3 年 6 月 10 日に A 事業所を雇止めされたことが、また、B 事業所が保管している船員保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、平成 3 年 7 月 1 日に同社に雇入れされたことがそれぞれ記録されていることから、同年 6 月分の船員保険は未加入となっていたことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、各申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

島根厚生年金 事案 23

第 1 委員会の結論

申立人が、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 24 日から 36 年 4 月 30 日まで
申立期間については、勤務していた A 事業所 B 工場から依頼されて同事業所 C 工場に転勤し、約 1 年半勤務していた。

勤務内容も転勤前と同じ条件であるので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は A 事業所 B 工場から同事業所 C 工場に転勤し、継続して勤務していたと申し立てているが、同事業所 C 工場の保管する退社簿及び厚生年金保険被保険者資格取得届・厚生年金保険被保険者資格喪失届に申立人の名前は確認できず、A 事業所健康保険組合においても、申立人が C 工場で被保険者資格を取得していた履歴も無い。

また、申立人が勤務していた A 事業所 B 工場が保管している退社簿において、申立人は昭和 34 年 10 月 22 日付で自己都合により退職している旨の記載がある。

さらに、申立人が勤務していたとする A 事業所 C 工場において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

加えて、申立期間のうち、昭和 35 年 10 月から国民年金に加入し、36 年 4 月分以降は、国民年金保険料を納付している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

島根厚生年金 事案 24

第 1 委員会の結論

申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 39 年 6 月から 41 年 5 月まで
②昭和 44 年 1 月から同年 10 月まで

申立期間①については A 事業所に、申立期間②については B 事業所に、それぞれ勤務していたと記憶しているので、納得できず、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①の A 事業所に係る雇用保険の記録により、申立人が昭和 39 年 7 月 31 日から 44 年 1 月 25 日まで同事業所に勤務していたことはうかがえるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。また、A 事業所の厚生年金保険新規適用年月日は 41 年 3 月 1 日であり、申立期間のうち 41 年 2 月までは、申立人が当該事業所において厚生年金保険の被保険者となることはできず、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない。

一方、申立期間②の B 事業所の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間当時、被保険者名簿に欠番は無く、申立人の記録も無い。

また、同事業所の決算報告資料に計上された社会保険料額は、当時の被保険者全員の標準報酬月額に基づき試算した社会保険料額とほぼ一致しており、申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる事情はない。さらに、当該事業所は厚生年金保険料を給与から控除し届出も行っていたと回答しているが、その事実を確認できる資料は提示されていない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 22 日から同年 5 月 26 日まで

A 事業所 B 工場には昭和 43 年 4 月 22 日に入社したが、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の被保険者資格取得日は 43 年 5 月 27 日と記録されている。以前勤務していた同事業所 C 工場では、入社日から厚生年金保険加入となっている。同事業所 B 工場についても、入社日から厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった資料（労働者名簿、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び資格喪失届の事業主控えの写し）によると、申立人は昭和 43 年 4 月 22 日から同年 5 月 25 日までの間に厚生年金保険の適用事業所である当該事業所に臨時雇用されていたことは確認できるものの、社会保険事務所の記録では被保険者資格取得年月日は、申立期間直後である 43 年 5 月 27 日と記録されているほか、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料や証言は無い。

また、雇用保険の記録でも、申立期間に係る当該事業所における申立人の加入記録は確認できず、社会保険事務所の記録と一致している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 19

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 7 月 1 日から 54 年 4 月 1 日まで
② 昭和 58 年 11 月 1 日から 60 年 4 月 30 日まで

昭和 51 年 7 月から 54 年 12 月までの A 病院での厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所へ照会したところ、51 年 7 月 1 日から 54 年 4 月 1 日までについては、加入していないとの回答をもらった。

また、昭和 58 年 11 月から 60 年 4 月までの B 病院での厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所へ照会したところ、B 病院では加入期間が無いとの回答をもらった。いずれも、厚生年金保険に加入していたはずであり、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

①の申立期間について、A 病院の同僚と一緒に写っている写真などから、申立人が A 病院に勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細などの資料が無い。

申立人は、①の申立期間中に 20 歳に到達し、同日から社会保険事務所の記録で確認できた昭和 54 年 4 月 1 日までの 7 か月間、国民年金に加入し保険料を納付している。

また、A 病院における申立人の厚生年金保険の加入記録と雇用保険の加入記録をみると、一致していることが確認できた。

さらに、②の申立期間中に申立人が勤務したとする B 病院は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、申立人が当該事業所の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月から 31 年 12 月まで
② 昭和 32 年 6 月から 32 年 10 月まで

昭和 27 年 4 月から 33 年 3 月 21 日まで A 社に勤務していたが、同期間における厚生年金保険の加入状況について、社会保険事務所へ照会したところ、空白の期間があるとの回答をもらった。同期間、A 社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間に係る申立人の記憶は曖昧であり、かつ、A 社は、既に全喪しているため、事業所に対する照会もできない。

さらに、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A 社が申立期間内において、申立人を含む多数の従業員に対して厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後に、再度取得させていることがうかがえ、A 社が何らかの意図の基に従業員の厚生年金保険の資格取得及び喪失に係る事務処理を行っていたことがうかがえる。

このほか、保険料控除に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年ごろから 53 年ごろ
② 昭和 53 年 2 月から 55 年ごろ

昭和 50 年ごろから 53 年ごろまで A 社に、53 年 2 月から 55 年ごろまで B 社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者となっていないのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

①の申立期間について、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 62 年 5 月 1 日であり、厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、申立人が当該事業所の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

②の申立期間について、B社社長の妻の証言により、申立人が同社に勤務していたことは推認できるが、②の申立期間について、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

また、申立人は、②の申立期間中国民年金に加入しており、昭和 54 年度及び 55 年度は保険料を納付している。

さらに、雇用保険の加入記録によれば、②の申立期間は、雇用保険の被保険者とはなっていない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から41年8月まで
昭和40年8月から41年8月までA社に勤務しており、厚生年金保険にも加入していたはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

運行管理者教習終了証等から、申立人が、申立期間について、A社に勤務していたことは推認されるが、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、A社に照会を行ったところ、約20年前に本社を移転した際に、過去の書類は処分したとのことであり、人事記録等申立てに関する資料は確認できない。

さらに、申立人は、厚生年金保険料の控除及び健康保険証の所持などに関して記憶しておらず、申立人が当時一緒に勤務していたとしている同僚においても一緒に勤務したことを覚えている程度の記憶で、厚生年金保険料の控除に関する証言は得られない。

なお、雇用保険の加入記録によれば、申立期間において、申立人は雇用保険の被保険者とはなっていない。

このほか、保険料控除に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 23

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 5 月から 30 年 12 月まで
昭和 27 年 5 月から 31 年 5 月まで、A社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者の加入記録について照会したところ、27 年 5 月から 28 年 4 月までは、見覚えの無いB企業組合の被保険者となっており、また、A社についても、31 年 1 月から同年 5 月までの期間のみ被保険者となっている。この期間は一貫してA社に勤務していたことから、当該加入記録について納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社社長の妻の証言により、申立人が継続して同社に勤務していたことは推認できるが、申立期間（昭和 27 年 5 月から 28 年 3 月までは除く）について、申立人が厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は無い。

申立期間のうち昭和 27 年 5 月から 28 年 3 月までについては、A社が厚生年金保険の適用事業所でなかったことから、A社の従業員を厚生年金保険の被保険者とするため、A社がB企業組合に加入し、この結果申立人がB企業組合の被保険者となっていたことが推察される。

また、申立期間のうち昭和 28 年 4 月から 30 年 12 月までについては、A社が 28 年 4 月にB企業組合を脱退し、31 年 1 月 1 日までは厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、申立人が当該事業所の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

さらに、申立人が当時一緒に勤務していたとして挙げた従業員 3 名の厚生年金保険被保険者資格取得及び喪失状況について社会保険庁の記録を確認した結果、2 名は申出人と同様の状況であり、残り 1 名もA社が適用事業所となった昭和 31 年 1 月 1 日に資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月から 36 年 9 月まで
② 昭和 42 年 1 月から 44 年 11 月まで
③ 昭和 49 年 3 月から 50 年 10 月まで

私は、昭和 31 年 3 月から 36 年 9 月まで A 社に勤務、42 年 1 月から 44 年 11 月まで B 社に勤務、49 年 3 月から 50 年 11 月まで C 社に勤務しており、それぞれで厚生年金保険料を支払っていたと思う。

第3 委員会の判断の理由

①、②及び③の期間については、申立人がそれぞれ厚生年金保険料を支払っていたと申し立てているが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険庁の記録では①及び②の期間については、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。③の期間については、当該事業所は厚生年金保険の適用があるものの、社会保険庁の厚生年金保険被保険者名簿から申立人の名前は確認できなかった。

さらに、雇用保険の被保険者記録においても、申立期間における申立人の該当記録は存在しなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月から33年1月まで
A市のB社に勤務していた。朝8時から夕方5時まで船のエンジンの修理作業をしていた。当時は健康保険証ももらっており厚生年金保険に加入していないのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は当時厚生年金保険料を支払っていたと申し立てているが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険庁の保管する被保険者名簿によるとB社は昭和32年8月1日全喪事業所になっており、かつ32年4月25日以降の取得者はいなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月から 45 年 3 月まで
昭和 46 年 12 月から 47 年 5 月まで

A地区のB社で、約半年間、寮に入り常勤で勤務した。従業員は 20～30人で社長は外国人の法人事業所だったと思う。

給与から厚生年金保険の保険料が控除されていたかは不明で、期間についても覚えていないが、厚生年金保険が途切れた期間だと思う。この間を厚生年金保険の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険を控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情が無い。

申立人が勤務していたと主張する事業所は、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の適用事業所になっておらず、申立期間において厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できない。

また、雇用保険の加入記録についても確認したところ、申立期間の前後の勤務期間については、雇用保険の被保険者であった記録が確認できたものの、申立期間については、被保険者であった記録は確認できなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案27

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年12月2日から35年3月31日まで
申立事業所の事業主から、私が申立期間について申立事業所に勤務していたことの証明書をもっている。
申立事業所に勤務していたのは事実であるので、当該期間を厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立事業所の勤務証明書、同僚の証言等から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、社会保険庁の記録によると、当該事業所は、申立期間について、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、当該事業所に係る厚生年金保険の新規適用年月日は、昭和63年3月1日となっている。したがって、申立人は申立期間において当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者となることはできない。

このほか、厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月から34年3月まで
申立期間当時、A事業所（現在は、B社）に勤めていた。
給与明細書等の資料は無いが、約2年間勤めていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは、申立期間当時の事務担当者の証言から確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA事業所の厚生年金保険被保険者名簿の中に申立人の記録は無い上、厚生年金保険記号番号払出簿の中にも、申立人の名前は見当たらない。

また、申立人は、「当時、給与から厚生年金保険料を引かれていた記憶がある。」と主張しているが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書などの資料は無い。

さらに、申立人が勤務していたA事業所には当時の関係資料が保存されておらず、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料を控除されていた事実を確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月から32年2月まで
申立期間当時、A社に勤務していた。

給与明細書等はないが、従業員として勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が当時一緒に働いていたとする同僚の氏名が確認できることから、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できるが、同名簿の中に申立人の記録はない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人から聴取しても、保険料控除の記憶は明確ではない。

さらに、申立人が勤務していたA社は既に全喪しており、厚生年金保険料の控除に係る事実を推認できる関連資料は無い上、申立期間当時の事務担当者から聴取したところ、当時の従業員の厚生年金保険への加入手続は入社後相当程度の期間が経過した後に行っていた旨の説明があった。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月 1 日から 53 年 6 月 16 日まで

申立期間当時、A社（現在は、B社）に勤務していた。

給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは、当該事業所における申立人の労働者名簿の存在及び申立人が申立期間当時、一緒に働いていたとする同僚の証言から確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金被保険者原票の中に申立人の記録は無く、雇用保険の被保険者記録においても、申立期間に係る申立人の記録は存在しない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が勤務していたB社の事務担当者及び当時の同僚から聴取しても、申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていた事実について、証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人がA社に勤務していた当時の労働者名簿には、「臨時雇入」の記載がある上、厚生年金保険記号番号欄が空欄となっていることから、当該事業所における雇用形態ごとの厚生年金保険の適用実態は確認できないものの、申立人は申立期間当時、臨時雇用であったため厚生年金保険に加入していなかった可能性がうかがわれる。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和16年4月から19年12月まで
申立期間当時、A社B工場に勤務していた。

給料から厚生年金保険料の天引きをされていた記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和16年4月から19年9月までの期間は、女子労働者を対象とした厚生年金保険制度（労働者年金保険制度）の発足前であるとともに、申立人が申立期間において勤務していたとするA社B工場が厚生年金保険の適用事業所になった事実は確認できない。

また、申立人が昭和19年10月から同年12月までの期間において厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人から聴取しても、保険料控除の記憶は明確ではない。

さらに、A社B工場は既に廃止されており、申立人に係る申立期間当時の記録が存在していないこと、及び申立人が申立期間当時、一緒に働いていたとする同僚も連絡がとれないことから、申立人が申立期間当時、当該事業所に勤務していたことは確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月 1 日から 55 年 1 月 3 日まで
申立期間当時、A社に勤務していた。

会社が倒産するまで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、元事業主及び申立人の姉妹の証言から確認できるが、給与明細書等の資料は無く、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことまでは確認できない。

また、社会保険事務所が管理している厚生年金保険被保険者原票により、申立人が昭和 53 年 6 月 1 日に資格を喪失しているとともに、同年 6 月 24 日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

さらに、申立人が勤務していたA社は既に全喪している上、同社の社会保険関係事務を受託していた社会保険労務士事務所においても申立人の厚生年金保険加入記録等は保管されていないことから、申立内容について確認することはできなかった。

このほか、申立人の厚生年金保険料の控除を推認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 59 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

申立期間①においてはA社に、申立期間②においてはB社に勤めていた。

給与明細書等はないが、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間うち①の期間については雇用保険の加入記録により、当該事業所に勤務していた事実は確認できるが、②の期間については雇用保険の加入記録はない。また、社会保険事務所が保管するA社及びB社の厚生年金保険被保険者名簿の中に申立人の記録は無く、整理番号の欠番も無い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料はない。

なお、A社の事業主は、「雇用保険は採用と同時に加入させていたが、厚生年金保険については3か月くらいの試用期間を経てから加入手続をしていたと思う」旨供述しており、一方、申立期間当時、B社と一緒に勤務していたとする同僚は、「厚生年金保険の加入について自分から社長に申し入れた」旨証言していることから、いずれの事業所においても事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入手続を行っていない可能性がうかがわれる。

このほか、すべての申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料、

周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月26日から25年3月1日まで
申立期間当時、A社B工場に勤務していた。

部署の異動はあったが継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社B工場の厚生年金保険被保険者名簿の中に申立人の申立期間に係る記録は無い上に、同社は既に全喪しており、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人が申立期間当時一緒に働いていたとする同僚は、「当時、経営上のことで、年齢も15歳と若いので一度退職して再雇用された形をとってほしいと会社から言われ、厚生年金に加入しなかった記憶がある」旨証言している。

このほか、申立人の厚生年金保険料の控除を推認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 37

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月から 32 年 2 月 28 日まで
申立期間当時、A社に勤めていた。

給与明細書等は無いが、従業員として勤務していたので、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、申立人と同じ会社に勤務していた申立人の夫及びその同僚の証言から確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿の中に申立人の記録は無く、整理番号の欠番も無い。

また、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

さらに、申立人が勤務していたA社は既に全喪しており、厚生年金保険料控除に係る事実を推認できる関連資料は無く、申立人から聴取しても、保険料控除の記憶は明確ではない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から同年 12 月まで
申立期間当時、A社（現在は、B社）に勤務していた。
定時制高校に通いながら勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、当時一緒に入社したとする同僚及び申立人の兄の証言から確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿の中に申立人の記録は無く、同名簿の健康保険被保険者番号の欠番も見当たらない上、A社（現在は、B社）にも申立人の申立期間に係る記録が保管されていないため、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していた事実を確認することができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人から聴取しても、保険料控除の記憶は明確ではない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

高知厚生年金 事案 34

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 1 月 5 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 58 年 2 月 1 日から同年 10 月 21 日まで
③ 昭和 59 年 7 月 1 日から 60 年 1 月 21 日まで

私は、昭和 57 年 1 月 5 日から同年 10 月 31 日までの期間及び 58 年 2 月 1 日から同年 10 月 20 日までの期間において、A 地方自治体の B 課に、また、59 年 7 月 1 日から 60 年 4 月 30 日まで同 C 事務所に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A 地方自治体の在職証明書及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間中に、A 地方自治体（①及び②の期間は B 課、③の期間は C 事務所）に勤務していたことは確認できるものの、給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうか明確な記憶は無いと申し述べているほか、事業主により給与から保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

また、申立期間①及び②に係る A 地方自治体の B 課は、申立期間において厚生年金保険適用事業所ではないため、申立人は当該期間において当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者となることができない。

さらに、申立期間③に係る C 事務所については、同団体へ照会したところ、申立期間当時、臨時的任用職員は、本人の意向が無ければ厚生年金保険へ加入させていなかった実態が見受けられる旨の回答があった。

加えて、③の期間について、申立人は、共済組合に加入する夫の被扶養者になっていた可能性があるとして申し述べている。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 2 月 25 日から同年 4 月 10 日まで
② 昭和 49 年 8 月 23 日から同年 12 月 1 日まで
③ 昭和 50 年 2 月 16 日から同年 4 月 10 日まで
④ 昭和 51 年 2 月 28 日から同年 4 月 1 日まで

申立期間について、船員保険に加入していた事実が無い旨の回答を受け取ったが、A社所有の船に4月に乗り、翌年2月に下船することを繰り返していたことから、下船していた期間は、実質、1か月半しかないにもかかわらず、未加入となっている期間が2か月以上となっていることは納得できないので、船員保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、申立人は、申立期間①、③及び④については船舶がドックに入っていた期間であり、その間は事業所からの給与の支給も無かったと申し述べており、当該期間については当該船舶に係る船員保険の被保険者ではなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間②について、社会保険事務所の保管する船舶所有者別被保険者名簿を確認したところ、当該申立期間に係るB社所有のC丸に当時乗船していた船員のうち申立人を含む申立人の被保険者番号と連続する9人全員が、申立人と同日の昭和49年8月23日に資格喪失しており、当該手続に不自然な点は見受けられない。

加えて、当時のC丸の船主（死亡）の妻からは、申立期間における申立人の船員保険の適用等についての証言は得られず、申立人も当時の同僚等の記

憶が無いことから関係者等の証言も得られなかった。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 37

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月1日から26年8月31日まで
厚生年金保険被保険者期間について社会保険事務所において確認してもらったところ、A事務所において昭和25年10月12日から同年11月1日までの1か月しか厚生年金保険に加入していた事実が無いとの回答を受けた。
A事務所については、冬から夏を通して働いた記憶があり、1か月ということはありません。少なくとも昭和26年8月までは働いているはずである。よく調べて申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA事務所に係る厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が昭和25年10月12日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年11月1日に被保険者資格を喪失したことが確認でき、同日以降に厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無い。A事務所の隣の事務所に係る厚生年金保険被保険者名簿にも申立人が申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無い。

また、A事務所の厚生年金保険関係の資料を引き継いでいる国のBが保管する厚生年金保険被保険者名簿においても、同様に昭和25年11月1日以降に厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無い。

さらに、当時、労務管理等の事務を行っていたC県にも既に関係資料は無く、申立人に係る厚生年金保険被保険者の記録は確認できない。

加えて、申立期間に係る申立人の雇用保険の加入記録も無く、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料も無い。

このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 38

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から平成 4 年まで

私が事業主であったA有限会社は、厚生年金保険の適用事業所としては見当たらず、被保険者としての私の記録も無いとのことであるが、以前事業主であった他の2社は、厚生年金保険の適用事業所である。申立ての事業所は法人であるから、被保険者の資格取得手続は元妻が行っているはずである。

法人登記では、申立ての事業所は、昭和60年4月22日の設立であるので、60年4月から倒産した平成4年までの期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録により、申立ての事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、B市C区役所の記録では、申立人は、昭和54年4月1日から平成19年11月19日現在まで国民健康保険に加入しており、さらに、申立人は、申立期間中の昭和62年7月に国民年金保険料の免除申請を行い、その結果、同年4月から平成7年7月まで申請免除（全額）が認められている。

申立期間に係る給与明細書等の厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる資料は無く、申立人は事業主であるものの、厚生年金保険に係る手続はすべて元妻に任せており、新規適用の届出の有無、届出の時期、保険料納付方法等についての記憶は無い。

なお、元妻の具体的な証言も得られず、当該事業所の厚生年金保険に係る手続の詳細は確認できない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 39

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月から 47 年 3 月まで
社会保険事務所に対し、申立期間の厚生年金保険の被保険者資格について確認してもらったところ、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

A会のB診療所長の誘いを受け、同診療所に勤め始めてからは検査技師として働き、同診療所の従業員は、常時 20 人から 30 人が働いており、ベッド数も 30 床から 40 床あった。

申立期間中、C病院で出産し健康保険被保険者証を使ったこともあり、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録により、社団法人A会B診療所は、昭和 48 年 6 月 1 日に新規に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間である 44 年 11 月から 47 年 3 月までは、同診療所の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

さらに、申立人の申立期間に係る当該診療所での雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、当該診療所は既に全廃しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 40

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立期間の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月から 47 年 9 月まで
平成 19 年 7 月 13 日に、昭和 46 年 3 月から 47 年 9 月までの厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に照会したところ、46 年 5 月から 47 年 9 月までの期間については加入の事実が確認できないとの回答があった。
昭和 46 年 3 月に、(有) A の B 市 C 店で勤務を始め、46 年 5 月からは同市の D 店で勤務するようになった。
両店の経営者は、同じであり、両店とも同事業所の店であったはずである。勤務条件も変わらず、給与の手取額はほぼ変わらない額であったので、厚生年金保険料も継続して控除してあったはずであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、(有) A の C 店に勤務した昭和 46 年 3 月 10 日から 46 年 5 月 21 日までは、社会保険事務所が保管する健康保険・厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。また、申立人が、当時、チーフ料理人であったとする E は、申立期間中に D 店において申立人と一緒に勤務していたと証言していることから、申立人が同店においても勤務していたことがうかがえる。

しかし、当該名簿では、申立人が(有) A の C 店から同社 D 店に転勤をした昭和 46 年 5 月 21 日以降に厚生年金保険の被保険者資格を取得した形跡は無く、また、雇用保険についても 46 年 3 月 10 日に被保険者資格を取得し、46 年 5 月 20 日に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、(有) A は、当時の勤務記録、厚生年金保険被保険者資格の得喪に係る資料等が残っていないため、申立人に係る勤務の有無及び厚生年金保険料の給与からの控除の有無については不明であると回答している上、申立人からは、給与明細書等厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを

確認できる資料の提示は無い。

このほか、厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 41

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 2 月から 57 年 6 月まで

厚生年金保険の被保険者期間について照会したところ、申立期間において厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。飲食店であるAに開店時から勤務していて、社会保険の事務を担当していた。厚生年金保険の被保険者となっていないことが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録において、申立人は、申立期間について、雇用保険の被保険者となっていないことが確認できる。

また、申立人が勤務していたと主張するAは、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

このほか、申立てに係る事業所における当時の同僚等の証言も得ることができず、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 42

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月から 32 年 2 月まで

私は、昭和 31 年 10 月から 32 年 3 月中旬ごろまで A (株) に勤務しており、当時自分の給与から厚生年金保険料を控除されていた事をはっきり記憶している。

申立当時、社長の実姉である経理担当者に、給与から控除されている厚生年金保険料のことを訊ねると、「これは貴方が将来働けなくなった時のために、生活費を国が保障してくれる保険です。」という会話を交わしたのを良く覚えており、申立期間については、厚生年金保険の被保険者であったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管している健康保険・厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁の記録では、昭和 34 年 4 月 1 日に当該事業所が新たに厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できることから、申立期間において、A (株) の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

なお、申立人が当時同僚として一緒に働いていたとする者の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和 34 年 4 月 1 日であることが確認できる。

さらに雇用保険の加入記録においても、A (株) における申立人の記録は存在しない。

また、事業主からは、申立人に係る関係資料は全く無く、その当時の関係者も死亡していることなどから、申立内容の真偽を説明することは不可能との回答がある。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 43

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月から28年3月まで

私は、昭和24年5月から米軍A基地のサービス・クラブで電話番などの仕事をしていたが、26年12月に大学受験のために退職した。

しかし、大学に入学しなかったため、昭和27年5月から同基地で再び働き始め、兵舎内の掃除、洗濯などの雑役係（ジャンニータ）として勤務し、28年3月に退職した。

米軍A基地で勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険の被保険者としての記録が無いので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和27年5月から米軍A基地で兵舎内の掃除などの雑役係（ジャンニータ）として勤務していたと申立てている。

しかしながら、厚生省保険局長通知「連合軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日保発第51号）により、昭和26年7月1日からは、ハウス等のいわゆる家事使用人及びクラブ、宿舎施設等に使用される者は、強制被保険者とならないこととされている。

また、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実が確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 44

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年ごろから 37 年ごろまで (A)
② 昭和 55 年 6 月から 56 年 4 月まで (B (株))
③ 平成元年 1 月から 2 年 12 月まで (C (株))

A 及び B (株) 並びに C (株) に係る厚生年金保険の加入歴を照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。勤務していたことは間違いないので、認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料が無い上、申立人の保険料控除に関する記憶は曖昧である。

また、すべての申立期間について申立人が雇用保険に加入していたという記録が無い。

2 A に係る申立期間①については、既に廃業しており、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 B (株) に係る申立期間②については、同社は昭和 55 年 10 月 16 日から 56 年 6 月 15 日までの申立人に係る日雇労働者健康保険適用除外承認書を保有しており、社会保険事務所において申立人に係る日雇労働者健康保険適用除外承認を受けていることが認められる。

また、当該事業主からは、申立人の雇用形態は臨時の雇用だったという旨の回答が得られており、日雇労働者健康保険適用除外承認書による適用除外の理由から、日雇労働者として厚生年金保険は適用を除外されていたものと推認される。

4 C (株) に係る申立期間③については、同社が保管していた当時の当該事業所における健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定

通知書、健康保険被扶養者（異動）届において被保険者資格の取得年月日は平成3年1月1日と記載されており、申立期間後に資格を取得したことが確認できる。

また、当該事業主は、申立人に係る雇用形態は嘱託として雇用し、平成2年12月3日から同月31日までは試用期間として保険料は控除されておらず、さらに、当該事業所調査において、申立期間のうち元年1月から2年12月2日までは、在籍の事実及び保険料の控除は無かった旨の回答をしている。

- 5 このほか、申立期間に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。
- これら申立内容及び収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大分厚生年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月から24年3月まで

私は、昭和20年8月の終戦後に、連合軍がA県に進駐して来た際、友人の紹介で進駐軍施設の仕事をすることになった。いつから働くようになったかは、はっきりとは覚えていないが、20年9月ごろだったと思う。進駐軍施設ではエンジニアとして働き、給与は公共職業安定所から受け取っていた。申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の進駐軍施設での勤務状況について、具体的に述べていることから、当該事業所に勤務していたことは推認できるが、申立期間に厚生年金保険料が控除された事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、当時、進駐軍施設に勤務する日本人従業員は、国の雇用人としての身分を有し、国の機関がその労務管理にあたっていたが、昭和23年から24年にかけて進駐軍施設が所在する地域を管轄する都道府県庁に、国の委任業務の実施機関として「渉外労務管理事務所」が設立され、それ以降は、当該事務所が進駐軍施設従業員の労務管理業務を行ってきた。しかし、社会保険庁の記録によると、申立人が申立期間に勤務していた当該事業所を管轄する渉外労務管理事務所は、24年4月1日付けで社会保険制度の適用事業所となっているため、申立期間は、当該事業所の従業員として厚生年金保険に加入することができない期間である。

さらに、申立人は、当該事業所が社会保険制度の適用事業所となった昭和24年4月1日以降も当該事業所に勤務しており、その期間は、当該事業所の厚生年金被保険者名簿に申立人の記録が確認できるところ、申立期間に係る記

録は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大分厚生年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 26 日から 42 年 1 月 1 日まで

私が当時A社に勤務していたことは、同僚が証言してくれる。同僚が厚生年金保険に加入となっているのに、自分が加入となっていないのはおかしい。空白となっている申立期間について厚生年金保険被保険者だったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元同僚及び元役員の供述などから、申立人が申立期間当時A社に勤務していたことは推認できるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書などの資料は無い。

申立期間のうち、昭和 40 年 5 月 3 日から同年 11 月 30 日までの期間について、雇用保険の記録によれば、申立人は、B社に勤務していたことになっており、申立人もその後、当該期間については厚生年金保険には加入していない短期アルバイトだったことを認めている。

また、申立期間のうち、昭和 40 年 12 月 1 日から 41 年 9 月 6 日までの期間について、社会保険事務所の管理している記録では、A社の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記載は無く、欠番も無い。

加えて、A社勤務に係る雇用保険の記録は無く、A社は厚生年金保険の適用を 44 年 5 月に全喪しており、A社の元役員及びA社の事業を引き継いだ会社に確認しても、申立人の申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

ちなみに、申立期間を含む昭和 41 年 9 月 7 日から 49 年 10 月 20 日までの期間について、雇用保険の記録によれば、申立人は、C社に勤務していることになっており、C社に係る厚生年金保険被保険者記録は昭和 42 年 1 月 1 日から

確認できるものの、C社に確認しても、申立期間のうち41年9月から同年12月までの申立人に係る申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない旨の回答があった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮崎厚生年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 10 月から 42 年 12 月まで
② 昭和 43 年 9 月から 48 年 12 月まで

私は、昭和 33 年 10 月から 42 年 12 月まで、A市のB社という事業所で働いた。

また、昭和 43 年 9 月から 48 年 12 月まで、A市のC社という事業所で働いた。

いずれも厚生年金保険加入事業所であることを確認してから就職したにもかかわらず、社会保険事務所に被保険者記録を照会したところ、加入記録が無いと回答があったことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

申立期間①について、社会保険庁の記録によると、B社は、昭和 35 年 5 月に厚生年金保険の適用事業所となり、37 年 8 月には全喪しているため、申立期間のうち、33 年 10 月から 35 年 4 月までの期間及び 37 年 8 月から 42 年 12 月までの期間は、同社において、厚生年金保険の被保険者となることはできない。また、同社は既に全喪しているため、申立期間当時の厚生年金保険料控除の状況を確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管しているB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票の中には申立人の氏名は無く、同事業所が全喪するまでの間に払い出された健康保険整理番号に欠番も無い。

次に、申立期間②について、社会保険庁の記録によると、D県内には、

C社という名称の厚生年金保険適用事業所は無く、また、D地方法務局A支局では、同一名称の法人事業所は、登記簿にも閉鎖登記簿にも無いとしている。

さらに、申立人の雇用保険加入記録において、申立期間②中である昭和45年3月1日から同年12月31日までの期間及び47年1月4日から51年3月31日までの期間には、C社ではなくE社における雇用保険被保険者であったことを示す記録がある上に、同社は厚生年金保険の適用事業所では無い。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和35年10月から国民年金に加入し、43年8月から49年1月までの期間、国民年金保険料の申請免除が行われていることが確認でき、申立期間②は、すべて免除期間と重複している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

宮崎厚生年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から56年1月まで

私は、昭和49年2月から59年9月まで、デパートにテナントとして入っていたA社に勤務していた。その後も同じデパートの別の事業所に勤務して、デパートの社長からテナントの従業員として15年の永年勤続表彰を受けたが、社会保険庁の記録では、A社における厚生年金保険被保険者資格取得日が56年2月からとなっており、49年2月から56年1月までの加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者原票の記録によると、申立人が勤務していたと主張するA社は、昭和49年2月に厚生年金保険の新規適用を受けているが、適用当時、同社には、申立人及びその夫が勤務し、夫は49年2月から50年5月まで厚生年金保険の被保険者となっており、申立人は、この間、その夫の健康保険の被扶養者になっている。

また、夫がB社において厚生年金保険被保険者資格を取得した51年6月から56年2月に資格喪失するまでの間も、夫の健康保険の被扶養者になっている。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立人は、A社における申立人の雇用保険被保険者であったことを示す記録は、申立期間以後の昭和56年2月以降となっている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。
これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月から26年3月まで

私は、昭和20年4月ごろ、私の叔母が勤務していたA事業所を紹介され、事業主宅に住み込みで働くことになった。このころから26年3月末に退職するまでの間、厚生年金保険料は給与から控除されていたと思う。

今回、厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について記録が無いという回答があったが、勤務していたことは明らかであるため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人から、A事業所における勤務実態（勤務時期、給料等）や厚生年金保険料控除の状況について明確な回答が得られない。

また、社会保険庁の記録では、申立人が勤務していたと主張するA事業所は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者となることはできない。

さらに、申立人はもちろん、A事業所の事業主及び申立人の叔母についても、厚生年金保険の加入記録を確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関係資料を総合的に判断する

と、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 1 日から 40 年 5 月 31 日まで

私は、昭和 38 年 8 月から 40 年 5 月まで、当時新しく A 市にできた B 社の工場に勤務し、厚生年金保険に加入していたはずであるが記録が無い。当時の同僚は申立期間について厚生年金保険に加入しているとのことであった。給与明細等は保管していないが、勤務したことは間違いないので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料が無い。

また、B 社には申立人の在籍を確認できる書類が無い上、雇用保険の記録においても申立期間に係る記録は確認できない。

さらに、申立人の同僚は、申立期間当時、B 社において厚生年金保険に加入していた事実が確認できるものの、この同僚は、新工場設立以前から同社の系列会社に勤務し、新工場の設立とほぼ同時に転勤してきたことが確認できるため、申立人とは雇用形態が異なっていたことが推認できるとともに、申立人には、この同僚を除き、申立期間当時、一緒に勤務していた者についての記憶が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関係資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

沖縄厚生年金 事案 34

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨等

申 立 期 間 : ① 平成6年6月30日から同年7月1日まで
② 平成7年6月30日から同年7月1日まで
③ 平成10年2月18日から同年6月19日まで

私は、継続してA社に勤務していたが、①、②及び③の期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。③の期間は健康保険にも加入していたので、①、②及び③について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料が無い。

また、A社の社内規定により、当該事業所における従業員の定年後の再雇用は、1労働日以上が経過した後に行っており、当該事業所の人事記録を確認したところ、平成5年6月30日付けで定年退職した申立人は、申立期間①について、退職が6年6月29日、再雇用が6年7月1日、同②について、退職が7年6月29日、再雇用が7年7月1日とされていることが確認でき、申立人以外の定年退職後再就職した従業員についても、すべて同様の取扱いがなされている。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所の資格の得喪に係る整理番号簿を見ると、整理番号に遺漏が無いことから、申立期間については上記のとおり厚生年金保険の資格の得喪が行われていたことが確認でき

る。

当該事業所では、申立期間に係る賃金台帳等が既に廃棄されているため、保険料が控除されていたことを確認できる資料は無い。

一方、申立期間③について、申立人は健康保険に加入していたと主張しているが、当時の厚生年金保険法に基づき 65 歳以上の者は厚生年金保険の被保険者とはなり得ないことから、申立人は申立期間③において、当該事業所に係る被保険者となることができない。また、申立人が所持している給与明細書によっても、厚生年金保険料が給与から控除されていなかったことが確認できる。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。